

326
118

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 80 1 2 3 4 5

始



336
K18

法學博士小林丑三郎著

財政學提要

明治大學出版部發行

69

336-118

法學博士小林丑三郎著

財政學提要

明治大學出版部發行

大正
1.10.16.
丙交

目次

第一章 財政學の意義及職分	一頁
第一項 財政學の意義	一
第二項 財政學の職分	三
第二章 財政學の發達	七
第三章 公共團體	一一
第四章 財政の特別原則	一六
第五章 財政の計畫	二一
○第六章 豫算案	二四
第七章 財政の要素	四四
第八章 公共經費論	四七

第一項	經費論の必要	四七
第二項	公共職分の範圍	四九
第三項	公共經費の意義	五七
第九章	經常費及臨時費	六〇
第十章	物件費及人件費	六五
第十一章	必要費及自由費	六八
第十二章	政務費及財務費	七五
第十三章	公共經費の膨脹	一〇
	各國經費增加表	一一〇
	各國人口增加表	一一三
	各國富力增加表	一一五
	世界通貨增加表	一一六
	各國金保有高增加表	一一七
	各國物價騰貴表	一一八

第十四章	公共收入論	一四三
第一項	收入の意義及種類	一四三
	各國歲入增加表	一五三
第二項	收入發達の順序	一五三
第十五章	公共收益 (私經濟的收入)	一六〇
	各國財產及企業收入表	一六七
	各國陸軍軍備表	一二一
	各國海軍軍備表	一二二
	各國國防費歩合表	一二三
	各國國債高增加表	一三〇
	各國國債費增加表	一三一
	各國國防公債及行政費割合表	一三二
	重要殖民國勢力表	一三六
	本邦地方費增加表	一三九
	各國地方費重要事項比較表	一四一

第一項	不動產收入	一六九
第一	土地收入	一七〇
第二	森林收入	一七七
第二項	企業收入	一八三
第一	鑛業收入	一八三
第二	工業收入	一八七
第三	商業收入	一九五
第四	交通收入	一九八
各國郵便電信收入及純益表		
第五	富籤收入	二〇七
第三項	收益動產收入	二一一
第十六章	公課 (公經濟的收入)	二一七
各國公課收入表		
		二二一

第十七章 租稅論

第一項	租稅の意義	二三三
第二項	課稅の術語	二三五
第三項	租稅の原則	二三九
第一	課稅の目的に關する原則	二四〇
第二	稅本利用に關する原則	二四三
第三	租稅の分配に關する原則	二四六
第四	課稅の技術に關する原則	二五四
第四項	稅率の制度	二五九
第一	比例制及累進制	二五九
第二	從價制及從量制	二七四
第五項	稅源及租稅系統	二七五
第六項	租稅の歸著	二八七
第一	直接歸著	二八八

第二	租税の前轉	二九〇
第三	租税の後轉	二九二
第四	租税の消轉	二九三
第七	直税對間税	二九五
各國直税及間税區別表		
		三一〇
第十八章 收入課税各論		
第一	税制の組織	三一六
第二	地 租	三三一
第三	家屋税	三四七
第四	營業税	三五九
第五	所得税	三七二
第六	鑛業税	四〇〇
第七	賣業營業税	四〇四
第十九章 利得課税各論		
		四〇六

第一	特質及種類	四〇六
第二	行爲税	四一〇
第一	登録税	四一〇
第二	印紙税	四一六
第三	取引所税	四二〇
第四	通行税	四二四
第五	兌換券發行税	四二八
第六	骨牌税	四三二
第三	増富税	四三三
第一	相續税	四三四
第二	土地増價税	四四三
第三	兵役税	四四八
章 結		四五三
第二十章 支出課税各論		
		四五九

第一	生產課稅法	四五九
第二	流通課稅法	四六一
第三	豫約課稅法	四六一
第四	專賣課稅	四六二
第五	免許課稅法	四六四
	各國消費稅概覽表	四六五
第二十一章 消費稅		
第一項	飲料品稅	四六七
第一	酒造稅	四六九
第二	沖繩縣出港稅	四七一
第三	酒精稅	四七二
第四	麥酒稅	四七三
第五	醬油稅	四七四
第二項	日用品稅	四八一

第一	砂糖消費稅	四八三
第二	織物消費稅	四九〇
第三	石油消費稅	四九四
第四	賣藥稅	四九六
第五	食鹽專賣	四九七
第六	煙草專賣	五〇三
第七	樟腦專賣	五一一
第二十二章 使用稅		
第二十三章 關稅		
第一項	關稅の性質	五三四
第二項	關稅の種類	五三九
第一	輸入稅輸出稅及通過稅	五三九
第二	財政關稅及保護關稅	五四三

第三 國定關稅及協定關稅……………五五一

第三項 各國の關稅……………五五六

第一 英國の關稅……………五五六

第二 米國の關稅……………五五九

第三 佛國の關稅……………五六一

第四 獨逸の關稅……………五六三

第五 伊太利の關稅(及航海稅)……………五六五

第四項 本邦の關稅……………五六七

(參考)各國關稅收入表……………五八二

第二十四章 ○手數料……………五八三

第二十五章 ○特別賦金……………五九二

第二十六章 公共補助及讓稅……………五九四

第二十七章 臨時的補填手段……………六〇六

第二十八章 公債……………六一七

第一項 意義及性質……………六一七

第二項 公債の種類……………六一七

第三項 起債權及原因……………六二五

第四項 公債の效果及價值……………六二八

第五項 公債の形式……………六三二

第六項 公債の利子……………六三四

第七項 公債の借換及整理……………六三八

第八項 隠れたる國家破産……………六四四

第九項 國債の償還……………六四五

第十項 公債の行政……………六五二

第十一項 各國の國債高……………六五六

各國國債額及各種割合表……………六五八

第十二項 地方債……………六六一

第二十九章 歳計の施行……………六六五

 第一項 歳計の準則……………六六五

 第二項 確定豫算の效力……………六六六

第三十章 年度收支及整理期間……………六八一

第三十一章 變態收支の整理……………六八五

 第一項 過年度及變態收入……………六八五

 第二項 過年度及變態支出……………六九一

第三十二章 決算……………六九六

簡便なる換算例

磅(パウンド)	十圓弱	斤(英斤)	百二十匁又は五合五勺
弗(ダラー)	二圓強	リートル	五合五勺
兩(テール)	一圓四十錢弱	ヘクトリートル	五斗五升
留(ルーブル)	一圓弱	チエントネル	百斤又は五斗五升
布(フロリッソ)	八十錢弱	ドチエントネル	二百斤又は一石一斗
志(マイン)	半圓弱	瓦ガロン	二升四合
克(リッラ)	四十錢弱	キログラム	二斤又は一升一合
片(ペンス)	約四錢	百キログラム	二百斤又は一石一斗
米(セント)	二錢	ヘクタール	約一町歩
哥(コベツク)	約一錢	エークル	約四反歩
扁(ベニツヒ)	五厘	基米	約九町
ヘラ、佛(サンチム)	四厘		

財政學提要

法學博士 小林丑三郎著

第一章 財政學の意義及職分

第一項 財政學の意義

財政學は公共團體の經濟經理に關する學問なり凡そ公共團體にして自己の經濟を經理するもの數種ありと雖も其の最も完全なる形態を有するものは國家なり國家には聯合の國家、獨逸帝國の如しあり單獨の國家あるも共に公共團體中最も重大なる位地を有するが故に通例財政學と云ふときは専ら此等國家の經濟經理即ち國庫經濟の學問なりと解せらる然れども國家の下に附隨する他の公共團體例へば我が府、縣、郡、市、町、村等の如き地方自治體も亦た各自の經濟

經理を營み之に對する納税人民の負擔は國家の財政に對する彼等の負擔と共に同種の負擔として計算すべきものなるのみならず自治體財政の原則も幾多の關係に於て其揆を國家財政の原則と同ふし而かも亦た極めて互に密接の關係を有するものなるか故に共に均しく財政學の範圍に於て講究せざるべからず若し夫れ私法組織の共同體例へば會社及組合の如きに至りては團體として自己經濟を營爲するには相違なきも其の經理の目的、手段及原則に於て公共團體の經理と相異なるものありて財政學の論じ得る所にあらず此等は今尙ほ充分に發達せざるも謂ゆる私的經理學の講究に任ずるの外なきなり

財政なる文字は中古の羅句語 *finare* (支拂の意即ち *financia, fundio*) (金錢支拂の意) に起り廣く貨幣支拂の事項を意味し獨り公共團體の貨幣事項のみに使用したるにあらざりき其の始めて之を國家の貨幣及財産經理なる意義に使用したるは實に佛國なり佛國に於ては *finance* と稱し既に十六世紀以後一般に之を政府の理財に使用したり次いで此用語は當時歐洲文化の中心たる同國より文物及國語と共に他の歐洲各國に傳播し獨逸に於ては *Finanzen* 英國に於ては *Finance*

和蘭に於ては *financien* と稱し更らに十九世紀に入りて其意義を國家以外他の公共團體の上にてまで擴張するに至り今日は廣く公共團體の經濟經理として公共收入、公共支出及公債等に關する事項を意味するものなり

茲に於てか財政即ち公共團體の經濟經理なる語は各公共團體毎に之を使用す例へば國家、府、縣、市、町、村、財政、又は略して單に國庫、經濟、自治體、經濟と云ふ如き是れなり

單に經濟と云ふと經濟經理と云ふとは嚴格の意義に於て必ずしも同一にあらず經濟經理即ち財政と云ふは必ず一の經濟人格が自己の支配に於て收入及支出を經營する計畫的の生活を意味するも單に經濟と云ふは此の如く限局せるものにあらず恰も日本の經濟と云ふと日本の財政と云ふと同一ならざるが如し財政は必ず收入、經濟と支出、經濟との兩面より成れる一經濟人格の計畫的生活なることを忘るべからず縦令ひ略して國庫、經濟、又は自治體、經濟と云ふも其の意は國庫又は自治體の經濟的經理を謂ふものなりと知るべきなり

第二項 財政學の職分

凡そ經濟經理なるもの、順序は所要の經費及收入を適當に配定する經濟計畫に始まり、次ぎに此經濟計畫を行ふに必要な手段の作成に及び、作成したる手段を管理し充當するに終る。然れども若し其の經濟の經理が他人管理に係るときは他人管理の責任上、計算期間の經過後、計算證明の事項をも併せて之に含ましめざるを得ず、而して公共團體の經濟經理即ち財政は正さに此總てに該當するものなるが故に、財政學は此等總ての行務に關係を有すべきや論を待たず、然れども實際に於ては手段の作成即ち財源の調達に關する講究を以て其特別重要な職分と爲し、勢ひ之に優逸なる位地を與ふるものなり。

財政學は前記の諸行務を一切の方面より根本的に論究するものにあらず、其の職分は單に適當の經濟經理を營まんが爲めに必要な資料を研究すと云ふに止まり、爾餘の方面に屬する根本的の論究は之を法律學、經濟學及史學に譲り、財政學自體としては此等論斷の結果を利用するの注意を怠らずとするに在るのみ、斯く云ふもの、此等自他の間、明扉なる分界は理論上に於ても實際上に於ても共に均しく至難とする所なり、何となれば國家及社會の各現象は常に能く嚴

正に然かく自ら分離し居るものにあざればなり、殊に財政學と經濟學及經濟政策學との關係に在りては其の分界甚だ曖昧たるものあるを免かれず。

財政學の職分を遂行するの順序は他の科學の研究方法与均しく先づ第一に自己の範圍に屬する實際上の資料を系統的に集述し、論理的に分類し、原因及結果を追求し、而して其の如何に發達し及び發達するやの傾向を察するに在り、而して後第二に之を現在の狀況に鑑み、公共財政の適當なる經營に關する原理原則を樹立し、進捗するに力めざるべからず。

此等の職分を實行するに關し、特に注意を要すべきは財政事項の觀察及判定に當り、力めて法律上の見解と經濟上の見解とを混同せざらんこと、是れなり、惟ふに從來の財政學が動もすれば行政法的の論斷に傾き、經濟學的の原理に復歸し能はざるの感あるは實に此の見解の混同に存す、法律は形式に依て權利の正否を判ずるを主とし、經濟は性質に依りて利害の得失を定むるを要とす、縱令へ法律上の形式に於て甲と釋定し、國家に之を行ふの正當なる權利ありと決するも、若し經濟上の原理に於て性質上乙と觀定し、國家が之を行ふの害明かなるも

のあらば財政學は經濟の原理に依りて之を判定し法律の改廢をも促がさるべからず是れ財政學が經濟學の一部として當然盡くすべきの職分なりとす此の事や本書各章に於て觸るゝ所の問題にして頗る重要なるが故に豫め讀者の留意を請ひ置かんとす

財政學の職分に從ふて財政學の分科は通例左の如く分類せらる

- 一、總論
- 二、公共經費論
- 三、公共收入論
- 四、公債論
- 五、公共財務論

本書が今ま講じつゝある第一章を始め第二章第三章第四章及第五章は何れも財政一般に關する事項にして之を本書に於ける總論とす其他は第六章以下順次之を講究すべし第二十九章歲計の施行以下は公共財務論に該當す

第二章 財政學の發達

財政學に關する事項の研究は其の由て來る所久しからざるにあらずと雖も古代及中世初頃に於ては吾人之を傳承の典籍に就て判するに學理的の研究にして乏しかりしを見る況んや系統的編成の財政學なるものに至りては全く沈黙の狀況なりしなり其後中世の後半に迨び間々各個の財政問題に關し論議したるものあり且つ之を綜合したるものなきにあらざりしも概して神學又は倫理學の趣味に偏し經濟學的に研究せられたるものにあらざりき

其稍學理的に研究し而も其範圍の擴張を見たるは十六世紀後に屬せり是れ主として實物經濟に代りて貨幣經濟の起りたると家長政體に代はりて專制君主制の興りたること等政治及經濟の變遷に伴ひ貨幣需要を増進せるに由れりと云ふべし斯くて十七世紀の後半に至り獨逸に於ける官房財政學の勢漸く顯著となり其の説く所は租稅公債を以て過渡的の厄害なりとし直接稅よりも消費稅を優れりとし殊に官有地及王侯特權の收入を推獎したる等其の間極端に

八
偏せるの趣を留むと雖も財政問題に關し能く實用的の研究を力めたるのみならず現今財政學の大成に對し學理的の基礎を與へたるの效、没す可らざるものあり次いで十八世紀に入り佛國に自然法主義の一派あり直接税對間接税の優劣論頗る囂しきに當り此派の多くは直接税を推獎したるが殊に地租單一税論の如きは此派の特色を代表して今日にまで其の餘蔭を遺せり更に斯學上貢獻の大なるものは有名なる英國のアダム・スミス氏即ち是れなり氏は十八世紀の後半に起り其著富國論(一七七六年)を以て一世を蔽へり此の富國論は其の第五卷帝王歲入論に於て該博の材料と巧妙の行文とにより財政學上嶄新の原理を提唱し租税問題と國民經濟及經濟原理とを一致せしむるに努め國庫と民力との調和を重んじ之が爲めに有名なる四個の租税原則を唱へたるものなり然れども其の研究の範圍は租税及公債の原理を主とし他の財政事項及び制度、立法例、統計等に迫はず未だ以て財政學の獨立を成就するには至らざりき然るに十九世紀に至り獨逸に幾多の學者現はれ殊にローレンツ、フオン、スタイン及アルドレフ、ワグナー氏の如き從來の國家説を一變し國家は有機的及歴史的の共同

生活體にして人類の社會共同生存上必要缺くべからざるものたると同時に其の職分は單に從來の權利防護と云ふ如き消極的範圍のみに止まらず更らに歴史の發達に従ひ文化及幸福の積極的増進行政をも行はざるべからずと爲し財政の範圍を擴張し歴史、統計制度の研究を基礎とし租税、公債は勿論、官有地、官業及王侯特權、手数料等一切の財政事項を網羅し國民經濟上及社會政策上の見地により原理、原則を修補して以て現代財政學の獨立を完成したり要するに財政學は眞に獨逸學者の力に由りて經濟學、行政學より獨立し且つ其の完成を告げたるものと稱すべきなり

英、佛、米、白、伊の諸國に於ても十九世紀後に至り財政學に關する獨立の著作、相繼ぎて現はれたるが、概して獨逸學者の著作に模倣せるものにして顯著なる特色を發揮したるもの甚だ少なし然れども佛國に於ける「ボア、ポリユール」氏の著、財政學に至りては頗る出色あり組織及行政に重きを置ける獨逸學派に倣ふこと少なくして専ら事實に依り利害の研究に關する論明を力め其の材料亦頗る該博なり人以此獨逸學者に對し遜色なしと稱す我國に於ては今尙ほ翻譯時代を

脱する能はざるも獨逸のワグナー氏及佛國のポリウー氏と相竝んで遜色なきは恩師田尻博士の著作なりとす就中師が最近の著作に係る財政と金融の如きは其の價值實に動かすべからざるものあり

吾人は左に讀者の参考書として左の數著を擧げんとす

- 一、獨人スタイン氏著 Finanzwissenschaft, 5. Aufl. 1887
- 一、獨人ワグナー氏著 Fin, Lehr- und Handbuch des P. Oek. 1890
- 一、獨人エヘベルヒ氏著 Finanzwissenschaft; 4. Aufl. 1895
- 一、獨人コンラード氏著 Grundriss zum Studium des politischen Oek. 3. J. Finanzwissenschaft, 1899
- 一、佛人ロアボリユー氏著 Traite de la science des finances, 6. ed. 1899
- 一、英人バステイブル氏著 Public Finance, 2. Aufl. 1875
- 一、英人ギツフエン氏著 Essays in Finance, 1889
- 一、米人アダムス氏著 The Science of Finance: American science Series, 1898

第三章 公共團體

公共團體と云ふは多數の各個經濟(個人及法人)を統合せる強制の組織にして共同的の需要を充足する爲めに特種の職分を行ひ特別の經濟を營爲するものなり

何をか強制の組織と謂ふや、曰はく公共團體に在りては同種の利益を目的とする同業者のみの私的集團と異り異種の利害を有する各種職業者を統合し別に彼等個體の自由なる意思表示を條件とせず否な往々彼等個體の意思及利益に反して一般需要の名分に依り組織するものなるが故なり

何をか特種の職分と謂ふや、曰はく共同的需要を充足するの職分は私的團體の業務の如く團體を組織する各個人の意思の總合を執行するにあらずして團員たる各個人の意思とは性質を異にせる特逸の目的を執行するにあるが故なり徴兵、刑罰警察、衛生、義務教育の如き皆自然らざるなきなり

公共團體の組織及職分既に斯くの如くなるが故に團體一般の共同需要と團

員各個の利益とは常に必ずしも相一致せず而して然く相一致せざることをあればとて團員の各個は自由の進退を爲し得ざる定めなるが故に團體が一般利益の爲め自ら斯る職分的行務を施爲せんとするときは勢ひ個人の意思及利益に反して之を斷行することゝなる是れ實に個人行爲の強制を意味するものなり」何をか特別の經濟を營爲すと謂ふや、曰はく公共職分を行はんが爲めには公共團體と雖も謂ゆる經濟上の三要素たる土地、資本及勞力を準備せざるべからず而るに此等の經濟要素は現代の經濟制度に於ては既に分離して各個人の所有に存し公共團體と雖も之を自己處分に移さんとせば概して對價たる他の經濟物件(通例通貨)を提供せざるべからず勿論此の場合に於て間々公共團體は土地の如きを固有し又は他の經濟要素を無償にて取得することありと雖ども斯る場合に於てすら其の維持、保存に關し通貨の需要を生ぜざるを得ざるべし況んや他の場合に於てや此等通貨の需要を稱して經費と云ひ此の經費に於て公共團體は先づ經濟經理の一面たる支出經濟の開始を見るなり此の支出經濟に對して他の一面たる收入經濟なかるべからず此の支出經濟と收入經濟とは

全く各個人經濟の收支より獨立せる特別の經理を爲すものなり

此の收入經濟に於て公共團體は其の組織、職分及行務の性質より來る別段の原則を有す是れ財政學上最も重要な問題なり然れども余輩は特に財政の特別原則と題して次章に之を詳述することゝし茲には先づ公共團體其者の種類を論ずべし

公共團體の最下級は市、町、村なり市、町、村は地方的公共團體の原素にして亦た同時に隣保各個人の共同的需要を充足する爲めに組織せる集團なりとす此の市、町、村の負擔に堪へざる公共職分に對しては更らに大なる公共團體の組織あり例へば州、縣、郡等の如き是れなり此等の公共團體は市、町、村と共に國家に從屬する地方自治體として上下等級的の系統を形成す

此等地方自治體の上に社會共同生存の最高團體として立つものは中央國家なり國家は各個自治體の負擔に堪へざる若くは一層の統一を必要とする公共職分を履行する爲め全國民の力を統合したるものにして或は單一の國家として或は聯合の國家として現出す此の聯合國家と云ふは種々なる國家が組織的に

結合して之に特別の中央權を裝置したるもの、謂なり例へば獨逸帝國、瑞西同盟國及北米合衆國の如き是れなり

上下相異なる此等各種の公共團體は其上下等級間及び各級相互間に於ては原則上一定の區分存すること勿論なるが幾多複雑なる關係ありて實際上は各國の制度自ら亦た異同あり

國家と自治體及び上下自治體間に於ける職分及負擔の關係は上級の團體が下級團體の負擔に堪へざる一切の職分を引受け其の負擔に任ずべきを原則とすと雖も實際に於ては然かく明書なる區分を得ずして無數の例外を發見すべし是れ主として國家が下級團體に自己の履行すべき職分の一部を委任し若は指命するに由るなり

上下各種の等級的公共團體は皆な何れも各自特別の經濟經理を營むを以て原則とす然れども其の各自の經濟經理と云ふは必ずしも獨立の財政と同義ならざること勿論なり何となれば獨り國家は最高の公共團體として國法に従ひ原則上完全の獨立權を有すと雖も地方自治體に至りては國家の權力に依り一定

の範圍に於て財政の獨立を許さるゝに過ぎざればなり左は云へ此の場合に於て國家は自己の財政策が侵害せらるゝの危險あるにあらずんば大體に於て地方の自治行政及之に伴ふ獨立の財政を認むべきなり而して此自治體の經濟經理に關する國家干涉の程度は行政上の中集及分權主義如何に依て不同あるを免れず

且つ夫れ各公共團體の財政方法は其の管轄する地域及關係人民の多少に依りて亦自ら不同あり同一の財政方法は決して上下自治團體の一切に通じて適用せらるべきものにあらず然れども一つの共通なる根本原則は何れの財政も一般公益を目的とすと云ふこと是れなり此の點は實に此等の公共團體が公共團體たる所以の根本にして私人經濟の經理と異なる重要な事項なりとす

第四章 財政の特別原則

一六

財政は公共職分の履行に必要な経済要素を備ふべき手段の需要即ち支出
経済と此の手段を作成する収入経済との両面より成るものにして畢竟公共團
體の経済經理なるが故に其方法は全體に於て普通經濟の方法と其の理論を同
ふすと雖も公共團體の組織職分及行務の性質等特別なるものあること既に論
述したる所の如くなるを以て財政の方法も之に伴ひ自ら特別なるものあり請
ふ左に其の概要を述べん

第一、支出を計りて収入を制す

公共團體の職分は共同一般の需要を充足する公共政務を以て主とし之を履
行するに要する経済經理即ち財政を以て従とす是れ私人經濟が経済經理其者
を以て主たる業務とするに異なる所にして又た實に公共團體存立上の目的が
此の公共政務の執行に存するに由るものとす此の存立上の職分を行ふに必要
なる支出は公共團體の財政上最先の位置を占むべきこと當然なるが故に財政

の方法は先づ其の支出を計定して而る後に財源の調達を執行すべきなり然
れとも此の原則の實行は公共團體の収入方法に關し特種の原則を認むるにあ
らざれば之を有効に保證するを得ず何となれば支出は到底収入の支出にして
収入の保證なしに支出の行はるべき理なければなり

第二、特種の収入方法に依る

公共團體の組織は強制にして主要職分の経済的性質は各個經濟の生産に對
し間接生産的の勤勞に該當し其の行務は個人の意思を問はず又は之に反して
強制するものなるが故に縱令其の効果は各個經濟に價値の増進を與ふと雖
も豫め個人の意思を問ひ各個の價格を協定して行務を提供する方法に依る
を得ず勢ひ共同一般の費用として公共關係の各個經濟に對し共同割宛を爲す
の外なし公共團體の公課収入は實に此の方法に依るものにして頗る重要な財
源を爲すものなり

第三、常に全般の利益を目的とす

公共團體主要の職分たる共同的需要は必竟其の公共團體全般の利益及福祉

を目的とするものなるが故に其の従たる財政の經營方法も常に全般幸福の進捗より離るべからず彼の私人經濟の如く無限に收益目的を逐ふものにあらず此の原則よりして財政は左の方針を守らざるべからず

其の一は則ち公共團體たるもの其の財政手段(財源)を作出するに當りても收入の最高度を盡くすことなく全般幸福の目的を充分に履行するに必要な程度にまで增收するに止め之を以て其の限界となすべきこと

其の二は公共團體たるもの無限に歳計の剩餘を尙び之を積蓄して財産又は準備の作成に走るべからざること是なり縦令へ未來の需要を慮り此の準備の積立を必要とする場合に於ても唯だ幸福職分の履行に當り意外の障害より未來を確保し得るに必要な程度に於てせざるべからず

第四 後代の収入を先取する方法を有す

公共團體の職分事業は私人經濟の事業に比して其の經費巨大にして且つ頗る永遠に其の効果を及ぼすものあり公共團體が斯る事業を行はんとするに當り現時の収入を以て足らざること往々にして存すべし此の場合に於ては先

づ公共信用に依りて負債を起し其事業を完成し其の事業の效果を受くる後代の人民より租税其の他の収入を徴收して負債の元利償還に充つるの道を探らざるべからず是れ即ち公債にして法律上は私人債と均しく一の負債なるも經濟上の性質は私人債と異りて收入の先取に外ならず而して國家の如き大なる公共團體に在りては其の永遠の存在と課税權の信用とにより往々無期償還の公債を發行することを得べし而かも文明國の人民は斯る公債を歓迎して應募するもの多し然るに私人經濟は決して無期公債に類する負債を起募し得るものにあらず

第五 特に貨幣變動の激甚なる影響を受く

私人經濟に在りては物品を生産して自ら消費し若くは之を貨幣に代へて更に自己の消費せんとする物品を購買するを常とするが故に結局は物品と物品との交換なるも公共團體の財政は自ら物品を生産し販賣すること割合に少く又た斯る場合あるも之を以て自己の消費全部を蔽ふに足らず概して別に貨幣を徴收して之を収入とし此の収入より支出するに當り人員費に對するよりも

二〇
物件費に對して支拂ふべきもの甚だ多きを占むるものなり故に貨幣變動に基き物價の一般變動あるときは其の影響私人經濟に於けるよりも激甚なり例へば貨幣下落し物價騰貴するときは收支の歲計に不足を生じ貨幣騰貴し物價下落するときは收支の歲計上剩餘を生ずべし殊に收入の要部が從量税及定額税に屬するときは貨幣收入額に屈伸なきを以て此の影響を感ずること更らに大なりとす而して貨幣の變動は概して漸落の傾向を有するものなるが故に此の點より觀察すれば公共團體は常に歲計の不足を感ずべき位地に在りと云ふことを得べし公債の場合に於ては起債時に於ける貨幣の價値より償還時に於ける貨幣の價値減少すべし此の低價値の貨幣を以て額面の債務を支拂ふと云ふは公共團體に採り有利の關係にありと雖も此れ亦た私人經濟に比すれば尙ほ不利なり何となれば此の場合に於て公共團體は私人經濟の如く多くの物品を生産し高價に販賣したる代金を以て償還することを得ず依然として貨幣收入に依るの外なければなり

第五章 財政の計畫

財政の秩序は先づ財政の計畫より始まる計畫なき財政は眞の財政にあらず微々たる個人經濟の經理と雖も之に相當する計畫なかるべからず況んや廣汎の領土と人民の經濟とを支配する公共團體の經濟經理に於てをや

公共團體の上には一般經濟ありて公共團體の下には各個人の經濟あり其の支出は必ず一般經濟の消長に關し其の收入は悉く各個人經濟の利害に關す故に公共團體の收支は先づ努めて周到ならざるべからず而して公共團體の生命は永久なり永久に亘りて斯くの如き收支を要する公共團體の財政は先見深慮ならざるべからず若しも支出の永きに對して短き收入を以てせんか公共の財政はざるべからず若しも支出の永きに對して短き收入を以てせんか公共の財政は紊亂を來たすべく小なる支出に對して大なる收入を以てせんか財源の使用は不經濟にして民力を涸竭すべし故に先見周到の財政に於ては長短大小の收支を適宜に配定し財源の使用を適當にし而かも永久的に其の均衡を保持するの

計畫に出づるを原則とす是れ公共團體に於て財政計畫の調製を要する所以にして公共團體が發達し大なれば大なるに従つて其の起り易すぎ不經濟的の財源使用を避け適當に之を利用するの必要益々切ならざるを得ず殊に吾人現代の公共財政は多種の企業を經營し一時に巨額の資金を使用せざるべからざるが故に如何にして其の企業の効果と現時の負擔とを調節すべきかに關して一層周到なる財政計畫の必要を認めざるを得ざるなり

財政計畫に二種あり其の一は即ち一般的の長期計畫にして殆んど行政内部に於ける腹案と云ふべきものなるが其の効用は長期間に亘り長期の需要と長期の財源とを決定し兩者をして適當に且つ經濟的に正當の割合を保たしむるに在り謂ゆる財政の十年計畫又は二十年計畫と稱するもの之に該當すべし此の計畫よりして各年度に對する部分的の短期計畫なるものを生ず是れ第二の財政計畫にして第一の一般的財政計畫を執行するに必要な各年度の特別的設計なり前者を輪格とすれば後者は之が具體的の形象にして目的を明確にし金額を限定し收支の均衡を調節し又た一面には經理の責任を明にする所以の

ものなり之を稱して豫算又は歲計表と云ふ此の豫算の調製及種類に關しては
次章に之を詳論すべし

第六章 豫算案

豫算なる文字は英國の Budget より起り古代佛語の budgette が轉訛せるものなりと云ふ其の意義は元來革囊の義に外ならざりしなり後十八世紀の末葉に至り再び佛國に傳はりて新佛語の Budget となり之を以て歐洲大陸に傳播し今日に至れるものなり然れども英國に行はるゝ意義と歐洲大陸に行はるゝ意義との間には少異あり英國に於ては革囊開披の意義にして一會計年度終る後政府が租税の承諾を求めんとするに當り下院の財源委員會に於て大藏大臣が携ふる所の革囊を開き其の中より取出して讀み往く財政演説を云ふに外ならず其の演説の内容は前年度中の商工業及貿易の大勢前年租税の成績歳出の狀況歳計の剩餘公債償還の消長及豫想新年度歳出入豫定の大體及財務行政上の改正に關する提案の趣旨要領にして此の時別に提出する歳計見積書 (Financial estimate) とは異れり之に反して歐大陸に於ては一般に新年度の歳入歳出豫定額を詳細に掲記する浩瀚の書冊其者を意味するものにして我國の意義も亦通例

此種の書冊を云ふに外ならざるなり

豫算は財政計畫に關する各年度の整理的方式にして且つ財務監督の標準たり秩序ある各公共團體に採り豫算の必ず存せざるべからざる所以は公共の財政が機關に依て行はると云ふ點に存す蓋し機關なるものは自己の利益に於て行ふものにあらずして他の爲めに附託せられたる資格に於て行動するの責任を有するものなるが故に其の附託に向つて一定の制限を定め置かざるべからざるは素より當然の事理とす此の制限は即ち豫算に依りて目的及金額の上に置かるゝ制限なり目的の款項と年度の金額とを缺くものは豫算にあらず是れ豫算の第一の職分なり立憲制の國家に於ては此の外に尚ほ豫算の有する一の職分あり何ぞや曰く國家が國民代表者をして財政立法上の監督を行はしむる方便に之を利用すること即ち是れなり前者は豫算の性質上の職分にして後者は豫算案の政治上に於ける職分に屬す

斯る重要な關係あるが爲め立憲國家の豫算は憲法に依り立法的手續を以て決定せらる故に歐洲諸國に於ては概して之を豫算法と稱し法律の形式を與

ふるも我憲法に於ては斯る形式を要するの明文なく實質上の意義を以て單に豫算と稱し關係諸法の取扱上之を法律とせざることに定まる、豫算の關係法律として最も重要なるものは會計法にして豫算案の調製豫算の效力及び之に關連する出納及記簿制度を規定せり

國家の豫算案は各行政部の下級廳より始まり之を中央各行政部に取纏め周密の査定を加へて各省豫算案を調製し更らに之を大藏省に統一して茲に總豫算案を編纂す之を議會に提出するに當り兩院制度の立憲國に於ては概して先づ下院に提出すべきの規定を存するも下院の決定したる豫算案に對し上院が如何なる議決權を有するやに關しては各國の制度同じからず英國、白耳義、奧地利、伊太利、米國、西班牙、丁抹、普魯士其他の獨乙諸邦等多數の國に於ては上院の單純可否權と稱し單に豫算案全體に對し可決か否決かの一を與へ之を修正するの權を與へず此點に關し英國は最近千九百十一年に於て重大なる改革を加へ豫算案に對する上院の否決權をも剝奪せり之に反して佛國及獨逸、ザクセン、ウルテンブルグ及ヘッセンの如き小數の國に於ては上院の修正權をも認め居れ

り我國に於ては憲法及議院法の規定により豫算案に關し下院の先議權は之を認むるも其外に於て上下兩院の間に權限上の差異を認めず上院は下院と均しく豫算案其他の財政立法に關し可否及修正の權限を有し兩議一致せざるときは兩院協議會を設けて落着せしむるの制度を採れり斯くて兩院の議決を経たる豫算は歐洲に在りては法律となり我國に於ては其儘豫算として裁可の上公布せらる是れを確定豫算と云ふ

確定豫算は歐洲に於ても獨逸の如きに在りては形式上の法律にして實質上の行政條規なりと解釋し豫算不成立の爲めに財政上の收支を停止せず明文なきに拘らず前年度豫算額の範圍内に於て財政の收支を爲し居れり是れ憲法上豫算を法律なりとする國に於て既に然かり之に反して我國の憲法に於ては形式上に於ても豫算を法律とすることなし故に其意義は實質上によるべきこと當然なり而して其の實質上の意義に於ては豫算は財政の整理的方式にして行政官の職權を期限及範圍に於て分量的に制限するに止まり國家對個人間の權利義務に關し法的効力を及すことなし國家の個人に對する正當債權及債務の關

係は是れ即ち歳計にして法令及契約に依りて國家對個人間に行はるゝ事實なり豫算は此の事實を推測して一定期間及一定範圍に於ける分量を計定し確定公布の上は行政官の收支命令權を制限すと云ふ關係に在り故に豫算に反する收支と雖も法令契約に違ふことなくば法律上有効にして國家は之を取消すことを得ず豫算若し成立せざるも法令契約の儼存する以上國家は歳計を停止するを得ず唯だ豫算不成立となり法令契約の外行政官の職權を制限するものなくんば財政の整理上不充分なるが故に憲法七十一條は此場合に前年度豫算を以て當該年度の豫算となし行政官をして之に由らしむるの道を開き置けるのみ

確定豫算の公布は之を施行すべき年度の開始前なるを要すること自明の理にして實際上我國の如きは未だ一回も之を誤まりたることなきも領土増大し豫算の内容浩瀚にして而かも議會の主力を財政の討議に傾注するに至れる歐洲諸國に於ては寧ろ年度開始前に豫算全部の確定を終らざるを例とす斯る國に於ては確定期を延長し新年度の一部分に對し臨時の措置法を定む英國の豫

算假支出法獨乙の豫算緊急法及伊佛の十二分の一假豫算法の如き是なり以て差當り必要なる一ヶ月若くは數ヶ月分の假議決を爲し其急に應ずるものとす豫算の年度は我國を始め各國概して一ヶ年とす是れ他なし國家の財政は一般經濟の反應にして四季一循環と其の終始を同ふするの必要あると豫算の性質上成るべく豫見し易すぎ短期間に係る明細必要の計數を定めんとするの要あるに由る但し小國の小財政に在りては斯る短期間とせざるも明細に豫見し得て大なる不豫見事實起るの虞なきが故に二年又は三年とするものあり獨逸のバイエルン、ザクセン、ウエルテンブルグは二年制にしてヘッセンは三年制を採る

豫算案調製の根本原則は目的及金額の明確且つ通覽を便するに存し通覽の爲めには統一的の編成を必要とす是れ原則として豫算は一個の總合豫算に統一するを要する所以なり之を一般豫算と云ふ然れども特種事業に關し特に明確を期するの要あるものあり又た一定の編成期に於て未だ豫見せざる大需要が編成後に現出し追加編成を要するものあり是れ一般豫算の外に特別豫算及

び追加豫算の種類を生ずる所以なりとす

一〇〇〇 一般豫算は一年間の一切の收支及一切の支出を網羅して計上するものにして我國を始め各國の豫算制度皆な之を原則とし會計法上此の旨を明記すと雖も同時に之が例外を認むる國亦少からず

特別豫算は豫算統一主義の原則に對する眞實の例外にして其成るべく少なきを要すること勿論なるも一定の基金特種の事業及び全く隔絶せる行政に關しては特別豫算の制を認むるを以て却て混亂を避け整理を期するに便なるものなり我會計法は特別の須要に依り法律を以て特別の會計を設くることを許し之に對し特別豫算を調製せしむ之を外國の例に徴するに英國に於ては特別の法律に依れる海防費及減債基金に關するものと特別の法律に依らず實際上普通豫算表に存する陸軍工廠及造幣局作業會計に關するものとあり獨乙帝國及普魯士に於ては帝國の殖民地會計に關するものゝ外嚴格の意義に於ける特別豫算なしと云ふて可なり大學、王國海商司、王國中央產業組合及帝國銀行の如きは今や自治法人にして寧ろ特別會計より一步を進めたるものに屬し特別豫

算として議會の議定を要求するものにあらず我國の特別會計は其數頗る多く總ての基金、作業、殖民地、學校、圖書館等凡そ四十餘種に涉り其の經費總額は一般豫算の約半額に達すべし斯くの如きは極端に豫算統一主義を破壊し甚しく通覽を妨ぐるものと云ふべし

追加豫算は一般豫算にも特別豫算にも附加せらるゝものにして一般豫算に對する眞實の例外を爲すものにあらず一般豫算と特別豫算とは同時の編成に於て對等の獨立を示めすものにして其の科目全く相異なるも追加豫算は此等に對し異時の編成なるが爲めに書冊を別にすと云ふに止まり全く科目の獨立にあらず名の如く科目の連續及補充に過ぎず其の之を要する所以は本豫算の編成が施行せらるべき年度の開始より頗る早やき以前に於て着手せられ實際に上當時未だ豫見せざりし需要が編成後に現發し來るに由るものにして概して己むを得ざるに出づと雖も一面亦本豫算編成の巧拙にも多少の關係を有するものなり何となれば例へば本豫算の分科餘りに細狹なるか又は各項の見積り餘りに粗漏なるときは各項の流用不能なる爲め或る款項に過剰を生ずるも或

る他の款項には不足を生じ此の不足を補充すべき追加豫算の編成を爲さるべからざる理なればなり但し此の場合に於て科目流用の特例又は別に豫備金支出の如き方法存するや否やに依り各國の間亦た其の必要の程度を異にせり追加豫算に二種あり一は第一次追加豫算とし二は第二次追加豫算と稱すべし第一次追加豫算は本豫算編成後議會開會中に提出する追加豫算にして議會の討議しつゝある本豫算と同一年度の追加豫算を云ひ第二次追加豫算とは本豫算既に確定し施行せられたる後に於て編成せらるゝ追加豫算にして翌年度の本豫算と共に又は遅れて議會に提出せらるゝ追加豫算を云ふ我國の會計法は追加豫算提出の場合を制限し必要避くべからざる經費及法律又は契約に基く經費に不足を生じたる場合と云ふに限れるも必要避くべからざる經費の解釋甚だ寛大にして兩種の追加豫算とも毎年現出せざることなし外國の制度は如何と云ふに英國に於ては兩種の追加豫算を存するも第一次追加豫算は議決を経て本豫算と共に豫算支出法に於て之を統合し第二次追加豫算は我國の豫備金支出に該當すべき豫算超過及豫算外支出の要求案にして事後承諾案にあら

ず議會に於ける討議の上、次年度開始前に豫算假支出法中に加へられ次年度の豫算支出法の一部を爲すものなり普國に於ては豫算超過及豫算外支出の方法により新要求に應ずるもの多きを以て殆んど追加豫算の實例なし之に反して佛國は豫算編成の着手時期甚早き爲め年度開始前約十五ヶ月と豫備金の制度なき爲めとにより更正及追加豫算甚だ多數なり

豫算を編成する方式に二様あり一は總計式にして他は純計式なり總計式とは一切の經費竝に一切の収入を各總數の儘まに計上する方式にして我會計法及各國會計法規が原則として明記する所なり此方式に於ては企業費及徵稅費を各收入より控除せず、經費は經費として支出部に掲記し収入は収入として收入部に掲記するものにして財政の實況を通覽するに便なると同時に收入方法の改善に關する注意を喚起せしむるの利あり之に反して純計式とは收入に在りては企業費及徵稅費を控除せる純収入を掲げ、支出に在りては關係ある収入を控除せる純支出を示めすものにして財政の膨脹を蔽遮するに便なるも實況を盡くすを得ず殊に收入行政の不經濟を監督する上に於て不便を感ぜしむ是

れ現今の各國が概して總計式の原則を採用せる所以なりとす特に企業行政の益金及課税の純収入を一目に知らしむることは財政計畫上及監督上に於て必要なるを以て近頃普國の豫算に於ては總計豫算の外別に純収入、純歳出豫算なるものを調製して議會の討議に便せしむるの方法を採れり英國の各廳補充金に關する制度は嚴格の意義に於て純計式とは稱し得ざるも一切の收支を兩部に明別するの原則に對する一の例外を爲すものと云ふべし各廳補充金は各廳の行政上に於ける雜収入を自廳の經費に充當するの謂にして各廳の總支出豫算額の下に各廳補充金として控除すべき自廳の雜収入を明記し差引したる純支出額(勿論豫算には明記す)を算出し之に對して一般歳入の充當を要求せしむるの方式なり

豫算編成の體様は區々たり我國の制度は佛國の制度と等しく先づ之を歳入豫算と歳出豫算とに大別し歳入豫算を經常部及臨時部に再別し收入種類別に從つて款項を配列し歳出豫算も之を經常部及臨時部に再別し皇室費以下各省所管別の下に事項別の款項を配列するの制度なり獨逸帝國の豫算體様は之と

異り先づ第一に經常豫算及臨時豫算の大別を採り更らに經常豫算支出部を永久費及一時費に分ち經常豫算收入部は租稅收入、官業收入、行政收入、廢兵資金繰入、一時收入、前年度繰入金、財産賣却代、各邦賠償金及帝國分賦金に分つ而して臨時豫算は公債支辨事業を支出部に立て公債募集金、借入金を收入部に立つるに止まる其の謂ゆる一時費なるものは一定の期間を隔て、定期的に生じ而かも實驗上豫定し得べき經費の謂にして大なる營繕費に該當す去れど實際は公債支辨に依らざる工事費と云ふに過ぎず此一時費と臨時費とを合せざれば我國の臨時費と一致せず惟ふに獨逸が特に一時費を以て經常費中に含めたる所以は經常歳入を以て斯る營繕費をも支辨せしめんとする健全なる主旨に外ならず然るに普國の豫算組織は獨逸帝國と異り先づ收入豫算及支出豫算に大別すること我國の如し更らに收入豫算を各收入廳收入、一般財務收入、各行政收入に分ち其の中に一時收入をも掲記し支出豫算は經常部及臨時部に分ち經常費に於ては各收入廳企業及徵收費、一般財務費並に各行政費に再別し臨時部は前記各廳の一時費のみを掲上して公債支辨事業費を掲上せず換言すれば普國の豫

算には獨逸帝國の意義に於ける臨時豫算なるものなし是れ他なし普國に於ては公債支辨の事業に關し必ず特別法律を以て計畫竣功期及經費を定め起債法律に依り其の財源を供給するを以て足れりとするに由る英國の豫算組織は更らに奇なり英國に於ては總合資金勘定支給費豫算及び欄外勘定の三種を有す總合資金とは海事資金一定の各省雜收入及び欄外勘定に屬する收入公債借入金等數種を除外せる一切の歳入即ち租稅郵便皇領地運河株諸公債利子及總合資金雜收入より成り英國總歲入の三分の二を含むと云ふ此の一般資金を以て先づ既定費と稱する永久的經常費を支辨す此の既定費は永久的法律に依て目的及金額の確定せるものにして國債費皇室費年金及恩給費俸給諸給費司法費合同資金雜費借入金返還費地方稅勘定補助費を含み全歲出の三分の一を占むるも毎年議會の協賛を要せず大藏大臣の財政演說中に報告するのみの外別に豫算として提出するにあらず斯くて總合資金歳入を以て此の既定費を支辨したる後の殘額は更らに支給費豫算なるもの、財源となるなり此支給費豫算は陸軍豫算海軍豫算陸軍工廠豫算行政豫算及收入廳豫算の五卷を爲し何れも毎

年議會の協賛を要する真正の豫算なりとす然れども其の編成の組織は各卷單純なる經費要求案にして素より收支の別なく亦た經常及臨時の別もなく部分的の經常支出豫算に過ぎず各卷の費目名下に先づ總豫算額を掲げ其次に各廳補充金として自己雜收入を掲げ之を差引きて其下に支給費の純豫算額を示したるものなり此の純豫算額は總合資金の既定費支辨殘額と相對すべきものにして若し尙ほ不足を生ずるときは財政法律を制定して毎年稅の増率を行ふ、毎年稅は所得稅茶輸入稅及砂糖消費稅の三稅にして其の效力は一年限りとす一方に此の財政法律を制定し他方に總合資金の支出法豫算支出法を制定し之を議會閉會の間際に發布す茲に於て始めて總合的豫算書なるものを見ることを得此の總合的豫算書は收入部及支出部に大別し收入部には總合資金一切の歳入を掲上配列し支出部には既定費及支給費を配記し其欄外に別勘定の收支見積を附するなり欄外勘定は公債及借入金による工事及事業に關する豫算にして英國に在りては臨時豫算に相當するものと云ふべし今欄外勘定の收入を示めせば他會計國庫貸出金返入大藏省證券各種事業公債一時借入金スエズ運

河株償還金、清國償金にして支出は各種事業費、國庫貸出金、大藏省證券、減債支出金、一時借入金返還、スエズ運河償還金、及清國償金とす主として貸借關係の出入と看做して普通歳入歳出外に置けり素より國庫に於て取扱ふものなりと雖も特別の法律に依り總合資金とは別勘定の計算を取るものなるが如し

豫算の各目的及金額を限定する爲めには多數の科目を設く此科目の精粗に従ひ豫算に總豫算、各省豫算及明細豫算の三種の別あり通例總豫算は款項の兩科目を備へ以て議會の議決目的とし且法律上不流用の禁制に従はしむ之に反して各省豫算は更に款項の内容を明にする爲め各項に關する目節を擧げ議會討議の参考に便するに止まり議決の目的とせず其の流用に關しても法律上の制限なし明細豫算は主として節の説明を詳細にし積算の基礎を示めすものにして議會にも提出せられず政府内部の使用に供す此の點に於て普國の科目制度は少しく異れり總豫算は款別豫算にして各省豫算は項別豫算なり共に議會議決の目的科目にして單純の參考書にあらざ別に明細豫算を以て參考とす且つ普國の各省豫算は項別各廳毎に收入支出を對記する方法を採れり

議決款項の有する經費金額は豫算定額と稱し目的外及定額以上に使用するを得せしめざるを期す然れども其の科目細別の程度及び編成時の遲速並に事實上の不豫見に基き目的外又は定額以上に經費を要する場合なしとせず豫見し難き此の場合を豫見して豫備金豫算を設くるものあり又此の豫算を設けずして實際の必要に應じ追加豫算又は一時的適宜の措置に依り之を支辨する方法を採るものあり我國に於ては伊國の例と均しく歳出豫算經常部に於て國庫豫備金なる費目を存するも獨普には嚴正の意義に於ける豫備金豫算なし普國の豫算は一般豫備費の名稱に於て百二十萬麻を掲上し居れるも其の用途は補助費、慈善費等に限る、後の議會に報道するも事後承諾を求むるにあらざ一種の機密費に類するものなり然れども眞の豫算外及豫算超過は年額一億四千七百萬麻にも上り翌年に至り歳出入現計書と共に提出して事後承諾を求む英佛に於ては追加豫算の利用多き爲め特に本豫算中豫備費を存せしめず然れども英國には各省豫備資金なるものありて實際上の豫算外及豫算超過の爲め一時立替拂を爲し後ち追加豫算を請求し之を以て各省豫備資金に戻入す此の資金

は全く一般歳計外に立ち大藏省の管理する準備金にして此額も十二萬磅の小額に過ぎずと云ふ

四〇

一年度分の豫算の外に數年度分の豫算を存することあり之を繼續費豫算と稱す我國に於ては憲法及會計法に於て數年度分の數個の豫算として此豫算を認め毎年の一般豫算の別冊に之を掲上し議會の協賛を求む是れ數年を要する建設改良工事其他の事業に對し中途斷續の虞なく完成せしむるの必要且つ經濟的なるを認むるに由る然れども外國の豫算制度に於ては其例甚だ少なし英國は豫算書中繼續費として數年度分に對する特別要求の明示なし概して普通豫算上に當該年度所要額を掲上するのみ大事業は特別法律を以て工事の種類經費總額完成年度を定め臨時收入を之に充當することを規定する外豫算上には單に欄外勘定の資本勘定に屬する事業費と記するに止まる獨逸帝國に於ても大體斯くの如く小工事に關するものは行政内部の計畫に止め又は豫算備考中に大要を示めすも別に議會の拘束なし年々之を要求せざるべからず陸海軍擴張運河工事の如き大工事に關するものは特別法律を以て大體を定め年々議

會の協賛を経て支出するものなり普國は臨時費豫算なき位なるを以て繼續費豫算なし全く特別法律により起債を大藏大臣の全權に委す

一年度分豫算の外に又た將來の國庫負擔となるべき契約を豫め締結し置くの必要あることあり例へば汽船會社と永き補助契約を爲す如き是れなり我憲法は公債と同視し豫め議會の協賛を要せしむ外國に於ては概して特別法律を以て之を定む國債及借入金の起募に關しては我國に於ても特別法律を以て之を定む但し我國に於ては年々の起募額を豫算に收入として掲上するも借換發行の場合は然らず外國殊に英獨普に於ては豫算上之を記載せず直ちに毎年發行して其支途に充て支途と共に一般豫算以外の特別勘定とす

地方自治體の財政に於ても亦た各年度に對する特別的財政計畫たる豫算を確定するの要ありて之を地方議會の承諾によりて定む然れども其の財政計畫は常に國家の干渉及監督を受け概して國家の定むる標式に従つて豫算を調製し且つ多數の國に於ては豫算に付き國家的の認可を必要とし又た國家の修正及強制作成權をも認むるものあり其の編成の形式及分科に關しては總計式及

一般豫算を原則とし特別豫算及追加豫算を例外とすること、繼續費及各種基金豫算を存すること等概して國家豫算の場合と異なることなきも小自治體に在りては簡易敏速を旨とするが故に科目の分類必ずしも正確ならず場合に依りては經常及臨時の區別をも省略することあり又た屢々豫算の更正を許るし以て追加豫算の調製又は豫備金制度に代はらしむるを例とす

我府縣制及郡制に依れば府、縣、郡の豫算は知事及郡長之を調製し各財産表を添付して年度前に地方議會に提出すべく此の豫算には繼續費あり又た特別豫算あり地方議會の議定に依りて豫算は確定するも確定後之を内務大臣又は知事に報告することを要し内務大臣及知事は縣郡の豫算中不適當の部分に對し削減を加へ又は必要費の強制を命することあり市、町、村制に依れば斯る場合に於て議定豫算中或る一定の事項に關して監督官廳又は參事會の許可を受けざるべからず而して之に對し監督官廳は削減權を有せざるも義務費に對する強制權を保持し又た中央政府は市町村豫算の重要部分に對する修正權及執行命令權を留保せり豫算年度に關しては歐洲中必ずしも國家の豫算年度と同一な

らざるものありて議論區々たることなるが地方財政の整理上各地方自治體間に於ける年度は統一せざるべからざること最早や動かすべからざる論なりとす従つて結局其の統一は國家年度と同一ならしむべしと云ふに歸すべきものなり我地方財政の年度は國家財政の年度と均しく共に皆な各年四月一日より翌年三月三十一日に終る一ヶ年の期間に統一せらるゝが故に完全なりと云ふべし我が地方豫算の科目分類に關しては茲に詳述せず唯だ吾人は項目を議決科目とし目の流用をも禁止するの點が國家豫算の制と異なることを注意し置くに止めんとす。

第七章 財政の要素

四四

財政は公共團體の經濟經理にして經濟に屬すると同時に一の行政なるが故に行政方面に於ける形式的要素と經濟方面に於ける實質的要素とを以て行はる

財政の形式的要素は財政計畫に關する秩序的整理を目的とする手續にして會計、金庫及記簿の整理に關する諸法規及設備なり以て收支の行政命令を適當にし貨幣及計算の取扱を確實ならしむる所以なりとす

財政の實質的要素とは財政計畫の經濟的内容を組成する財政需要及之に應ずべき計畫的の財源を謂ふなり

財政需要とは經濟物件殊に貨幣に對する公共團體の需要にして公共職分の履行に基因すること勿論なるが此の貨幣を需要することは經濟的義務の發生に依り確定するものにして此の經濟的義務は主として法令及契約より發生するものなり例へば裁判所構成法に依りて裁判所費を要し官制及官等俸給令

に依りて俸給及廳費を要し補助命令又は契約に依りて補助費を要する如き是れなり

此等の財政需要を貨幣の額によりて計算せるものを經費と云ひ經費の爲め貨幣を支拂ふの行政命令を發行す之を支出と云ふなり

財源とは財政需要に充當するの目的を以て計畫する貨幣取得の基本たるべきもの、謂にして公課權、公共財產、公共企業及公共信用の如き是れなり然れども此の財源を利用し貨幣を取得するは亦た之れ法令及契約に基く經濟的權利を以て確定す例へば税法に依りて税金を生じ免許規則によりて免許料を生じ公共財產の處分によりて財産收入を生じ起債契約によりて募債金を收入する如き是れなり

此等の權利に依り財源より取得する貨幣額を收入と云ひ之に要する行政命令の發行を收納又は狹義の收入と云ふ

要するに財政需要は法令契約に由りて支出を生じ財源の利用は亦た法令契約に由りて收入を生ず此の支出と收入とは實際の財政事實にして合して之を

歳計と稱す前章に於て論述したる豫算は此の歳計の假定にして決算は此の歳計の確定に當る豫算を計畫なりとすれば歳計は實行なるも歳計は法令契約の結果として生じ豫算は單に此の結果を豫定し推算するに過ぎず推算は假定なるが故に往々不豫見の事變により過不及を生ずべきこと當然にして豫算と歳計とは必ずしも常に同一なるものにあらず而して豫算と歳計と同一ならざるものあるが爲めに決算に依りて之を確定するの必要あるものなり

地方自治體財政の要素も大體に於て異なるところなく唯だ其の法令及決定が國家の場合に於けるよりも比較的下級のものなりと云ふに過ぎず例へば我地方財政に關する法規的要素は府縣郡制市町村制府縣郡會決議市町村條例内務省令を以て定めらるゝ財務上の事項の如き是れなり

第八章 公共經費論

第一項 經費論の必要

公共の經費は公共職分によりて決定せらるべく公共職分の當否及程度は政治學國法學及一般經濟學上の問題にして財政學は之に關して論究するの餘地なく單に經費に必要な財源を作成し處理するの講究に任ずべきものと稱せらる然れども余輩は左の理由に依り財政學上經費の性質種類及効果を論ずるの必要あるを認むるものなり

第一、經費の種類に依り収入の計畫を異にするの要あり

公共經費には永久性のものあり又た臨時性のもものあり永久の經費に對しては殆んど同額の永久的収入を計畫することを要し臨時の經費に對しては又た殆んど同額の臨時的収入を計畫することを要す謂ゆる經常費は經常收入を以て臨時費は臨時収入を以て支辨すると云ふ原則は之が爲めに存するなり是れ財政學上經費論を必要とする所以の一なり

第二、經費の性質に依り收入の選擇を異にするの要あり

公共の經費は其の性質上生産的投資に該當するものあり又た不生産的投資に類するものあり其の生産的投資に該當するものは將來其の投資の結果として特別の収益を公共團體に與ふるが故に此の収益を以て償還するを目的として公債の如き信用手段により收入を調達するを適當とし寧ろ租税の如き收入に依るべからず之に反して不生産的の投資にして而かも公安上必要なる經費に對しては急遽避くべからざる場合を除くの外力めて普通の收入を以て支辨せざるべからず斯の如く經費の性質相異なるに従つて收入の選擇自ら相異ならざるを得ず是れ財政學上經費論を必要とする所以の二なり

第三、負擔の輕重は經費の效果に依りて決定せらる

各公課の負擔は直接に其の賦課方法及各納税者の有する税源の厚薄に依り其の輕重を異にすと雖も總體に於ける終局の判決は此の收入によりて支出したる經費の效果に依りて確定す何となれば課税の當初に在りては當時の民力に對し過重の負擔たるが如く感ぜられたる負擔も爾後行政の效果に依り一般

經濟及富力の増進したる爲め何等過重の感を遺すことなきに至るは往々見る所の事實なればなり果して然らば財政學上の收入論は經費論に依らざれば完全なるを得ざるものと云ふべし是れ財政學上經費論の必要なる所以の三なり

第四、財政整理の一要件は經費の節約又は活用にある

財政の收支適合を缺き歳計不足する場合に於て直ちに増税又は公債に依り之を補填せんとするは正當ならず之に先ちて經費の側に注目し經費節約又は繰延の方法を考へざるべからず然れども節約又は繰延のみを以て財政整理の本義とするは亦た正當ならず經費の節減又は繰延に先ちて經費各目の組替及活用を力めざるべからず是れ經費の效果を一層有效にして民力を開發し自然の増收を得る所以にして精勤なる財政家の忽諸に付すべからざる事項なりとす而して經費の節約と云ひ活用と云ひ皆な是れ當然に收入論に屬すべき事項にあらず必ずや經費論として之を講究せざるべからず是れ財政學上經費論の缺くべからざる所以の四なり

第二項 公共職分の範圍

公共經費を論ぜん^と欲すれば先づ其の基礎原因たる公共職分を論ぜざるべからず公共職分の内容は獨り財政學の講究すべき所にあらざるも吾人は少くとも經費論として公共職分の範圍に關する概念を定めざるべからず公共團體全體の職分を總攬するものは國家なるが故に國家の政務に關する範圍の問題は移して以て公共團體の職分範圍に關する概念を定むるの標準とするを得べし

然るに國家の職分範圍に關しては古來學說及制度上相反對する二大系統の存するあり余輩今左に其の概要を述べんとす
封建制度廢滅して中央集權の君主制となるや國家萬能の主義盛旺を極め國家の職分を際限なく擴張し以て十七世紀に至りしが十八世紀に逮び自由主義の論盛に行はれ個人を以て社會の砥柱と爲し國家は單に社會の秩序を維持するの要具に過ぎずと認めらる之れを權利國家又は法治國主義と稱す其の極端に於ては國家を以て必要的害惡なりとしたること人の能く知る所の如し後ち英國のアダム・スミス氏に至り自由主義として稍々穩健の感あるも氏は國家の職

分を限りて(一)國家獨立の保障(二)國民權利の保護及(三)小數人民の營爲に堪へざる一般利益關係の施設なる三項と爲せり次いで千八百三十年財政改革論を英國に於て主張せるサー・ヘンリー・パルネル氏の如きは經費の原理として(一)他の方法を以て行ふべからざる或る公營事業の經費(二)社會秩序の保持又は外寇に對する防護上絶對的に必要なる經費の外は許すべからずと制限せんとせるのみならず此等の經費と雖も之が爲め人民をして自己の缺乏に備ふる手段を失はしむる場合に於ては之を許さずと附論せり

然るに十九世紀の中葉より形勢一變し所在大規模の工業起り都鄙人口の移動益甚しく之が爲め從來想定せざりし事項頻々として現はれ事頗る社會全體の利害に關係するものあるに至り折柄官權主義の獨逸が民權主義の佛國を破れるあり政務縮少の必ずしも富強を得ざる所以を證せり就中獨逸に於ては風權擴張論の勃興を來しスタイン、ワグナー、シエフレ、ブルンチユリイ氏の徒盛に之を鼓吹せり殊にスタイン氏の如きは最も極論を執り國家は特逸最高の人格なり國家の職分には本來制限なしと論ぜりシエフレ、ブルンチユリイ氏の説

は之に比し稍々穩當なるも尙ほ國家の職分は國民全體の能力を發達せしめ國民生活を完全ならしむるに在り國務は多々益々辨じて可なりと主張せりワグナア氏に至りては最も穩健にして國家は權利保護の目的の外に文化開發の目的をも有せざるべからず殊に社會政策の實行は國家の職分なりと主張せり是れより以後英佛諸國に於ても國家職分の擴張を主張するもの相繼いで現はれ、彼等の國家又は公共團體をして交通機關の公有、普通教育の助力、干渉及社會政策の實行を引受しむるに至れり

要するに一方は極端なる自由非干渉主義にして個人の獨立を以て一切の本位と爲し國家の政務を此の獨立擁護に限らんとし他方は極端なる國權主義にして國家の職分を無限に擴張し動もすれば個人の自存をも認めざらんとするものなるが時世及思潮の進歩は兩者の歩調を漸次に接近せしめ一方は國權擴張の抑制を主眼とし他方は舊來の國權縮少を否定するに重きを置くの傾向あるに拘はらず益々穩健なる中庸點に向はんとするの概なきにあらず今余輩を以て之を見るに此の問題は原理問題と事實問題とに分つて論ぜざるべから

ず而して吾人先づ原理問題として之を見るに國家及公共團體の本質は公共一般の利益の權化に存し公安の維持者たり公益の進捗者たる點に於て其の行務を制限せらるべき理由を有せざるべからず換言すれば公共團體と個人經濟とは共に更らに大なる社會經濟の内に在りて公共團體は共同一般の利益の進捗者となり私人は各個經濟の利益の進捗者となり兩々相補し相待つて以て社會經濟の維持發達及向上を圖らざるべからざるなり無限に且つ無條件に國家の職分を擴張し私人生業の活動範圍を全奪するも可なりと云ふ如きは主義として原理として公共團體存立の理由に反するものと云ふべし然れども是れ公共團體の原理なり單に抽象的に然か斷ぜざるべからざるのみ若し夫れ實際の事實問題に入りて之を見んか其の區別は到底明確なるを得ず今ま公安及公益の目的に關する事項を具體的に列記せんか實に左の如く廣汎にして殆んど無限の感なきを得ず

一、公安維持の爲め絶対必要の政務

國體の維持

條約、和戰

國防

裁判及警察

二、公益進捗の爲め相對有益の政務

文化政務

(教育、宗教、衛生、救貧の事項)

經濟政務

(殖産、交通、金融、勞働及殖民の事項)

以上の中公安維持の政務は公共團體の存立上私人に許るすべからざる絶対必要の事項にして舊來の國家消極説も新なる國家積極説も共に爭議なき所なり。次に公益進捗の政務中文化行政に關する事項は極端なる舊消極説に於ては素より認めざるところなるも其の穩健なるものは私人の營爲に堪えざる事項に付公共の施設を認め私人の營爲に堪ゆる事項にも國家の干渉を認めり次ぎの經濟行政に至りては私人の主たる生業と其の範圍を同ふする事項にして

公益及私益の競争點に屬し穩健說中に於ても舊派の系統を引くものは干渉を排斥するに傾き新派の系統を引くものは干渉を推奨するに努むるの狀あり而して其の謂ゆる國家の干渉なるものは種々の方法ありて自ら深淺の別を有せり。單に立法を以て規定するに止むるものあり又は進んで行政上の行爲を以て制限を加へ若くは獎勵し保護し又は遂に之を公營とするに至る此等干渉程度の異なる主たる標準は如何と云ふに公益對私益の關係にして要は私益の爲め公益の進捗を缺くもの及之を害するの程度如何に在りとす然るに私益と稱するも公益と稱するも結局は之が利益を享有する人民の分量に關する問題にして此等經濟事項に於て本來性質上の區別あるものにあらず例へば個人多數の利益に一致するものは公益にして人民小數の利益のみに關するものは私益に外ならざるなり。茲に於てか此等の事項に關する國家の干渉方法即ち制限保護公營等は果して社會多數の利益に一致するや否や事實問題として其利害の波及する範圍分量を講究するにあらざれば決して一概に斷定するを得ざることとなる。單に漠然公益の爲には私益を犠牲にすと云ふ如き論法を以て早斷する

を許さず必ずや各事項毎に且つ其の各方法に就き公共團體と個人の多數とを包含せる大なる社會全體の經濟より觀察して社會の一方の不利と社會の他方の利益とを比較し其の現時に及ぼす結果及び將來に於ける遠大の影響をも察し政治上及社會上の考案をも加へて慎重周到の講究に附せざるべからざるなり殊に公共團體が私人の生業を奪つて公營とする如き場合に於ては最も然りとする所なり財政上の理由に依り國庫の収益を目的として租税に代へ民業を獨占し專賣公營とする場合と雖も若し之が爲め一般經濟及一般生活上に廣汎深刻の弊害を及ぼす如きあらば是れ公共團體が従たる財政上の手段の爲めに團體本來の主要目的を没却する所以なるが故に共同一般の利益の爲め自ら抑制せざるべからざるなり要するに公共政務の範圍として公安目的の職分及文化目的の職分を包含するは大體に於て一般の認むる所なるも經濟行政の職分に關しては各事項毎に各方法に就き公益對私益の事實問題を決定するにあらざれば一概に論斷するを得ず唯だ事實調査の決定を得ば斯る範圍迄も公共職分の及ぶべきものなることは茲に結論し得るなり

第三項 公共經費の意義

公共經費とは公共團體の經濟的[○]需要[○]を貨幣に於て表示したる數額の謂にして公共團體が其の公共職分を履行するに當り各種の經濟物件(物及勞務)を必要とするに由るなり勿論公共團體は所要の經濟物件を調達するに當り強制の方法に依り人民より直接の實物徵收を爲し又は公共團體自ら之を産出することを得べし文明諸國に於てすら人民直接の現品納付を受くるものなきにあらず殊に地方自治體に於て小市及村落の財政は國家の財政に於けるよりも却て適切なりとして割合に多く行はるゝを見る然れども貨幣經濟の今日に於ては斯る場合に於ても現品納付の義務は實物の價格に相當する貨幣額を以て之を定め概して通貨を以て納付せしめ稀に實物を以て代辨せしむるに止まる公共團體が自ら實物を産出する場合に在りても多くは之を販賣して貨幣を收入し又は往々其の價格を貨幣に換算し貨幣の收入として整理するものなり其の他の場合に於ける實物[○]需要[○]の大部分は皆な通貨の支出に依る購買の方法を以て支辨せざるべからざること論を待たず更らに勞務[○]の需要[○]は如何と見るに大部分

は有給の方法に依る官吏吏員として採用するものにして其の給與は俸給及諸給の外、癯老及死亡の場合に關する必要の給與(恩給及扶助料等)をも含み今や殆んど全く通貨を以て支給せらるゝことゝなれり勿論極めて稀れに實物の給與を爲すことあるも之れ亦た通貨を以て取得せる實物に外ならざるなり勞務使用の他の部分は無給なり公共名譽職、強制役務雇兵を除く(の如きを云ふ然れども斯る場合に於ても公共團體は全く通貨の支出を要せずと云ふべからず例へば兵士に關する出費の補助、衣糧費、給料及教練費の如き皆然らざるなし故を以て實物需要も勞務需要も其の公共團體よりするものは結局通貨需要と云ふの當れるを知るべし

此の外に特種の貨幣需要と認むべきものあり例へば公債の利子、準備金積立費及各種補助費の如き是れなり此等も或は其の過去、將來又は現在の關係事業に要する實物又は勞務の需要に包含せらるゝと看做すことを得るものなきにあらざると雖も其中には必ずしも斯る關係の伏在せず何等の實物又は勞務の需要あるにあらずして單に貨幣の支出を約するに止まれるもの亦決して尠なしとせ

ず故に特種の貨幣需要と稱するを適當とすべし此點丈に於ても公共經費は貨幣需要たりとせざるべからざるを證するに足るべし要するに公共團體は其職分を履行するに當り私人經濟の如く實物勞務又は貨幣を必要とせざるを得ざる事情を有し其の實物及勞務の需要も貨幣を以て表示せざるべからざるが故に結局公共職分の需要と云ふは貨幣所要の額を以て表はるゝものなり従つて公共經費は凡べて貨幣需要額と云ふことに歸すべきや疑を容れざるなり

第九章 經常費及臨時費

六〇

公共經費は種々の觀察點に依りて種々に分類することを得べし今ま先づ其の中に付財政計畫上及經濟原理上の觀察點に於て最も重要なりとする分類は經常費及臨時費の二大別なりとす

財政計畫上に於ては長期の需要に長期の財源を充當し短期の需要に短期財源を充當すべしとの原則を認む經常費及臨時費の分類は此の原則に重要な關係を有す

經濟原理の上に於ては公共經費を以て一般經濟上の共同投資に外ならずと認む而して經常費及臨時費の分類は此の經濟上に於ける投資の分類と其の性質を同ふせり

經常費とは各年度毎に常規的に繰返し發生する經費の謂にして長期恒久の需要に基くものなり此經費の性質は經濟原理の上に於て流動資本的支出に該當すべし換言すれば此の經費に依りて公共團體は流動資本消耗品、勞力等を購

求して每期之を消費し一般經濟上に必要なる公共職分を行ふものなり政務費の大部分、收入費、企業費、公債費、修繕費及大部分の人員費の如き之に屬し公共團體の生存する限り永久に毎年消費せらるべき支出なるが故に永久的に毎年徵收するに適する財源を選択して之に充當すべきものとす但し財源の選擇と云ふも各經費毎に各財源を固定するの意義にあらざり經常費の總額と經常收入の總額と相對して均衡を得んことを力むれば可なり

臨時費とは一年度限り又は一回の數年度限り需要せらるゝ經費にして其の效果は將來に永く利益を與ふるものと否らざるものとあり故に此の經費の性質は經濟上の原理に於て固定資本的支出に該當するものと單純なる資本の消費に該當するものとに分る、數年繼續費に屬する鐵道、港灣、道路、郵便、兵營、學校、官衙の建設及改良費の如きは將來に永く利用せらるゝの效果を與ふるものにして固定資本的支出と云ふべく之に反して戰費、舊債償還、災害復舊費の如きは必要避くべからざる公共需要に基く必要なる職分に屬すと雖も消費的の投資にして將來に一層の改良状態を増出するものにあらず従て單純なる資本の消費

と云ふの外なきを知るべし但し何れも経費の需要は財政計畫上一度限りなるが故に若し従來の經常財源にして經常費を支辨し尙ほ殘餘あらば之を使用し而かも尙ほ不足せば臨時財源を起して之に應ずべきものとす

以上は普通の分類に依るものなるが獨逸の制度に於ては經常費に永久費と一時的經常費とを包含せしめ臨時費は單に公債支辨の事業費に限れり獨逸の一時費と云ふは素より永久に毎年繰返へす需要にはあらず唯だ一定の期間を隔て、定期毎に繰返へすことの豫定し得べきものなり一定の期間を隔て、永久に繰返すと云ふ意義に於て之を經常費と爲せるが如し例へば官衙の營繕費の如き是れなり官衙の如きは漸を以て消耗せらるゝものにして毎年之を營繕するの要なきも一定の期間を隔つれば改築を要し而かも此の改築の需要は公團體の存する限り永久に生ずるものなるが故に嚴正の意義に於ける一度限りの經費とは稱すべからず且つ此等の經費は臨時費として公債支辨に依らしむるよりも經常費として經常收入に依らしむるを健實なる財政策なりと認めたるなり然れども臨時費と爲したるが爲め必ずしも公債支辨に依らざるべか

らざる理なし獨逸に於ては臨時費は公債支辨事業なり臨時收入は公債借入金なりとし財産拂下代及前年度剩餘金をも一時的收入として經常收入部に移入せるが故に斯る究屈の結果を生ずるなり我國始め他の歐洲諸國の如きは營繕費を臨時費とする代りに財産拂下代及前年度剩餘金をも臨時收入に置けり營繕費の如き一時費は此等の一時收入に依らしむるか又は經常收入の過剩に依らしめ公債支辨となさしめざる財政方針を取ることとせば可なり縱令へ兩者を獨逸の如く經常部に置くも兩者共に一時的のものにして他の永久的毎年の收支とは到底同一に混淆すべきものにあらず且つ之が爲め經濟上に於ける投資の性質觀を亂るの嫌あり余は寧ろ我國の制度の如く經常費は永久毎年費にして永久毎年費にあらざるもの一切を臨時費として臨時費中に一時費及び他の臨時費を包含せしむるの理あるを信ず

茲に注意すべき一事あり經常費と云ふも臨時費と云ふも各科目の組織に係するものなるが故に各科目は之を包括的に觀察すべく各事件毎に細觀すべからず若し各事件毎に細別して觀察すべきものとすれば殆んど一の經費とし

て一時又は短期ならざるものあらんや例へば公債費の如き公債費全部としては毎年永久の支出なるべきも其の中に存する某短期公債の一を採りて觀察すれば之に要する元利の仕拂は短期を以て終るべければなり其他訴訟費と云ひ修繕費と云ひ皆な然らざるを得ざらんとす要するに各科目を包括的に觀察して永久需要と一時需要とに區別するの外なし而して之れと同時に些少なる臨時費にして豫見し得るものは成るべく多數を包括して一科目となし全部を以て經常費とするの適當なること論を待たざるなり

第十章 物件費及人件費

公共經費は公共團體が需要する經濟物件の種類に依りて分類すれば人件費及廣義に於ける物件費の二類と爲すことを得べし此の區別の實益は主として物價及貨幣變動又は行政者の隨意に依り政費の分量が受くる影響に付財政上注意の材料たるに存す

人件費とは經費として貨幣を要する原因が人の勞務を使用する需要に存するもの、謂にして殊に財政上の意義に於て常定の勤務者に對する報酬に限らる例へば文武官及吏員の俸給、旅費、手當、議員又は常置委員の諸給與の如き是れなり此等は公共團體の定めたる一定の給與規則に依りて其の額一定し物價及貨幣の變動に依り概して直接には變更せず唯だ往々行政者の任意裁量に依りて増額の虞なきに非ざるが故に財政秩序の上に於て特別の注意を要するものとす

財政上の人員費は以上の如く狹義にして常定の勤務者に對する報酬なるが故

に常定の雇員に對する給與は無論其中に包含せらるゝと雖も臨時性の雇員備人の給料及職工人夫の賃銀の如きは之に屬せしめず是れ他なし是等の勞務者は時々都合契約に依りて使用せらるゝものにして而かも其の勞銀は物價及貨幣の變動に依りて變動し之を使用する公共經費に直接の變動を與へ易く、財政上物品需要の經費と異ることなく殆んど他動的に變化するものなるに由る。物件費とは經費を要する原因が實物の使用に存するもの、謂にして主として公共團體の使用する廳費、修繕費、兵器糧食、被服費の外前項に除外せる各種契約勞働者の給料賃銀の如きは是れなり此等の經費は何れも物價及貨幣の變動に直接の關係を有し時々他動的の變化を免るゝ能はざるが故に行政監督の要比較的の少なきも財政計畫上に於ては注意を怠るべからざるものとす。物件費を廣義に解釋すれば事業費を包含し得べし事業費は主として公共工事、製造及交通企業等の巨費に係り其の内容は實物及勞務の二件を混合せるも其の勞務の大部分は職工人夫又は臨時的雇員の性質を有するものなるが故に之を物件費とするを至當とす然れども普通の物件費は主として個々の消耗品費

に屬するに拘らず事業費は一體として一定の目的を竣成すべき事業に關するが故に財政の秩序上特別の位地を與へて他の影響より獨立せしむるの要あり此の見解に於て事業費は普通の物件費と區分するを適當とす

公債利子、準備金積立及各種補助費の如きは實物需要の經費と云はんよりも直接の貨幣需要と稱するの至當なること既に前述したる所の如しと雖も貨幣は廣義に於ける物件に入れ得べく、物價及貨幣變化の影響を受くることは素より少かるべきも如何にするも人件費たるを得ざるが故に結局廣義に依り物件費に入るゝか又は特別の名義を與ふるの外なかるべし

物件費及人件費の割合は各國素より一様ならざるも狹義に於ける人件費は之を總體の經費に比し甚少きは疑なき所にして之に比すれば物件費の大なること推知するに難からず一般には一と二との比例なりと認めらるゝ之れが爲め物價及貨幣の變動が公共財政上に至大の關係を有することは既に論述したる所の如きなり是れ亦た此の分類の財政上重要なる所以なりとす

第十一章 必要費及自由費

公共經費は又た其の政治上の見地に於ける輕重に依り必要費及自由費の二類に區別せらる然れども此の區別は國家の政費に關する場合と地方團體の政費に關する場合とに依りて其の効力を異にし従つて其の名稱にも多少の修補を加へて區別するの要あり

先づ國家の場合に於ては之を確定費及自由費とするを至當なりとす

確定費とは其の必要が憲法、法令又は契約に依り確定せる政費にして國家として永久に支出せざるべからざる義務を有するものを謂ふ英國の固定基金歳出と稱するものは實に其標本にして同國歳出の三分の二を占め全然議會の決議に附せずして支出し得るものなり其他の歐洲諸國に於ては斯る成法を有するものなきも獨逸及米國に於ては慣例を以て解釋し殊に獨逸は經費の目的及金額ともに法令契約を以て確定せるものは全く之を議會の議決外に置き目的確定せるも金額確定せざるものは政府の同意を得て減額の決議を爲し得べく

目的及金額兩ながら確定し居らざるものは全く自由費として議會の自由なる削減に従はしむるが如し我國に於ては憲法の明文に依り之を絕對必要費と相對的確定費とに分ち前者は皇室費にして後者は憲法六十七條の三費目とす

一、皇室費

此の經費は憲法第六十六條の保障する所にして現在の定額を以て憲法上の確定費とし將來増額を要する場合の外は議會の協賛を要せずと明記す其現在の定額は四百五十萬圓にして國體維持上絕對必要の經費と認めらる

二、憲法六十七條の確定費

此の經費は憲法が直接に定めたる確定費にあらずして法律、大權又は既存の契約に因る經常費なりとす其の効力は絕對的にあらずして相對的なり即ち議會は政府の同意なくして廢除削減の議決を爲すことを得ずとせり蓋し既存の法令契約に依り政府の支出すべき義務と確定せるものは議會が單獨に其の廢減を議決するも政府をして法令契約の變更を爲すの準備を爲さしむるにあらざれば何等の効なき對個人の國家義務なるが故なり今其の種別を擧ぐれば

左の三種とす

七〇

甲 法定費 此の經費は法律の結果に因る歳出と稱し直接に特別法を以て其の必要及び計算標準を定めたるものに係る而して其の法律と云ふは憲法施行前の布告類及び法律に依る委任命令をも包含するものと知るべし例へば帝國議會費、裁判所會計検査院、行政裁判所經費、恩給扶助料、罷役恤金、死傷手當、徴兵費、徴稅費、囚徒費、遞信事業費、航路標識費、難破船費、罹災救助費、恩賞救助費、勸業、農工銀行資本補助、拓殖銀行資本補助、遠洋漁業獎勵金、航海獎勵費、造船獎勵金、專賣局現業費及特許局審査審判費の如き此の經費に屬す

乙 義務費 法律上政府の義務に屬する歳出と稱するものにして政府が特別の契約又は或る行爲に依りて其の目的及び金額を定めたる經費なり其の名義には交付金、償還補助、惠與、辨償、返戻等種々ありと雖も概して私法上の義務に類するものなり例へば神社費、公債元利及手数料、各地公共工事補助、警察費、連帶支辨金、航海、鐵道、製造、殖産諸會社の特別補助、病院學校の特別

補助、僱外國人の給與、法律上の賠償及訴訟費、諸拂戻金、國庫金取扱費、預金利息、既約地所建物借料、農會補助、耕地整理補助、土木補助、實業學校補助の如き是れなり

丙 大權費 此經費は大權に基く既定の歳出と稱するものにして勅令又は條約に依りて必要の定まる經費にして事實上行政府の單獨決定に依るものなり故に特に既定の歳出となし一度議會の決定によりて定まれる最後の金額に限れり例へば文武官の俸給、文武官退官賜金、陸海軍軍事費、憲兵費、屯田兵費、外國條約及約束上の支出、賞勳年金、褒賞費、各省廳費及修繕費の類之に屬すべし而して其の既定即ち最後の決定額なるものは實際上前年度豫算額と云ふに同じきを知るべし

以上の三政費は何れも經常費に屬し法律勅令又は契約に依る確定費を爲し其の法令契約を變更するにあらざれば縱令議會に於て之を變更するの議決を爲すも其の目的を達すべからず故に議會にして之が變更を爲さんとせば議決前豫め政府に知照し其の實行に付準備の餘地を得せしめざるべからず是れ政

府の同意を得るにあらざれば廢除削減の議決を爲すを得ずとせる所以なり
自由費とは皇室費及以上三個の確定費を控除せる一切の經費の謂にして議
會の自由なる議決を以て廢除削減し得るものとす例へば新法、新契約又は新勅
令を待つて行はんとする新事業の經費並に既定以上の皇室費及大權費の如き
之に屬す

繼續費は其の始め新事業費として議會に提出せらるるときは自由費なりと雖も
其の後年度に支出すべき年度割は其の當該年度の豫算上に記入し之を議會に
提出するも其の額は自由費にあらずして既定の豫算なるが故に議會は之を自
由に廢除削減するを得ず唯だ政府が豫算編製權により其の費額を變更し來る
を待つて之を自由討議に附するの外は其の儘ま之を認むるの外なきものなり
以上は國家の經費に關する場合なるが地方團體の經費に關しては義務費及
隨意費の二種とするを適當とす

地方義務費とは國家の法令又は職權官廳の命令に依り委任せる國政事務及
び地方團體の自ら以て必要とする固有事務に關する經費にして國政事務費と

しては軍事、警察、教育及國稅事務並に他の特に委任せる事務の費用、次ぎに固有
事務の一部たる地方議會費、吏員費、公債費、繼續補助費等職制維持及び契約履行
の必要費に外ならざるが故に大體に於て其の費目は國家の確定費に類せるを
知るべし然れども其の效力は少く異れり此の義務費は何れも地方團體として
は絶對必要の義務費にして地方理事者と地方議會と同意するも廢除削減する
を得ず若し理事者にして此の義務費を地方豫算上に掲上せず又は地方議會に
して之を可決せざるときは國家官廳は監督權に依り其編入を強制し又は原案
執行を命じ又た強制支出を命ずるの權利を留保するものなり是れ國家と地方
團體と其の獨立の程度に於て本來大に異なる所あるに基因するものにして地方
團體は國家の如く獨立自主なる能はざる所以なりとす

地方自由費とは地方局部の公益に屬する地方團體の固有事務即ち自治本務
に要する經費にして國家の場合に於ける自由費とは大に費目の性質を異にす
るを知るべし例へば地方勸業、交通、衛生、議會、財産管理、公共企業費の如き是れな
り然れども此等自治事務に屬する費用の全部を以て自由費なりとするを得ず

固有の自治事務費中に於て前項記述せる必要費に屬するものを除かざるべからざるが故に結局は國家の場合と亦均しく新規事業費新契約事項費竝に固有事務中必要費の新增額に止まることとなるべし其の議決の効力は確定的なるも此の場合に於て尙ほ國家の認可權修正權を留保することあり或は又た單に報告に止めしむるものあり各國の制度は地方團體毎に多少異るところあり我國の制度は概して報告主義を採れり

第十二章 政務費及財務費

公共職分の各性質に従つて公共經費を先づ政務費及財務費に分類し更らに其の中の重要部分を抽きて行政費國防費及公債費の割合を見るは行政の實際に適合するのみならず各國經費の比較に依り其の消長を詳かにし且つ各種職分の効果をも卜知するに便なるが故に財政學上に於ても重要な分類法とせり左に國家に關する此等の大小分類を示めさん

第一、憲法費

憲法費とは國憲組織(國體)に伴ふ經費の謂にして國家生活の實在に必要なる根本需要に關する費用なり故に國家の最高機關たる皇室又は大統領に關する經費及議會制度に關する經費を之に包含す

我皇室費は憲法施行後明治四十三年迄久しく三百萬圓の定額なりしも爾後之を増加して年額四百五十萬圓となせり此外皇室經濟殊に御料局收入の大なるものあるも素より國家の豫算に掲上することなし外國に於ては皇室費の外

國家財源より特別皇族費を支出するものあり各國制度一ならず

七六

英國の皇室費は千九百十年に於て固定基金より年額四十七萬磅を支出せるも此外に皇族費として各皇子孫に對し約二十萬磅を支出するが故に其の總額は凡そ八十四萬磅に達すべし是れ我が約八百四十萬圓に該當するものなり。獨逸の皇室費は特別法律に依り普國財政の支辨する所にして皇室費八百萬圓の外皇族の世襲年金として七百七十一萬九千二百九十九圓を加へ現今(千九百十年)の皇室費總額は約千五百七十二萬圓にして我七百七十萬圓に該當す尙ほ此の上に獨逸皇帝として勳章權行使の爲め三百萬圓の自由基金及他の特別救助及慈善目的の爲め種々なる小費目の支出を受く別に皇室の私有財産に屬する收入頗る多しと聞く。奧國の皇室費は二千二百六十萬(クローネン)にして外に内事務局費十八萬九千(クローネン)あり計約我九百十二萬圓に該當す。伊國の皇室費は千六百五萬(リ)にして我約六百四十二萬圓に該當すべし。露國の皇室費は千六百八十三萬四千(留約)にして此外に百萬方哩以上の皇領地及サイベリヤ金銀鑛山の收入甚だ多額なるものありと傳ふ。共和政體の佛國は大統領の俸給六十萬法、旅費及交際費各々三十萬法にして計百二十萬法となり約我四十八萬圓に該當し。米國の大統領は年俸七萬五千弗、旅費二萬五千弗、副統領の年俸一萬二千弗にして總額約二十二萬四千圓に該當す。

更らに議會費を視るに我が兩院議會は貴族院議員五種の特別階級より成る三

百名一般選舉の衆議院議員三百七十九名を以て成り議長各年俸五千圓副議長各三千圓議員は歳費として各二千圓の外竝に旅費を支給す斯て總議會費は百五十六萬四千四百八十六圓(四十三年度)に達す

英國の兩院は上院議員六百三十二人下院議員六百七十人より成り千九百十年迄は歳費及日當なく總經費一萬六千三百五十二磅(約十六萬圓)の支出に過ぎず一九一〇年に至り下院歳費として各員四百磅を給することとなるを以て二十六萬磅を増加し總額二百七十萬圓に達すべき計算なり。獨逸は帝國議會に關し一九〇七年後議員三百九十七人に對し各員三千圓の歳費を與ふることとなり總經費二百十二萬圓を算す普國の兩院は下院議員(四百四十三人)に日當十五圓を與へ總費百七十二萬圓を支出す合計するも我百八十萬圓に過ぎず。奧國は上院百六十五人下院五百十六人より成り下院一員に付二十クローネンの日當と旅費の賠償を與へ總費四百十六萬五千八十三クローネン(我百〇四萬圓)を支出し。共和政體の佛國は元老院議員三百人代議員五百九十七人より成り上下各員に年額一萬五千法の歳費及無料乘車權を給し各議長は此の外に交際費七萬二千法の歳費を受く而して議會費總額は千八百八十九萬四千法に達し我約七百五十五萬圓に當る。更らに米國の議會費を見るに上院議員九十人下院四百三十三人より成り兩院各員には年俸七千五百弗、旅費一哩二十仙、文房費年額百二十五弗を給し下院議長は年俸一萬二千弗とす

七八
而して議會費總額は千三百三十四萬八千弗に達し我が約二千六百六十萬圓に當る故に憲法費全體より見れば共和政體の經費必ずしも君主政體の經費より多しと云ふべからざるを知るに足る

第二、行政費

行政費とは目的遂行に要する政務の經費の謂にして其の遂行せらるゝ目的政務に依りて分類すれば安寧を維持する經費(公安費)と幸福を増進する經費(公益費)と及び兩者共通に關する經費となすことを得べし兩目的に共通なる經費とは高等樞要行政の經費にして安寧維持の經費とは國防費司法費内務費及外務費に當るべく幸福増進の經費とは文教行政費及び經濟行政費を云ふ

(一) 樞要行政費

此經費は一般高等行政に關する經費にして我が内閣、法制局、恩給局、賞勳局、樞密院の如き當然之に屬し便宜の爲めには尙ほ行政裁判所、官吏懲戒裁判所及會計検査院を之れに屬せしむ外國に於ては尙ほ權限裁判所をも含ましむ拓殖局、統計局、及鐵道院も我官制上内閣に附屬するが故に皆な共に豫算上大藏省所管

内閣所屬の部に編列せらるも同性質のものにあらず但し以上此等の經費に關しては殆んど財政學上論ずべきものなし拓殖局及鐵道院に關しては後に之を論ずべし

(二) 國防費

此經費は國の内外に對し國權を維持し防護する爲めに要するものにして陸海軍常備兵制、兵器維持、軍律、病院、學校費、戰爭費及び時として義勇兵、殖民地兵制、軍人恩給並に戰時基金費を包含す中に就き戰爭費は臨時費にして普通の國防費に屬せしめざるもの多きも其の費目は軍隊の動員、金物給與の増額、消耗品の補充、病院、俘虜の維持、戰後に於ける撤兵費、兵備兵器の補充、城塞、船艦の新造、改修、戰時徵發の賠償、傷兵及遺族の救養、勳章、年金に及ぶ

近時各國の財政上膨脹の最大なるものは實に此の國防費に在り其の重きを陸軍に置くべきか海軍に置くべきやは例へば英國は海軍を主とし獨逸は陸軍を主とすと云ふ如く各國の形勢に因り同じからずと雖も最近の狀況は例へば英國は陸軍に獨逸は海軍にも力を用ゐるに至れる如く共に均しく膨脹の著しき

を示めざるはなし斯くの如くして各國は平和を保ち各自の安全を得て兵備に要する負擔以上に經濟の發達を爲しつゝありと信ぜらる

此の經費は常備制と義務制とに依りて相異なる常備制に在りても職業的なるは無償的なるとの別ありて亦た自ら異なる兵員及船艦の多少給與の多寡は勿論殖民地軍人恩給戰時準備金費及臨時費の加算如何に依りて各國間此の總額を異にす

英國の陸軍費は千九百十年の豫算に於て二億七千七百六十萬圓を示めし海軍費は四億萬圓を算す合計六億八千三百萬圓なり之を總歲出に對すれば三割四分に當る佛國の陸軍豫算は千九百十年に於て三億千六百九十萬圓にして之れに海軍豫算一億五千萬圓を加ふれば合計四億六千六百五十萬圓となり總歲出の三割に當る獨逸の陸軍費は其千九百十年の豫算として四億〇六百七十萬圓なり之に海軍費二億二千百萬圓を加ふれば合計六億二千七百七十萬圓にして四割三分に當る米國は陸軍費一億八千八百萬圓海軍費二億八千五百五十萬圓合計四億七千三百五十萬圓にして總歲出に對すれば三割二分に當る日本は

四十三年度に於て陸軍費一億千萬圓海軍費八千三百萬圓合計一億八千四百萬圓にして總歲出に對すれば三割二分に當る計算なり

(三) 司法費

司法費は社會の秩序及財産身體名譽の侵害に對し事後の制裁又は恢復を強制する政務の經費にして主として民事の裁判事務並に刑罰組織監獄強制執行人事及公證登記事務に關する費用を包含し司法省の所管とす國に依りては監獄及登記事務を缺き又は此の上に他の行政を兼掌するものあり裁判事務に至りても地方行政官署に於て行ふものあり重罪には陪審制度を存するものありて各國の制度は區々たり

我司法事務は司法省之を管掌し大審院を以て最高等法院となし第二審としては全國七個の控訴院二審及初審として五十個の地方裁判所初審として三百十二個の區裁判所あり陪審制度なく商事裁判所なく司法省は刑事局民事局監獄局に分れ監獄は全國各府縣に之を配置し總計五十六個の本監獄と九十七個の分監及出張所を有す而して其の總經費は四十三年度に於て千三百萬圓を示

英國に於ては司法省なるものなく中央司法部は貴族院にして或る特別事件に關し樞密院之を裁判す貴族院議長は大法官にして最高等の上告裁判所なり其下の各邦に上等裁判所、控訴院、高等裁判所、寺院裁判所、中央刑事裁判所、巡迴裁判所及州裁判所以下の下級裁判所あり下級裁判所は一八八八年迄治安裁判官として行政事項を行へり巡迴裁判所及中央刑事裁判所には陪審官の制度を附す但し監獄費は内務省の所管に屬せり千九百十年年度總經費は千七百六十萬圓なりとす

佛國は司法省を有し人事局、會計局、民事局及印鑑局、刑事局、恩典局の外に印刷局、權限裁判所、會計検査院之に屬し地方には二十六の控訴院、重罪裁判所及三千八十個の警察裁判所あり重罪裁判所には陪審官の制度を存す此外二十七個の商事裁判所あり監獄行政は内務省に屬す總經費は千九百十年年度に於て千五百六十五萬圓を示めす

獨逸は帝國に司法省あり之と獨立して帝國法院あり辯護士名譽裁判所あり各邦に二十九の高等地方裁判所、百七十三の地方裁判所及區裁判所(千九百三十二個)あり別に重罪裁判所の定期開始あり之には陪審官の設けあり監獄事務も司法省に屬す司法省經費は千九百十一年度に於て帝國の分百四十五萬圓にして普國の分は分明せざるも聯邦司法費の總額は千九百六年度に於て百十九萬圓に上ると云ふ

(四) 内務費

内務費は公安又は權利利益の侵害に對し及び社會上の危險に對し事前の豫防事後の鎮壓を勵行し他省の特別地方機關に屬せざる一切の地方的國政を執行し併せて自治體を監督するに要する經費にして各國の制皆な警察衛生、地方財務、地方政治及救貧事務を包含せざるはなしと雖も其他の事項例へば土木、土地事務、宗教、地方教育、産業監督、統計事務の如きは必ずしも此省の所管に屬せしめざるものあり他省所管の範圍の爲めに此省の所管事項甚だ厚狹あるの外官治主義及自治主義の優劣に依りて亦た所管上に大なる差違を生ず

我内務省は地方行政、議員選舉、警察、土木、衛生、地理、社寺、出版、版權、登錄、賑恤及救濟に關する事務を掌理し警視總監、北海道長官及府縣知事を指揮し三府一道四十三縣、六百二十郡、八島、六十二市、千八百八十五町、一萬千五百五十五村の國政事務及自治事務を監督するの外本省直屬機關として造神宮使廳、四個の土木出張所、衛生試驗所、傳染病研究所、中央衛生會及藥局調查會あり監獄行政は司法省に移さる、内務省所管經費は四十三年度に於て二千三百七十萬圓を示めす

英[○]國の内務行政は内務省と地方政務局とに於て之を掌理す地方政務局は地方財
務衛生及救貧事業を監督し地方に出張所を設け内務省は警察保安、地方行政廳の監
督監獄及刑事行政、勞働保護、技術學校の監督、癡狂院外人歸化等の事務を掌り工場監
督所、鑛業監督所及首府警視廳を直轄し六十二州、一萬五千二百十九區の廣汎なる自
治を監督す總經費は特別の科目なきも俸給及民政部費なるもの千九百十年度に於
て三千四百五十萬圓を示めせり

佛[○]國の内務行政は内務及宗教省の主管する所にして其の範圍は地方行政、救貧及
衛生、監獄行政及宗教事務を含み其監督する地方行政體は八十六の州、三百六十二の
郡、二千八百九十七區及三萬六千七百七十七邑なるか、英國の非官治主義に反して佛國
は最強の干渉主義を採れり且つ佛國は宗教行政に對し千九百五年十二月九日の法
律に依り政教を分離し從來の國教主義を廢じたり廢止の當時に於ては國費として
千五百萬圓地方費三百萬圓の補助を要せしが今は僧侶恩給及補助費として國費の
豫算は僅かに二十二萬三千圓となり次いで千九百十二年には内務省豫算中に僅々
十萬圓の退職賜金を存するの外何等の宗教費を存せず斯くて千九百十年度に於て
は内務經費六千五百萬圓にして外に宗教費三十萬圓の記載ありき
獨逸は帝國にも各邦にも各内務省あり普國內務省を見るに自治監督、救貧、戶籍監
督、陸軍補充事務、動員事務、食用品取締其他の警察(但し土木警察及營業警察の一部は
商工務省に屬す)事務の外に保險事務、貯金事務を掌理し柏林警視廳を直屬す其の監

督する地方行政廳は十二州、三十五縣、若干の郡、三十六の大市、千百六十の小市、及一萬
五千三百十五の邑なるが其の中、州は官治、自治相半す、縣は自治體にあらず中央諸省
殊に内務省事務の中級官廳にして内務課、寺院學校課、官領地森林及直稅課を有し警
察、學務及財務の政廳に外ならず帝國内務省としての總經費は千九百十一年度に於
て四千四百五十萬圓を示めせり

(五) 外務費

外務費は國外に對し國權を代表し竝に國民の權利利益を保護する公使館、領
事館貿易事務館の費用竝に外交條約、通商移民及び國內在留外國人の權利利益
を保護するに要する經費にして各國皆な我國の如く外務省を以て之を掌理せ
しむ移民及殖民の事務に關して外國の例を見るに移民及び保護國事務は外務
省費中に存するも殖民地及新屬地經營は外務省に所轄せざるもの多し我國に
於ても臺灣、樺太、朝鮮及關東州經營の監督は之を外務省主管とせず内閣所屬の
拓殖局に行はしむ獨乙は久しく保護領と共に殖民地事務を外務省所管とせし
が今は獨立の殖民省を存せり但し膠州灣は海軍省所管に屬す斯くの如くして
各國の制度相一致せず又た通商行政に關しても相異るところ甚だ多く従つて

經費の差異を生せしむ

我外務省は大臣官房の外務局、通商局の二局を以て前記の外務行政を行ひ唯だ各國の公使館領事館及貿易事務館並に清國に於ける專管居留地經營事務所を直轄するのみにして殖民地監督の事務を掌理せず總經費は四十三年度に於て四百八十萬圓を示めす

殖民地事務監督は内閣殖民局之れに任じ其經費は僅かに八萬五千圓に過ぎず而して各殖民地の會計は何れも特別會計にして朝鮮は四十四年度豫算に於て四千八百七十萬圓の經費を掲上し内公債及國庫補充金によるもの二千四百六十萬圓を存し關東州は補充金三百二十八萬圓を以て五百二十五萬圓の經費を支出し樺太は五十七萬圓の補充金を以て二百十一萬圓の經費を支出せり之に反して臺灣は國庫の補充金なくして四千三百六十萬圓の經費を支出するに至れり

英國の外務省は條約局、記録局及亞弗利加保護領局の三局を置きて純粹の外交事務を掌理し殖民事務を監督せず別に殖民地事務に關しては獨立の殖民省あり屬領

地たる印度の事務に關しても亦た獨立の印度事務省あり然れども英國豫算上の用語たる外務及殖民費と稱するものは外務省、殖民省及印度事務省の經費を包含せしむ

殖民省の殖民事務と云ふも英國の殖民地は三種の區別あり第一種は直轄殖民地と稱し立法及行政監督の全權を皇帝に掌握するものなり第二種は自ら代議機關を有し皇帝の認可を経て立法するも官吏の任命は英國政府に存するものなり第三種は代議機關及責任政府を有する殖民地にして英國政府は單に不認可權を保留するものなり而して英國殖民省は此等の三殖民地行政を監督するも印度の如きは此三種中に屬せず全く屬領地とし殖民省の主管とせず

印度事務省は殖民省及外務省より獨立せる一省にして其大臣は英領印度政府を指揮するの權を有し印度の統治に關し議會に責任を負ふ此省に附屬して報告審査會なるものあり收入、司法、工事、政務、軍事、統計、商事及物資の八部を有す斯くて外務及殖民行政費の總額は千九百十年度に於て千八百六十萬圓を示めせるか内殖民費は千百四十七萬圓を占む

佛國に於ても外務省及殖民省は互に獨立せり外務省は政務及保護領局、通商及領事局の外儀制課、記録課、庶務會計及大臣官房を置き各種の調査委員會を附屬す殖民省は殖民地名の二部及會計、刑事課、監督課の二課を置き亦各種多數の委員會及高等會議を附置す

アルゼンチンは殖民者の主管とせず他各省の直接主管及アルゼンチン總督の專權に在り經費は殖民者費中に編入せず全く特別豫算を爲せり
總經費として千九百十年に於ける外務費は七百九十九萬圓を示めし外に殖民費四千萬圓を掲記せり

獨逸の外務行政は帝國外務者の主管となり普國外務者は單に普國と他の連邦との交渉事件に狹限せらる帝國の外務者は帝國の外務行政を司掌し政務及人事局、通商政策局法權局の外、外交官試験委員等之に附屬す殖民者は外務者より獨立し殖民及保護領地の事務を監督し殖民地會議之に附屬す唯だ清國の膠州灣は海軍省の主管に屬す總經費は千九百十一年度に於て外務費九百三十萬圓殖民者費百四十四萬圓を掲上す

(六) 文教費

文教費は無形の幸福を増進し間接に生産的の效用を生ずべき教育、學問、技藝並に宗教に關する行政の費用にして近時文明國の財政上迅速なる膨脹を爲せる部分なりとす然れども各國に於ける文教の制度及之に對する國家の負擔甚だ區々にして一様ならず或る特種の技術學校を他省の主管となせるものあり其の負擔に於ても私人寄附によるあり自有財産の収益によるあり地方費支辨

に屬するあり國家及地方費の補助に依るあり國家の支辨するものあり宗教に關しても國教主義に依り國家より一定の補助を爲すものあり又は自由教主義に依り取締の外維持費をも支出することなきものあり寺領財産の沒收せられたるものあり或は之を奄有して豊かに自營するものあり寺法上の特別課税權により維持するものあり個人寄附金に依るものあり以上此の關係の厚薄に従ふて國費の多少に影響を與ふるものなるが故に一概に論ずべからざるも文教行政の近時著しく發達せるは正さに國家の職分が消極的の安寧維持よりも進んで且つ擴張して積極的の文化幸福行政に移れるの情勢を察するに足る

我邦の文教行政は教育及學藝に於て文部省、社寺宗教に於て内務省之を主管す文部省には専門學務局、普通學務局、實業學務局、圖書審查局、史料編纂局あり之に附屬するものは帝國圖書館、中央氣象臺、臨時緯度觀測所、臨時教員養成所、高等教育會議、學校衛生顧問會議、測地學委員會、震災豫防調査、學士院、教育會、博物館にして地方の博物館及測候所は其の監督を受く

學制は高等教育として四大學、八高等學校及高等師範學校及特種の技術的專

門學校(二)農林學校、四高等商業、八高等工業、六醫學專門及美術音樂等數多あり何れも皆國立にして文部省所管各特別會計の支辨に屬し政府支出金を以て主たる財源とす中等教育に相當する中學校及高等女學校は多數の府縣立と(二四一)及(一三五)少數の私立六二及四二より成り府縣立に係るものは素より府縣財政の支辨たり

初等教育に關しては府縣立師範學校の外に高等尋常小學校二萬六千八十四校あり之に補習教育を附置す市町村立の小學校二萬五千八百九十八校を占め私立は僅に百八十三校を出でず六十年の義務教育なるも無料教育の遂行は未だ完全ならず唯だ授業料の輕減は一般に普及せり此外中等技術教育機關たる公立實業學校(五六四)八校、專門學校(六〇)校、各種學校(二二四)八校あり此等の學校を監督し又は支辨する文部省の經費は四十三年度に於て約九百萬圓と掲せらるる文部省所管以外例へば陸海軍省及逓信省所管等に各種の專門教育あり

宗教行政に關しては國庫は何等支辨するところなく自由信教制度にして内務省宗教局に於て之を取締ると云ふに過ぎず神社に關しては官幣社及國幣社

に對し少許の交付金を與ふ要するに各宗教及神社は自己の財産、寄附金及各種手数料により經營するものにして別に寺院課稅權の特權もなく國庫は勿論地方費の助力をも殆んど受けずと云ふ有様なり

英國の教育行政は樞密院の教育行政部に於て之を主管し學制の系統中、高等教育たる大學(英十、蘇四、愛三)及特別農業專門學校(八校)は獨立の基金及自有財産の地代を以て支辨し殆んど政府の補助及監督を受くることなし中等教育に至りては教育局の補助を受くるもの千九百十年英倫ウエールズに於て九百五十校、蘇國に五十七校あり此外、中等技術教育に關するもの(英倫に於て)三十七校、技藝學校二百二十六校各種學校七千九百四十四校ありて其の生徒に對する補助を與へらるる初等教育は全然干涉の制度を採り教育局の監督最も嚴なり殊に一八九九年の教育局條例以來學區を設け地方學務委員を以て就學強制を勵行し主として地方稅支辨に依り、國庫は一學童四志の割合を以て年々地方團體に補助せり此種の小學校は英倫に於て三千三百四十七校、愛國に於ては八千三百三十七校の計算とす之れが爲め英倫の初等教育費全體は二億三千五百五十六萬七千圓(内一億千六百三十五萬七千圓は地方稅による)なりと云ふ斯くて英國國庫教育費及學術費は千九百十年度に於て一億八千六百五十萬圓の巨額を示めせり

宗教行政に關しては特に樞密院に於て宗教裁判を行ひ國王は高僧の任命を爲し
 新教を國教として儀式上の優遇を與ふ然れども財政上に於ては別段の助なく皆な
 自有財産及寄附金を以て自營し居れり故に直接に財政上の問題を爲さず

佛國は教育行政を教育及美術省の主管とし宗教行政を内務省宗教局の主管とせ
 り學制に關しては最高等の教育機關として千八百九十六年七月十日の法律に依り
 大學組織の制度確立し法律大學十四、醫科大學七、理科大學十六、文科大學一あり國家
 の支辨する所なり外に綜合大學六校、八個の高等學校、十五の醫藥豫備校も亦た然り
 とす他の高等專門及技術學校は他省の所管に屬し海軍省、殖民省、農商務省、商工務省
 が主管するもの頗る多し中等教育に在りては國立、邑立、私立の別ありて國立中學の
 數百十一校、公立二百三十一校、私立三百七十一校を算す外に女子中學百七十四校を
 存す佛國の初等教育は一八三三年の法律を以て各市に高等小學校、各邑に小學校、各
 州に師範學校を設立するの義務を課し一八七八年の改革以來著しき發達を促せり
 次て千八百八十一年六月十六日の法律を以て絕對なる無料教育主義を立て千八百
 八十六年十月三十日の初等教育法を完成せり是れを現行法とす而して佛國全體に
 於ける高等尋常小學校の數は總計八萬二千二百一十一校にして中、公立に屬するもの
 六萬九千二百二十校の多きを見る本省の經費は教育費として千九百十年に於て一億
 千二百萬圓を支出し美術費として八百一十一萬圓を支出す

宗教行政に關しては千九百五年の政教分離以來國家との關係益々薄すく國費の

之に關するもの著しく減少するに至れる事情既に前段内務費の所に説述したるが
 如し

獨逸の文教行政は帝國政府の主管にあらずして各聯邦政府の主管に屬す普國に
 於ては宗教教育及醫事者なるものありて之を司掌し地方には國家機關たる各縣廳
 に寺院及學事課ありて宗教及教育の行政を行ふ

高等教育の系統たる大學は獨逸全體に於て二十一校あり皆な國家の支辨に屬し
 中等教育は公立の中學校及實科學校九百九校、私立中學校五十六校ありと云ふ初等
 教育は公立小學校六萬五百八十四校にして私立小學校は六百十四校を算す此の外
 師範學校二百二十六校ありて州立に係る公立小學校の維持費五億二千二百萬圓は
 政府の負擔二億五千萬圓を除くの外全部地方税の負擔たり各市邑は設立維持及管
 理の義務を負ひ且つ無料教育を勵行す以上の外聯邦の補助に由る高等技術學校十
 一あり其他各邦に於ける農學、商業學校、鑛學校、技藝學校、海軍陸軍所管の學校頗る多
 し斯くて本省の經費に關しては千九百十年の分明かならざるも千九百六年度に於
 て帝國の支出三百二十四萬圓、聯邦の支出三億六千六百五十五萬圓にして合計約一
 億八千四十八萬圓に達す

宗教行政は新教を以て國教とし政府の任命に依り各州一個の牧師會を置き宗制
 經濟を行はしむ、舊教に對しても法王との條約に依り高僧の俸給を政府より支給す、
 其の經費は前項の計數中に算せらる但し其の千九百十年度の分は年額約二百九十

(七) 經濟行政費

經濟行政費は主として有形の幸福を増進する經費に該當し産業及經濟の發達を助長し民力を開發する積極需要に應ずるを目的とす其の行政の主要事項は農工商勸業行政、交易用具、交通機關、公共工事に關するものにして謂ゆる積極的行政と稱し近世國家の財政上著しき活動を示めし來れるものに屬す。交易用具とは貨幣度量衡の如きを云ひ交通機關は云ふまでもなく船舶、郵便電信及鐵道を含む公共工事とは道路、橋梁、運河、港灣、堤防、水利、防岸等公益的設備の工事を云ふものなるが勸業行政にも此等の行政にも國家の行爲として各國の制度上異なる三種の方法あり其の一は單純なる監督又は保護に止まるもの其の二は國家の直營工事とせるもの其の三は收入の目的を兼ねて國家の直營するもの是れなり勸業行政は概して監督行政なるも進んで之を保護する場合亦少からず否な往々は土地、森林、鑛山、銀行等の如き國有として收入の目的を兼ねるものあり其他交易及交通の行政に於ても亦た概して然るを見る貨幣は各國

例外なしに國營なりと雖も兌換券は却て國家の發行に屬するもの少なし要するに茲に謂ゆる經濟行政は三様の行政方法を含むものなりと雖も之に對し第一法と第二法即ち單純の監督保護と公益的の直營とは其の目的一に産業及經濟の開發に存するものなるが故に之に關する經費を一括して經濟行政費とするは素より當然なりと云はざるべからず然れども官領地、行政、郵便、及鐵道行政の如き收入を目的とする直營は收入、行政費として直接政務費たる經濟行政費と混同すべからずと論ずるものなきにあらざる獨逸の豫算制度は之に依るものにして獨逸の學者中斯く論ずるもの甚だ多し吾人は財政上の分類として正さに斯くの如くならざるべからざるを知るも各國豫算の明細書に入りて逐一之を抽出類集することは決して容易のことにあらずのみならず官有財産及郵便鐵道の國營に關する近世の傾向は單に收入のみを目的とするにあらずして重きを公益の上に置き國民の産業及經濟を開發するに力むるに至れるを以て之を經濟行政に編入し其の經費を經濟行政費に屬せしめたり。然れども三種の行政方法は其の要する經費の額をして甚しく相異ならしむる

のみならず財政計畫上にも影響する所少からざるを以て各國比較の場合には勿論一國財政上の考案に於ても常に此の區別觀を持し必要な場合には容易に之を知ることを得せしむべき準備を爲し置くべきは論を待たず

經濟行政費の所管は各國皆な決して一省に於て包轄するものにあらず各省の主管事務と關連して便宜に従ひ之を分掌し居る有様なるが概言すれば我國及他の多數の各國に於ては主として農商務省及逓信省の所管に屬す但し國に依りては公共工事に關し獨立の工部省を有するものあり

我國の經濟行政費は勸業行政に於て農商務省、交通行政に於て逓信省、公共工事に於て内務省を主管とし大藏省理財局、印刷局及造幣局は勸業行政の一部を分掌し内閣鐵道院は特に鐵道行政の所管とす

農商務省は農務局、工務局、商務局、山林局、鑛山局、水産局及特許局を以て組織し地質調査所、製鐵官業所、工業試験所、農業試験所、水産講習所、博覽會事務局、農商工商等會議、林野整理局等之れに附屬し中級及下級廳として全國四個の農事試験本支場、一個の生絲検査所、十個の種馬牛牧場及種馬所、二個の蠶業講習所、五個の鑛

山監督署十個の大林区署及二百十個の小林区署其他府縣郡廳の勸業課及其の附屬機關なりとす而して農商務省費は四十三年度に於て千四百六十萬圓を算す

逓信省は逓信局、經理局、管船局、電氣局の四局を以て組織し郵便貯金局、航路標識管理所、燈臺用品製造所及商船學校之に附屬す中級下級廳としては四個の逓信管理局、十八個の一等郵便局、七千三十八個の郵便局、十個の電話局、八百八十四個の電信取扱所、四個の海事局、十八個の海務署及各地燈臺等あり總經費は四十三年度に於て七千六百萬圓を掲上せり

内閣鐵道院は逓信省より獨立して國有鐵道の經營、建設改良及び私設鐵道の監督保護を司掌す其の中級及下級廳は四個の鐵道管理局及各驛事務所ありて之に任す其の作業收入は明治四十三年度に於て八千二百萬圓を示めし作業費は七千八百萬圓と掲上せらる

内務省土木局は内務省直轄工事及府縣の土木工事を監督し道路、橋梁、河川、港灣の維持を司掌し其下に四個の土木出張所あり其經費は内務省費中に包含せら

る各省一般の營繕は各省に分屬し土木局及土木出張所の直營工事に屬せず
大藏省の理財局銀行課、預金課、印刷局及造幣局に關しては後段別に説述する所
あるべし

英國の經濟行政費は勸業に於て通商局、及農務局並に之に附屬せる勞働事務局の
主管する所にして交通に於ては大藏省の郵政廳、公共工務に於ては大藏省工務部及
造幣局の所管とす通商局、及農務局は共に樞密院の各部たりしか現今は獨立の一局
として委員會組織を成す通商局に附屬する勞働事務局は單に勞働統計、職業組合及
同盟罷工の報告を司掌す眞の工業行政たる工場、化學事業及鑛山の監督は内務省に
屬す

英國大藏省に屬する工務部(中央營繕局)は原則として政府一切の建物に關する建
築、修繕及用品の供給に任ずる所なるも例外に屬するもの多し例へば監獄、警察署、縣
廳及病院は内務省に屬し帝國博物館、海軍官衙、通商局(港灣、護岸、船渠)、陸軍官衙、内國稅
及關稅局所管の建物、工作物は各所管の直營に屬し鐵道及燈臺は通商局及特別委員
に於て之を行ふ如きは是れなり且つ英國の道路、軌道、橋梁、運河等の工事は概して地方
團體又は私人の企業に係る

郵便事業も大藏省附屬の郵政廳主管なり收入事務と見做せるに由る、此の廳の下
に英、蘇、愛三邦は各事務局を有し其の下に二萬四千九十八個の郵便局ありて爲替、貯

金、政府年金、死時定額拂の契約、犬稅徵收並に收入印紙の賣捌に任ず別に九千七百七十
一個の電信局三百十二個の電話局あり地方電話交換局千九個は免許料を以て私
立會社に特許し居たるが千九百十一年十二月三十一日より郵便局に引受くること
となれり

斯くの如くして英國の工務部經費は千九百十年度に於て三千四百五十萬圓を示
めし郵政廳の經費は一億九千八百萬圓、收入二億四千萬圓を示めせり

佛國の經濟行政費は勸業に於て農務省及商工郵電務省の所管に屬し交通及公共
工事に於ては工務省、及商工郵電務省の所管に屬す

農務省は農務局、山林局、農業水利局及牧場局を以て組織し大中小の林区署、牧馬種
馬所、各種試驗所、學校、改良會、顧問會、農會等之に附屬す

商工郵電務省は商工務省と郵便電信廳との合併より成れるものにして商工部は
國內商工局及外國貿易局より成る商工業高等會議、工場幼工高等委員會、職工學校、特
許公告會、商法裁判所(二百十六所)、商業會議所(八十九)、生絲羊毛棉絲検査所(十七)、工業裁
判所(百三十三)等之に附屬す郵電部は材料及工事局、事務局、郵便通信局及會計局等よ
り成り郵便貯金局、中央監督局、郵便切手製造所、海底電信局、高等電信學校等之に附屬
す郵便局の數は一萬四千十五個、電信局は二萬三百三個にして其中政府に屬するも
の一萬六千五百九十二個他は鐵道會社及私人に屬す

工務省は人事及會計局、道路、航海、鑛業局及鐵道局より成り橋梁及道路會社、中央鑛

業會議、鐵道會議、鐵道軍事委員會等之に附屬す鐵道は國有主義を原則とするも財政上の都合により九十九ヶ年の期間を以て私立會社に特許し滿期無償收容の條件にて國庫及び縣費より補助す最近千九百九年一月一日に於て西部鐵道は國有に歸せり是れ千九百九年七月十三日及十二月十八日の法律によれるものなり

斯くの如くして農務省經費は千九百十年に於て千九百八十六萬圓、商工務部經費は二千二百八十五萬圓、工部省の經費は一億四百萬圓、郵便電信費は一億二千六百萬圓(其收入は一億三千八百萬圓)なりとす

獨逸の經濟行政は各聯邦政府の分掌する所にして普國は勸業行政に關し農業官有地兼山林省及び商工務省之を主管し交通及印刷、造幣工業は帝國の郵便府、帝國鐵道府、帝國印刷局及造幣局の主管にして公共工事は一部を帝國内務省に於て大部分を各聯邦政府の工務省に於て施行す

普國の農業、官有地兼山林省は農務及養馬、官有地事務局及び森林、狩獵局の三局より成り附屬機關中に農事覆審裁判所、農用資金貸付所なるものあり農學、獸醫及山林の諸學校、農事經濟會議等は亦た之に附屬す下級機關としては縣廳内に存する官有地及森林課、七百二十個の小林区署を有す商工務省は鑛山冶金製鹽局、商務局及工務局より成り商工務行政の外私立銀行、航海、商船、水先案内、度量衡事務を主管す附屬機關としては商業會議所、工業裁判所、航海學校、鑛山大學等あり右兩者に附屬する機關として高等經濟評議會あり商工農林の經濟的利害に關する主要法令を審議立案す

帝國郵政府は郵務、電務、經理及人事の四局より成り(貯金事務なし)下級機關として全國を一市及四十管理區に分ちて各管理局を設け帝國內の郵便局は四萬八千六百十六局電信局の數は四萬五百十六個あり帝國鐵道府は帝國總理府の一機關にして帝國鐵道作業及行政の總轄を爲し其の下に各邦政府各特別の鐵道行政を行ふ普國は之を工部省に於てす

普國工部省は鑛山、冶金探鹽事務局、鐵道作業局、工事々務局及鐵道監督局より成り五個の地方鑛山監督署之に從屬す工事事務局は政府の工事に關する建築官吏の監視、建築需要の決定、工事豫算の調製、工事施行の指揮監督並に工事警察事務を司掌し工科大学之に附屬す鐵道作業局は官設鐵道の作業をも行ひ各地十五個の鐵道提理局之を補く監督局は私設鐵道の監督行政を行ふものにして各地の鐵道委員之に屬す獨逸は六萬千四百三十七基米の全國鐵道總理の中五六、七五五基米を國有する官有全盛國にして其の中普國の官有に屬するもの三七、五六二基米の多きを占むと云ふ

帝國印刷局は帝國郵便府の次官之を兼攝し政府、自治體及組合の仕事を引き受く造幣局は普國大藏省に屬し帝國には貨幣所ありて失効貨幣の處分及鑄貨の準備事務を掌る

斯くの如くして獨逸の普國農業者官有地山林省經費は千九百十一年度に於て八千萬圓商工務省費は一億四千二百萬圓を掲上し同工部省費は十億九千萬圓を示めす

而して帝國の郵便電信費は三億二千萬圓(收入は三億六千七百萬圓)同鐵道費は五千
百萬圓(收入は六千四百萬圓)同印刷部の經費は四百三十萬圓(收入は六百三十萬圓)を
掲上せり

1011

第三、財務費

財務費とは政務費の算定、財源の撰擇、收入の作成及收支出納整理に關する費
用の謂にして之を憲法及行政費に比すれば間接にして従たる位地を占むるも
のなり財務費の内容は區々たりと雖も先づ少くも收入費及出納費を包含せざ
るべからず

收入費とは國家が自己の歳入を收得する爲めに支出する所の必要なる費用
にして官有地、郵便、國有鐵道の經營作業費、租稅手数料の徴收費、專賣官業費の如
きを謂ふ此等の收入費の内容は各國の制度に依り素より一様ならず例へば英
米の如きは官有地、國有鐵道及國家專賣の制度なく米國に於ては郵便をも民業
とせる制度なり故に此等の國に於て收入費と云ふは概して租稅手数料の徴收
費に(英國は郵便費をも含む)當るべし之に反して佛獨の如きは官有地、專賣官業、

郵便、鐵道の國營あるのみならず官鑛採金所、官立銀行をも有するを以て收入費
の内容頗る豊多なるを見るなり收入費に對する重要な點は其の收入額に對す
る割合を知るに存するものなるが大體に於て手数料及印紙稅よりも租稅の收
入費は割合に多く、租稅中に於ても直接稅に比すれば間接稅の收入費多く又た
何れの租稅收入費よりも官有地及專賣經營費の割合に多きを通例とす但し官
有地及官業上の收入は企業收益の全部を國庫に奪ふものなるが故に個人所得
の一部を收取する租稅の收入に比し絶對數に於て官業收益の多大なるは財政
上有利の財源とせらるゝ所以なるべし各收入類間に於ける收入費の關係は此
の如くなるが各個の收入方法に於ける各國間の差異は素より種々なる事情に
依り免るゝ能はざるなり

斯くの如く收入費中には官地及官業の事業費を含むと雖も官有地行政費、郵便、
國有鐵道作業費に關しては勸業及工務行政の意義を以て他の行政費と共に關
係各省の下に便宜上併述したるを以て茲に之を再論せざるべし

出納費とは豫算の調製、現金の出納保管及計算事務に關する費用にして政務

費の收支及収入費の取扱に關する從の從たる費用に過ぎず此經費は主として大藏省の經費に當ると雖も精密に論ずれば各省廳の會計課に關する經費をも併せざるべからず但し經費支拂に關する事務の費用は便宜上經費の一部として之を加算するの計算法を採るも差支なけん

公債費は財務費なりや否や公債費の嚴格なる意義は公債の募集發行及利息に要する費用に限ると雖も公債には元利合算の年金償還法もあり又た國々の便利に依り概して利子及發行費の外に償還元金年額をも加ふるもの少からず元來公債は眞正の意義に於て収入と稱すべからず故に發行後義務として支出する元利は素より収入作成費と稱すべからず唯だ獨り收益作業の固定資本を作成するに要したる當該建設費を支辨する爲め募集したる公債の利子のみに限り之れを収入作成費の一部として作業費に加ふるの至當なるを見るのみ其他の公債に在りては利子と雖も収入費に屬すべからず況んや其の償還元金をや然らばとて一般の學說の如く之れを直接の政務費とすべきか其發行費及利息に就ては彼の政務費の現金支拂に要する出納費と均しく政務費の一部

として合算することを得べけんも元金其の者の償還は如何にするも政務費と稱すべからず而して利子支拂と元金償還とを區別するは實際不便の場合あるを以て便宜包括して公債費とし出納費に準じて財務費に屬せしむるを至當とすべきなり唯だ公債費は諸般の關係より特に調査するの必要多きを以て容易に他と區別し得せしめんが爲め出納費と區別して獨立の地位を與ふべきのみ財務費の内容以上の如し而して之を主管する行政廳は其の内容の廣狹に依り決して一省に專屬せしむるを得ずと雖も既に論述せる收入官業費を除き租税手数料費、專賣費、出納費、公債費の四種とすれば我國に於ては大藏省の主管りと決することを得べし各國制度は一様ならざるも大體に於て大藏省の主管とするを至當とす

我大藏省の組織を見るに主計局、理財局、主税局、關稅局及國債局の五局に分れ主計局は豫算決算、司計の三課、理財局は國庫、銀行、金融の三課、主税局は直税、間税、徵收の三課を有し關稅局及國債局各其の事務を司掌し造幣局、專賣局等は本省の附屬たり、中、下級機關として五港の稅關、二十一の稅關支署、四十の稅關監視署

十二の稅務監督局、四百個の稅務署、二十一の專賣支局、二十五の煙草製造所あり別に大藏省より獨立せる會計検査院ありて天皇に直隸せる財務機關なりとせらる

斯くて四十三年度に於ける大藏省所管費は二億三千七百萬圓なり其の内重要なるものは本省費二十六萬五千三百三十八圓、租稅徵收費六百七十萬圓、國債整理基金繰入一億五千四百萬圓、軍艦水雷艇基金補充費千六十八萬圓、貴族院費百五十萬圓、會計検査院費二十一萬圓とす

英國の大藏省は三部に分れ第一部は租稅事務、郵便及官有地事務を掌理し第二部は豫算及經費分配事務を司掌し第三部は官制、任用及恩給を司掌す附屬機關國債委員、局、郵政廳、森林及官有地管理局及中央營繕局とす英國の財務費は國債費二億千七百萬圓、收稅費三千三百萬圓を最とす

佛國の財務行政は大藏省及六個の監督局に分る六個の監督局とは直稅局、印紙及登錄局、官有地局、關稅局、消費稅局、官業及專賣局を云ふ茲に官有地と云ひ官業と云ふも森林事務及鐵道郵便の事務を包含せず大藏省經費は會計検査院費とも一億二千九百萬圓にして外に公債費として五億七百萬圓を掲上せり

獨逸帝國の大藏省は大宰相直管の國庫府にして帝國の豫算、出納事務及財政立法

の準備を司掌するのみ、收入行政の大部分は之を各聯邦の官府に委す但し帝國憲兵資金及帝國公債行政部並に帝國會計検査院は帝國の財務官廳として之を存す而して帝國の財務費は千九百十一年度に於て大藏本費一萬圓、國債費一億四千萬圓、會計検査院費六十三萬圓及恩給基金費七千二百萬圓を掲上せり

地方自治體の經費も政務費及財務費に分類することを得べし然れども内容に至りては大に其趣きを異にせざるべからず第一に國家の政務費中に存する憲法費、國防費、及外務費は之を除却して可なり司法事務に至りては、獨の如く地方自治體の助力少なからざるものありと雖も一般には其の關係極めて薄きを以て實例とす斯くて此等の費目を除去せる殘部を以て地方の政務費は之を國政事務と自治事務とに區別せざるべからず而して國政事務として警察、教育、兵事、國稅徵收及社會改良費等を之に屬せしむべく自治事務としては勸業、衛生、交通、議會、公共企業、財產管理費等を之に屬せしめ次ぎに兩事務に共通なる一般行政費として役場費、吏員費、雜費を列舉し最後に財務費として公債費、地方金庫取扱費の類を數ふべきなり中に就き國政事務は一般公益に關する國家目的の政務にして地方團體が之れに助力する所以は一は自ら下級に在つて狹域

知悉の便宜及能力を有するに由り二には大共同體に對する組織分子として協力せざるべからざる關係あるに由る、唯だ夫れ各自治體一個より之を見れば其の引受くる所の助力は皆な常に自己の利益と一致するものにあらざるが故に此の場合に於て國家は往々強制を用ゆるの必要を有す是れ其の義務費として強制せらるゝ所以なりとす

之に反して自治事務は地方局部の公益を目的とする政費に關し自治體固有の目的及性質上自ら施設し經營する所のものなり其の中に自治體が自ら義務とし必要とする經費を包含すと雖も之を自己義務費として控除せる殘部は全く自己隨意の經費に屬す之を隨意費と稱することは既に論じたる所の如し而して國政事務に關する經費は國家の豫算に存するものと合して地方人民の負擔たるべきものなるも自治事務の經費は國家の豫算に存するものとは全く類を異にし各地特別の負擔に屬するものなり例へば市町村の街燈費、道路掃除費、給水及瓦斯事業費、消火事務費の如きは國費中其類例をも見ざる所なり

上下各級の地方自治體が支出する經費の種類及分量は各國特別の法規又は

經濟事情に依り著しく相異り素より一定する所なしと雖も概論すれば教育、土木及勸業の經費は各國の地方體を通じて重要な科目を占む此他歐米に在りては救貧、慈惠及地方企業の盛行を見るも我地方體に於ては警察費及教育費の重きに代へて此等の事業の甚だ振はざるを示めせり

第十三章 公共経費の膨脹

公共経費の趨勢は何れの國、何れの公共團體に於ても曾て減退することなく常に増進しつゝあり殊に十九世紀に於て歐米の政費は大なる膨脹を來せり今まコルプ氏の計算する所に依るに千七百八十六年に於ける全歐諸國の國家歳出は僅かに二十五億法に過ぎざりしも十九世紀の千八百八十年に入りては百五十億法の巨額に達せりと云ふ是れ實に六倍の膨脹を示すものにあらずや千八百八十年を以てして既に然り其後の計算に關しては全歐諸國の總歳出として纏まれるものなしと雖も千八百七十年獨佛大役の交に於ける重要諸國の歳出を採りて各別に其以後に於ける最近の歳出に比するに少きは二倍多きは二十四倍を示めし何れも著しき増進の狀況に在りとす左表は實に其一斑を卜するに便するものなり

各國経費増加表 (各國貨)

國名	千八百七十年	千九百年	千九百十年	三十年間の膨脹
英國	六一、六七〇、七六六	一四三、六七〇、〇六八	一七一、九五五、〇〇〇	二倍八
佛國	一一七、〇一六、〇〇〇	三、六七三、八五七、四二五	四、一八五、三八二、〇〇〇	三倍五
獨逸	四四〇、〇〇〇、〇〇〇	一、八五五、七六、〇〇〇	二、八五三、七八一、〇〇〇	六倍四
普魯	二八七、五〇四、〇〇〇	二、一八八、二七〇、〇〇〇	三、九三一、七三〇、〇〇〇	十三倍
露國	四八一、七六三、九〇八	一、八八六、九五一、〇〇〇	二、五九六、六六〇、〇〇〇	五倍三
米國	三〇九、六五三、五六二	四八七、七三三、七九二	七三六、六六六、〇〇〇	二倍三
埃國	三三、七三〇、〇〇〇	八四三、〇五六、〇〇〇	一、三四五、七四九、〇〇〇	三十五倍
伊國	一、一五〇、〇〇〇、〇〇〇	一、七三〇、三二二、五〇〇	二、四六二、四五八、〇〇〇	二倍一
日本	二〇、一〇〇、〇〇〇	二四六、四五三、〇〇〇	五三四、三〇六、八五	二十四倍

我日本の事情は素より大異ありと雖も明治元年に於て始め歳出總計二十萬圓に過ぎざりしは事實なり而して西南事件の明治十年に六千九十四萬圓、明治二十年には七千九百四十五萬圓、日清戰役前の明治二十六年には尙ほ八千九百四萬圓なりしもの明治三十年には二億二千三百六十七萬圓に激増し次いで

明治三十六年には二億四千九百五十九萬圓なりしもの日露戦後の明治四十年には六億二百四十萬圓に激増し最近明治四十四年度の豫算に於ては五億五千二百三圓(專賣及國有鐵道費を特別會計に除外せるに)を示めし日清戦役前の二十六年度に比するも五倍餘の膨脹に當るべきは疑を容れず

此表に依り最近千九百十年(明治四十三年)の各國歳出額を同年の各國人口數に割宛て一人の負擔歩合を見るに吾人の計算は左の如し

普國	佛國	英國	奧國	伊國	米國	日本	露國
四十九圓	四十二圓	三十八圓	三十八圓	三十二圓	十六圓餘	十六圓餘	十五圓
一人宛							

普國及奧國の經費は共同政費と一切の各邦政費を合し之を共同體一切の人口を以て除するにあらざれば正確ならず然れども普國及奧國ともに各邦とし

て負擔すべき分擔金は各自の經費中に加入し在りて之を各自管内の人口により除したるを以て決して多きに過ぐるることなし我日本に關しては特別會計の經費を全部除外し計算せるが若し之を加算すれば人口一人宛は蓋し二十一圓に該當すべし

斯くの如き國家經費の膨脹は果して如何なる原因に基けるか完全には一切の原因を捕捉すべからずと雖も一般的原因と特別的原因と存する事は疑を容れざる所にして吾人は先づ重要なる一般的原因より證明すべし

第一 は各國人口の増加なり

人口増加の趨勢は國に依り多少の差ありと雖も文明諸國の平均的増率は毎年百分の一・二にして佛國に於て最近時に減少を見ることあるに止まり他は皆な増進の著しきを示めすが故に之を支配する各國政費の膨脹は到底免るゝ能はざるの數なりとす

各國人口増加表

第二 是國民富力の増進なり

我國人口増加の割合は歐洲中最も迅速の稱ある獨逸に比して少く劣る所あるも毎年人口千人に付明治六年に五人七三明治二十五年に七人二六明治四十二年には十三人四二の割合を以て増進すと云ふ

國名	一八九〇年	一九〇〇年	一九一〇年	二十年間の増加
英國	三、七、三、九三 ^人	四、四、五、七三 ^人	四、九、三、一五 ^人	一割八歩
佛國	三、八、三、四八 ^人	三、八、九、六一、九四五	三、九、六、〇一、五〇〇	三歩
獨逸	四、九、四、八、四七〇	五、六、三、四、五、六一〇	六、四、九、〇三、四三三	三割一歩
普國	二、九、九、五七、三六七	三、四、四、七二、五〇〇	四、〇、一、六三、三三三	三割四歩
露國	一、八、〇、四、一、八七	一、九、三、〇〇、二九七	一、六三、七、八、〇〇	三割八歩
米國	六、三、九、四七、七二四	七、五、九、九四、五七五	九、九、七、三、二六六	四割六歩
埃國	三、三、七、七、九〇六	二、五、九、二、六七二	三、八、三、一、〇八八	一割九歩
伊國	八、四、六、〇、〇〇〇 ^{八一}	三、三、四、七、五、〇〇〇	三、四、六、七、〇、〇〇〇 ^{三十一}	二割一歩
日本	四、〇、四、五、三、四六一	四、三、七、六、〇、〇〇〇	五、〇、九、九、一、三七	二割五歩

人口増加すれば事故の發生繁多なるべきを以て政費の増加すること疑なしと雖も之に加ふるに個人の富力増大するときは獨り政費の増加に耐ふるのみならず慾望の擴張に依り共同事務の要求を増加すべきこと亦た自然の勢なりとす吾人は左に最近に於ける富力増進の狀況を證すべし

各國富力増加表 (圓)

國名	一八九五年	同年人口一人宛	一九〇五年富力一人宛
英國	千百八十億圓	三、〇二〇	三、五〇〇 ^圓
佛國	九百六十九億圓	二、五三〇	三、〇〇〇 ^圓
獨逸	八百五億圓	一、五六〇	二、五〇〇 ^圓
露國	六百四十三億圓	六一〇	六六〇 ^圓
米國	千六百三十五億圓	二、三四〇	二、六三六 ^圓
埃國	四百五十一億圓	一、〇二〇	?
伊國	三百十六億圓	一、〇一〇	一、二〇〇
日本	百十三億圓	二五〇	五〇〇

第十三章 公共經費の膨脹 (各國富力増加表)

(備考) 各國富力は一八九五年の分は英人マルホー氏、一九〇五年の分は獨人ス
タインマン氏の統計に係り土地、鐵道、家屋、商品、產物等の價格合計なりとす

富力の調査は到底正確を期すべからざるのみならず單に國內に於ける財物の價格を合計するに限れるが故に英佛の如く國外に多大の投資を有するものは最早や其の近似の數をも得べからざるに至らんとす然れども大體に於て富力の増進しつゝあるを知り得べし

第三 は貨幣價格の低落なり

貨幣の流通増加せるに伴ふて其の價格の低落し物價の騰貴を來すは自然の勢なるが公共團體の財政は貨幣經濟の支配する所となり其の收入する通貨益々低落して需要する物價は愈々騰貴せるが爲め常に收入貨幣の不足を感じ經費の増加を招致するに至れり今や世界商業界に於ける貨幣流通高の狀況を見るに左の如し

世界通貨増加表 (弗)

年次 正貨 紙幣 合計 人口 一人宛

一八六〇年	二、八〇〇 <small>百萬弗</small>	一、六五〇 <small>百萬弗</small>	四、四五〇 <small>百萬弗</small>	三三五 <small>百萬人</small>	一三 <small>弗</small>
一八七六年	三、七〇〇	二、三二〇	六、〇二〇	四〇〇	一五
一八八三年	四、〇〇〇	三、〇〇〇	七、〇〇〇	四三〇	一六
一八九三年	三、七〇〇	三、九〇〇	七、六〇〇	四八〇	一六
一九〇〇年	六、〇〇〇	六、〇〇〇	一二、〇〇〇	五五五	二三
一九一〇年	七、五〇〇	七、〇〇〇	一四、五〇〇	六〇〇	二四

茲に世界の商業界と云ふは歐洲亞米利加並に其の商業的殖民地を包含したるものに係り米國の「オールストリート、チャイナル」の調査する所なり

更らに最近の統計として主要各國の國庫及中央銀行に於ける金貨、金地金増加の狀況を見るに

各國金保有高増加表 (磅)

國名	千九百年	千九百十年	増加歩合
英國	三五、七三五、〇〇〇 <small>磅</small>	三七、三五八、〇〇〇 <small>磅</small>	一割三分
佛國	九三、六〇〇、〇〇〇	一三一、一七七、〇〇〇	四割

第十三章 公共經費の膨脹 (世界通貨増加表) (各國金保有高増加表) 一一七

獨逸	二四、〇〇四、〇〇〇	三三、〇五二、〇〇〇	三割七分
露國	七五、五四〇、〇〇〇	一三〇、四七六、〇〇〇	七割
北米	二一、五一二、〇〇〇	二九、八〇四、〇〇〇	二割
奧匈	三八、六二四、〇〇〇	五五、〇二三、〇〇〇	四割二分
伊國	一六、一〇〇、〇〇〇	四八、三六八、〇〇〇	二十三割
日本	六、八六〇、〇〇〇	二四、一九二、〇〇〇	二十五割

貨幣の斯くの如き増加に伴ひ最近に於ける英佛獨米日五ヶ國の物價騰落を察するに

各國物價騰貴表 (指數)

國名	千九百年	千九百五年	千九百十年
英國	一〇〇	九六	一〇四
佛國	一〇〇	九四	一〇六
獨國	一〇〇	一〇三	一一二
米國	一〇〇	一〇三	一一四
日本	一〇〇	一一六	一二〇

なりと云ふ是れ亦た公共經費増加の一因たらざるを得ざるなり

第四 は公共職分の擴張なり

文明の發達と共に人類の欲望は改良及増進を加へ昔時公共團體の領域とせる職分の外に新職分を擴張せり之が爲め公共團體の經費は最早や昔時の如く權利の防護、安寧の維持と云へる消極的の範圍に止まること能はずして社會の文化及幸福を増進すべき積極的の經費をも要するに至り國家に於ては産業及教育の開發、社會改良の事業、地方團體に於ても電燈、瓦斯給水、街路改良等の公益施設を爲さざるべからざるに遭遇せり是れ何れの國に於ても然る所にして經費は之が爲め種類に於て將た分量に於て一體に膨脹せざるを得ざりしなり

第五 は文化進歩の程度なり

人口増加し文明の發達に伴ひ社會公益に關する需要益々増大向上するや國民の教育衛生、慈惠並に産業助長の經費、自ら膨脹すべし然れども斯る場合に於ては之が爲め民力も開發し納稅資格者増加するが故に能く増加の經費に堪ふるを得べし高稅の國概して富國にして低稅の國却て貧國たるの感之が爲めに

起る、畢竟するに文明發達すれば生活程度の高進と共に多くの人口を以て多くの國費を負担し文化幼稚なるときは人口多しと雖も納税資格の階級多からずして國費の負擔を上流の少數者に限らしむるに由るなり果して然りとせば前掲人口一人宛經費の如きは之が爲め多少の變化を來さざるを得ざらん露國は租税及公債費を負担するもの全人口中僅かに千萬人に過ぎずと稱せらるゝ國なるが或る人は前記同國の一人宛經費負擔の數字を一人宛二千圓の負擔として可なりと論ぜり獨逸の或る學者は日本も亦然りと附言せるが露國は歐露と其他と文化の程度著しく異り其の歐露中に於て貧富の懸隔亦著しきものありと雖も我國に於ては然かく宏茫の領土にあらざ貧富の懸隔甚しからざるのみならず國税の大部分たる消費税は鹽、石油、綿織物、砂糖、醬油、刻煙、草、清酒等下級民族一般に消費する物件に存し一般に廣く負擔せらるゝが故に吾人は斯る外人觀には服する能はざるなり

第六 是列國軍備の充實なり

封建制度破れて國家に兵馬の權を統一してより軍備は各國とも國家に於て

之を充實することゝなりたるも内亂の鎮壓を主たる目的とせる間は其の増進著しからず且つ専ら陸軍に於て經費の増進を見るに止まれり然るに各國内部の統一堅實を加へ國富の増進横溢を告ぐるに従ひ一は以て平和の威嚇に備へ一は横溢の國富を國外に擴張する爲め陸、海兩面の武裝に對し激大の發達を促すに至れり殊に十九世紀に入り戰術及兵器の改良、國民自覺の喚起、並に殖民政策の發展著しく、益々此の趨勢を助長したりしかば各國の政費は兵員及兵器の増加に因り激増を來たしたるのみならず軍事に關連して鐵道及道路の改良擴張、準備金の蓄積等亦た其の餘響を受け此の方面に於ける經費の増加を誘致せり地方自治體の財政は直接に軍備の經費を負擔せずと雖も間接には國民教育の普及及び交通設備の修築並に兵事動員準備等の爲め自ら少からざる増費を生ずるに至れり

今ま列國軍備の概要を記せんに先づ陸軍に關する千九百十年の統計は左の如し

各國陸軍軍備表 (圓)

國名	正則兵	經費
英國	一八六、〇〇〇人	二七七、六〇〇、〇〇〇
佛國	六三七、七五五	三一六、九六二、〇〇〇
獨逸	六二二、四八四	四〇六、七六〇、〇〇〇
露國	一、八五〇、〇〇〇	五六三、五〇〇、〇〇〇
奧國	三九六、一一四	一八七、一九二、〇〇〇
米國	九一、七八三	一八八、四二一、〇〇〇
伊國	二九一、二九三	一五八、四二六、〇〇〇
日本	二二五、〇〇〇	一一〇、〇〇〇、〇〇〇

(備考)我兵數は外國書の記する所に依る

更らに海軍に就て見んか千九百十年十二月現在に於て左の如し

各國海軍軍備表(圓)

國名	戰艦	裝甲巡洋艦	噸數	海軍費
英國	六隻	三隻	1,074,135噸	四〇六、〇三七、〇〇〇
佛國	六隻	三隻	1,074,135噸	四〇六、〇三七、〇〇〇
獨逸	六隻	三隻	1,074,135噸	四〇六、〇三七、〇〇〇
露國	六隻	三隻	1,074,135噸	四〇六、〇三七、〇〇〇
奧國	六隻	三隻	1,074,135噸	四〇六、〇三七、〇〇〇
米國	六隻	三隻	1,074,135噸	四〇六、〇三七、〇〇〇
伊國	六隻	三隻	1,074,135噸	四〇六、〇三七、〇〇〇
日本	六隻	三隻	1,074,135噸	四〇六、〇三七、〇〇〇

國名	戰艦	裝甲巡洋艦	噸數	海軍費
佛國	六隻	三隻	1,074,135噸	四〇六、〇三七、〇〇〇
獨逸	六隻	三隻	1,074,135噸	四〇六、〇三七、〇〇〇
露國	六隻	三隻	1,074,135噸	四〇六、〇三七、〇〇〇
米國	六隻	三隻	1,074,135噸	四〇六、〇三七、〇〇〇
伊國	六隻	三隻	1,074,135噸	四〇六、〇三七、〇〇〇
日本	六隻	三隻	1,074,135噸	四〇六、〇三七、〇〇〇
奧國	六隻	三隻	1,074,135噸	四〇六、〇三七、〇〇〇

(備考)右の外米國は三萬噸の戰艦二隻、獨逸は千九百十七年迄に戰艦九隻、大巡洋艦七隻、佛國は千九百十九年迄に戰艦十四隻、露國は十ヶ年繼續擴張費七億五千萬留を以て大艦十數隻、奧國は向ふ數ヶ年に戰艦二隻を建造するの計畫なり

茲に至りて陸海軍備の國防費を合計し之を各國の總歲出及び人口數に配するに大略左の如し

各國國防費歩合表(圓)

第十三章 公共經費の膨脹 (各國海軍軍備表) (各國國防費歩合表)

國名	國防費	總歲出の百分率	人口宛
英國	六八三、〇〇〇、〇〇〇	三四	一五
佛國	四六六、五〇〇、〇〇〇	三〇	一一
獨逸	六二七、七〇〇、〇〇〇	四三	九
露國	六六五、七〇〇、〇〇〇	二五	四
米國	四七三、〇〇〇、〇〇〇	三二	五
埃國	二一五、〇〇〇、〇〇〇	一〇	四
伊國	二三六、四五〇、〇〇〇	二七	六
日本	一八四、〇〇〇、〇〇〇	三二	三

(備考)埃國は各邦軍備費を包含せるを以て共同國及各邦總歲出に對する歩合を計算したり

以上此等一般的原因に依り各國國家の經費は何れも一體に膨脹を示めずに至れりと雖も其の膨脹の程度に於て各國間亦自ら著しき差異の存するを知り得たり斯くの如きは是れ一般原因の外に各國特別の原因及事情の存するもの

あるに依らずんばあらず吾人今ま此等特別原因の一切を悉くすを得ずと雖も世の認めたる特別原因に付其の重要なるもの二三を示めさん

第七 は先づ國家組織の異同に在り

國家は單一組織の國家あり聯合組織の國家あり聯合國の場合に於ては帝國と各聯邦との間に互ひに重複する支出あり例へば獨逸が各邦より徴收する分擔金を以て支出する經費の如し此等は帝國の歲出として計算せらるゝと同時に各邦の歲出に於ても分擔金として計算せらるゝと同様に依り帝國が各邦に補助する帝國の歲出は之を各邦の歲入に受けて各邦の歲出に使用せらるゝ然るに各邦及帝國の歲計は斯る繼越科目を控除せざるが故に數字上に於て兩方の歲出互に重複し他の單一國の場合に於けるよりも多額なるを示めすなり獨普及埃國の經費及人口割の如き幾分此の事情の存することを知らざるべからず

第八 は國家と地方との分權なり

中央國家と地方自治體との間に於ける政務の分擔に關しては性質上に於ける根本的の區分あるにあらず國に依り中央集權に重きを置くあり地方分權に

力を傾くるあり之が爲め國家の經費に多少を生じ各國家の間にも異同あるを免れず或國が中央政府の經營に屬せしむる政務を他の國は地方財政の所屬たる政務たらしむるものあり例へば英國は地方自治制の發達を以て稱せらるゝ丈けに夥多の公共事業を地方行政に委せるに反し露國及佛國の如きは中央集權を以て名あり地方自治體の行政を狹限すること頗る甚しきを見る斯くの如くして英國に於ては國費と地方費と約同額の歳出なるに露國に於ては國家經費に對し地方費の割合十分の一を示めし佛伊埃の諸國は國費と地方費との割合七と二の如く普國は兩極の中間に在りて其國費と地方費との割合三と一との關係を示めせり我日本は一般及特別の會計を合し國費と地方費との割合五と一との關係に在り中央集權の程度は佛伊以上なるかの感を起さしむ亦以て地方分權の程度が國費膨脹の割合に至大の關係あることを知るに足る

第九 は公營企業の範圍なり

公營事業は収益のみを歲計に掲上するものにあらずして事業の總費を計算するものなり故に官有地、森林の事業、鑛業及鐵道の事業殊に專賣事業の公營増

加するに従ひ公共の經費は意外に膨脹を來すの傾向あり各國間に於ても此等公營業の有無多少に依り經費の膨脹に著しき異同を生ずべし英米兩國の經費は官業費を存せず露獨は國有鐵道を始め官業の施設最も多く佛伊は亦た專賣官業に富めり是れ英米の國費が割合に少くして他の諸國の國費が割合に巨大の觀を爲す所以の一原因ならずとせんや我日本も日清戰役前は官業の數甚だ少なく財政的の專賣制度全く存せざる有様なりしが明治二十九年には煙草專賣を開始し次いで三十六年には樟腦の專賣を加へ三十八年には鹽專賣を起し更らに三十九年日露戰後に至り國內十七會社の鐵道を買收して國有經營となせり之が爲め當然に國費の膨脹を來たせりと雖も我國には特別會計の制度大に行はれ此等の經費は特別會計として一般歲計より獨立せるが故に普通の計算より隠れ居れり

第十 は戰爭關係の異なる事情なり

戰爭の關係は白耳義、瑞西の如き中立國に於ては全く絶無なり其他の國と雖も仲裁裁判の條約あるものは多少此の關係を少からしむ然れども此等の勢力

は尙ほ甚だ微弱にして各國近時に於ける經費膨脹は其の實數に於て最も多く戦争關係の多少に由ると稱するも不可なき有様に在り蓋し戦争關係は種々の經費の上に影響を與ふるものなり其最も大なるものは戦争其者の經費なり次ぎは戦後復舊若くは擴張の經費なり其他は戦時及戦後に涉り公債の激増に伴ふ公債元利償還の經費なり

戦争其者の費用は當争國兩方の國費を著しく膨脹せしむること言ふ迄もなき所なり英國は南阿戦争により二億七千百萬磅の臨時費を要せること國庫局の發布せる統計に明かなり此數字に關して議論少からざるも既に千八百九十八年の同國歳出が一億三千六百萬磅に過ぎざりしに依然千九百一年に於て二億五千二百萬磅の巨額を示めし今尙一億九千九百萬磅の高を維持し同時に巨額の公債を殘せるより見れば大體に於て國庫局の統計は眞に近しと云ふを得べし米國は千八百九十九年米西戦争の關係に於て俄然國費膨脹を來し其後も引續き殆んど同額の高度を存しつゝあり千九百五年に於ける日本及露國の戦争は二十一ヶ月に涉り日本の側に於て結局十五億圓を要したるべく露國の側

に於ては二十億留以上なりしならん明治二十七八年日清戦役に於ては十一ヶ月に二億五十萬圓を支出し一ヶ月約二千二百萬圓に過ぎざりしも十年後の日露戦役に際しては前記の計算より推して一ヶ月約七千萬圓に相當す其の後日露战役前の三十六年度に於て歳出二億五千萬圓に過ぎざりしもの三十八年に於て俄然八億圓に達し四十年に至るも尙ほ六億圓を維持し最近四十四年度に於て五億五千萬圓を示めしつゝあり亦以て戦争關係が財政膨脹の最大原動力なるを知るに足るべし

第十一 是各國公債高の増加なり

戦争中は新税増税により一部を支辨し他の大部分は公債の發行に依る而かして戦後の經營として亦た軍人恩給兵器の補充若くは擴張止むべからざるものあり爲めに亦た公債の増發に依らざるを得ず加ふるに近時の流行たる各種の國有事業は資本を要すること頗る巨額なり到底増税を以て支辨するに適せず否な生産的投資として寧ろ公債を發するの至當なる理由あり此等の關係に依り近時各國を擧げて公債の激増益々其の甚しきを加へ來れり而して其の結

果は皆な公債費の増加ならざるはなし吾人は左に各國公債激増の趨勢を叙し併せて其の公債費の負擔に及ばんとす

各國國債高增加表 (各國貨)

國名	千九百年	千九百十年	人口割
英國	七〇六、〇〇〇、〇〇〇 ^磅	七四三、〇〇〇、〇〇〇	一五〇 ^割
佛國	三〇、〇五五、〇〇〇、〇〇〇 ^法	三〇、四六〇、〇〇〇、〇〇〇	三八五 ^割
全獨	一一、九五〇、〇〇〇、〇〇〇 ^法	一五、二〇四、七〇〇、〇〇〇	一四三 ^割
全塊	一三、四四二、〇〇〇、〇〇〇 ^克	一四、一八二、〇〇〇、〇〇〇	一四八 ^割
露國	六、三〇四、四〇〇、〇〇〇 ^留	七、〇六六、五〇〇、〇〇〇	五五 ^割
米國	二、一三六、九六一、〇〇〇 ^弗	二、二七四、六一五、〇〇〇	五八 ^割
伊國	二、六四五、〇〇〇、〇〇〇 ^利	二、四四八、〇〇〇、〇〇〇	一四九 ^割
日本	五〇二、九六七、〇〇〇 ^圓	九九一、二八八、〇〇〇	五三 ^割

各國國債の激増せる斯の如し勢ひ各國の國債費に増加を來さざるを得ず

各國國債費增加表

國名	千九百年	千九百十年	總歲出に對する百分率	人口割
英國	二〇、二一八、〇〇〇 ^磅	二四、五〇〇、〇〇〇	一四	五割
佛國	一、三四七、七八五、〇〇〇 ^法	一、二七八、一一三、九六七 ^{一九〇六年}	三〇	一三割
全獨	六三三、〇六八、〇〇〇 ^法	六三九、二三三、〇〇〇	九	五割
全塊	六八一、七二一、〇〇〇 ^克	七六二、二〇〇、四〇一	一七	六割
露國	三〇三、一九八、〇〇〇 ^留	四〇九、〇〇一、九一三	一五	二割
米國	四二、一七一、〇〇〇 ^弗	五四、三九三、六七三	七	一割
伊國	五七九、八三六、〇〇〇 ^利	五〇八、四七二、六四九	二〇	五割
日本	三三、三三三、〇〇〇 ^圓	一九三、九三七、八七一	三	四割

(備考)日本の明治四十三年度(千九百十年)の國債費は鐵道特別會計の利拂を包含せるを以て「總歲出」にも同特別會計の作業費を加算して歩合を割出したリ

吾人は茲に於て軍備費、公債費及行政費の割合を總括的に示めさんとす此の區分及割合を知るは諸種の研究に基礎を與ふるものなればなり

各國國防公債及行政費割合表

一三二

國名	總歲出	國防費	公債費	行政費
英國	一〇〇	三四	一四	五二
佛國	一〇〇	三〇	三〇	四〇
全獨	一〇〇	四三	九	四八
全澳	一〇〇	一〇	一七	七三
露國	一〇〇	二五	一五	六〇
米國	一〇〇	三二	七	六一
伊國	一〇〇	二七	〇	五三
日本	一〇〇	三二	三一	三七

右の區別は又た謂ゆる生産的經費及不生産的經費の區別と同視せらる此意義に於ては國防費及公債費を不生産的經費となし更らに此の生産的經費を直接及間接に分ち公安行政及幸福行政を間接生産的經費とし有形上の幸福行政殊に鐵道郵便等交通行政費を直接生産的經費とするものなり然れども公安保持の軍備及び鐵道公債の國債費を以て不生産的經費とする如きは決して適當と稱すべからず

第十二 は社會政策の實行なり

文明進歩し公費と共に民費の益々崇高するに當り資本及信用の利用は社會階級の一方を利用して他方に害するの傾向あり斯の如くにして起る經濟上の不平均は遂に社會幸福の根底を撼搖する虞なきを得ず是に於てか國家及地方團體の職分は新なる活動を此の方面に開かざるを得ざるに至る就中細民の疾病老廢失業に關する救濟食品住居教育交通及慰安に關する施設の如きは公共經費の膨脹を促がせる原因の大なるものなり

之に對する歐州先進國の施設を見るに獨逸は千八百七十四年六月六日及千八百九十四年三月十二日の帝國法が定めたる一般的救貧制度の外に逸早く千八百八十三年に於て先づ職工疾病強制保險法を設け千八百八十四年には傷害強制保險法を定め次いで千八百八十九年及千八百九十九年の法律に依り勞働者老廢恩給の制度を施行せり此等の中、疾病保險は雇主及傭者の分擔に係り傷害保險は専ら雇主組合の負擔に屬し政府は單に之を監督するに止まるも老廢恩給の制度は雇主及傭者の納付金の外一恩給五十麻の政府補助金を支出し以

て七十歳以上の老工に恩給年金を與ふるに在り而して前記三制度の總支出は千九百八年の統計に於て合計三億三千萬圓に達するも其の中政府補助金の關係ある老廢恩給年金は約九千七十三萬圓を示めせり

英國は古く且つ大規模なる地方一般救貧制度の外に獨逸の例を逐ひ千九百十一年の條例を以て國立保險及養老恩給の制度を確立せり此の新制度に依れば傷病強制保險は雇主、傭者及び國庫の三者分擔して基金を積立つるものなり其の國庫分擔費は初年に於て約千六百萬圓なりしと雖も將來千九百二十二年度に至れば約五千八百萬圓に達すべき計算なり此の基金より支給せらるゝ疾病救助金は初年に於て五千萬圓の計算なるも千九百二十二年度に至らば約二億二百萬圓に達すべしと云ふ、失業保險も雇主、傭者及び國庫が分擔する所に於て初年の計算に於て國庫の分擔約七百五十萬圓を示めせり最後に尤も重大なるものは養老恩給の制度なり千九百八年及千九百十一年の法律を以て完備を告げ國庫單獨の負擔に於て郵便局より之を支給す凡そ七十六歳以上の英國臣民にして年収入三十一磅十志を超えざるものは或る一定の場合を除き總て

此の恩給に浴することを得べく其の支給額は収入の程度に従ひ一週間最高五志より一志までの五級ありて最近千九百十一年三月末日の仕拂は全英國に於て約九百七萬四千六百十圓なりと云ふ

佛國は全國一萬六千四百七十二個の公立慈善局による一般的救貧制度の外に千九百五年の法律を以て老貧者、傷痍者、廢疾者の救助制度を定め邑縣及國庫の分擔に於て全然其費用を支辨し私人の分擔を加ふることなし其の國庫の分擔費は千九百十年の計算に於て約千九百二十萬圓(四千八百萬法)を示めせり之に加ふるに千九百十年四月六日の法律を以て獨、英の例を採り労働者養老年金制度を施行したり其の積立は雇主及傭者の分擔する所なるも此の積立金より労働者の六十五歳迄に仕拂ひたる納付金の多少に依り支給する額に對し國庫より毎件平均約六十法の年金を加給することゝなし最高年額四百十一法の支給を受くる労働者ある計算なりと云ふ

要するに進歩せる歐洲の諸國に於ては既に相倣ふて斯の如き社會政策を實行するに至り殆んど底止する所を知らざるの概あり

我國に於ては地方に於ける救貧制度も未だ記するに足るものなく國家の制度の如き殆んど何等の形を存せざる實況なり是主として本邦特有の家族制度並に村落隣保に基因する美風の致す所なるべしと雖も世態の變遷物質の進歩は最早や日に其の必要を促がしつゝあり近時濟生會の企舉及び地方慈善資金の施設の如き稍々其前途を示めずの曙光と見るを得べし少くとも細民の食料及住居問題は遠からずして公共の政策となりて現出すべきを疑はざるなり

第十三 は殖民政策の盛衰なり

殖民政策に關する各國間の勢力には自ら盛衰あり昔時に在りては西班牙、葡萄牙、和蘭の如き頗る旺盛を極めしが十九世紀以後其の勢力を失墜し英國及佛國は之に代はりて雄大なる殖民國と爲り獨逸及日本の如きは最近に至りて殖民國の列に加ふるを得るに至れるものなり今ま左に重要殖民國と殖民地面積及人口の比較を示さん(概して千九百六年)

重要殖民國勢力表

殖民國	本國面積	本國人口	殖民地面積	殖民地人口
和蘭	三三、〇七九 ^{方英里}	五、六七〇 ^{千人}	二、〇五〇、〇〇〇 ^{方英里}	三七、八五〇 ^{千人}
葡國	九三、五七五	五、四三〇、	二、〇九〇、〇〇〇	七、二六〇、
英國	三二四、八六九	四四、六〇〇、	二九、五六〇、〇〇〇	三四八、三〇〇、
佛國	五三六、四六四	三九、二五〇、	五、九五〇、〇〇〇	四七、九六〇、
白耳義	二九、四五五	七、二〇〇、	二、三八〇、〇〇〇	一九、〇〇〇、
獨逸	五四〇、七七八	六六、〇四〇、	二、六五〇、〇〇〇	一一、四〇〇、
日本	二四、七五五 ^{方里}	五〇、二五四、	二〇、二一一 ^{方里}	一六、四九六、

斯くの如くして獨逸及日本を除ける前記の諸國は面積に於ても人口に於ても本國より尙ほ遙かに大なる殖民地又は保護領を有するを知ると同時に如何に舊殖民國の勢力に代りて英國及佛國が優勢を占むるやを認め得べし

殖民地經營の經費は中央集權の主義を採りて全部之を本國の豫算に編入し本國の經營として支出するものあり西班牙、葡萄牙の如き是れなり之に反して又全然殖民地の財政を獨立せしめ恰も外國と同様に見做すものあり之を獨立殖民主義と稱す例へば和蘭及英國が大なる殖民地に對する如き是れなり又た

之と異りて殖民地の經費を殖民地の決定に委するも一定の範圍に於て本國の政府之を監督し又は最高權を留保するものあり之を自治殖民主義と稱す例へば英國及佛國の一部殖民地に對する如き是れなり其他本國と殖民地との經費區分に關しても英國は概して軍事費を殖民地に負擔せしめ佛國は獨り殖民地軍事費のみならず他の公益的殖民地事業費をも本國の負擔として本國の豫算に掲上す獨逸に在りては殖民地防備費を殖民地の負擔として殖民地豫算に掲上せしめ郵便費丈けて本國の負擔として本國の豫算に掲上すと云ふ有様なり此等の關係に依り各國殖民地は著しき異同を生ぜざるを得ず

我が臺灣其他の殖民地に對する財政政策は中央集權主義の特別會計制度にして皆な悉く本國の議會に於て決定し本國豫算の一部として同一國庫の名を以て支出するものなり但し此等の殖民地に於て別に地方費と稱し一定の殖民地財源に依り殖民地政府の專權を以て豫算を定め之を施行することを得せしむ

各國殖民地の財政は英國の大なる獨立殖民地及び小數の佛國及獨逸殖民地

を除くの外は概して本國の補助金に依りて之を維持せり我國に於ても特に臺灣を除くの外皆な多大の國庫補充金を要する實況に在り

地方財政に於ける經費の膨脹も敢て國家財政の膨脹に譲らず寧ろ國家財政の膨脹に伴ふて益々甚しからんとするの情況に在り然れども其の膨脹の原因は國に依り時々發起する災害復舊費を除くの外謂ゆる不生産的政務に存せずして概して生産的政務の需要に在り殊に近時に至り地方費膨脹の大原因と稱すべきものは義務教育の勵行、地方交通設備の普及、都市經營の施設及び地方的社會政策の實行竝に之に關連する地方債の激増なりとす

今ま本邦各地方團體の經費が如何に膨脹せるやを察するに左表は其の大勢を卜するに足らしむ

本邦地方費增加表

地方	明治二十五年	明治三十五年	明治四十三年	人口割
府縣費	三三、三八、〇〇〇	五八、〇六、〇〇〇	七〇、三三、〇〇〇	一、三六
郡費	二〇九、〇〇〇	五、一八、四、〇〇〇	八、四三、〇〇〇	〇、二〇

費目	府縣	郡	市	町村	組合	總括
土木費	二〇五	二九九	七六	七六	六一六	一二九
警察費	一九七	一	一	一	一	五八
會議費	一	五六	三	九	二五	九
役所費	五一	一	七九	一八五	九九	一一三
公債費	五三	三〇	一七〇	五九	一三二	八四
吏員費	三一	三八	一	一	一	一〇
諸税	一	一	二九	六七	四	三五
財產蓄積	一	四〇	三〇	三八	一九	二六
其他	九四	六一	三七三	七二	一〇五	一五〇
計	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇

市費	町村費	水利組合	計	人口割
二、四七、〇〇〇	二、五九八、〇〇〇	—	四七、六四五、〇〇〇	一、一七
二五、九六六、〇〇〇	六八、四三三、〇〇〇	—	一六〇、一五〇、〇〇〇	三、五三
一四〇	一〇一、六八八、〇〇〇	二、五〇五、〇〇〇	二五、〇六五、〇〇〇	四、九〇
八、八四	二、三三	四、四七九、〇〇〇	約五倍	—

吾人は此表に依り始めの十年間に三倍四分餘の膨脹を爲し後ちの八年間に一倍五分餘の膨脹を爲し以て十八年間に約五倍の増費を見るに至れるを知る中に付き市費の三十四倍を示めすは驚くべき都市の勃興を證するに足るべし而して更らに此等の各團體に於て如何なる事業が重要な部分を占むるやを察するに左表は教育費土木費(修道築堤等)及公債費を以て我地方費中の大宗とすべきを示めす(明治四十年の統計による)

費目	府縣	郡	市	町村	組合	總括
土木費	二〇五	二九九	七六	七六	六一六	一二九
警察費	一九七	一	一	一	一	五八
會議費	一	五六	三	九	二五	九
役所費	五一	一	七九	一八五	九九	一一三
公債費	五三	三〇	一七〇	五九	一三二	八四
吏員費	三一	三八	一	一	一	一〇
諸税	一	一	二九	六七	四	三五
財產蓄積	一	四〇	三〇	三八	一九	二六
其他	九四	六一	三七三	七二	一〇五	一五〇
計	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇

斯くの如く我地方費の膨脹は頗る大なるを認むと雖も之を採つて歐州諸國の地方費に比するに總額に於て我地方費總計は人口一人宛四圓九十錢に過ぎざるに英國は三十六圓五十錢佛國は十四圓五十錢普國は十六圓七十錢の高きを示めせり依て吾人は如何なる經費に於て地方費は歐州の地方費に比し及ばざる所あるやを察するに左表は其の大勢を吾人に教ふるものなり

各地方費重要事項比較表 (人口一人宛)

國名	教育費	土木費	勸業費	救貧費
英國	四、三	〇、三	一六、〇三	四、六〇
佛國	一、三四	二、五	〇、七	一、五
普國	一、四九	二、五	〇、三	一、一五
日本	一、四三	〇、六	〇、一	〇、一〇

一四二

此表の示めす所に依れば教育費に於て我國の地方財政は獨佛の地方財政と相若けりと雖も救貧費に至りては微々として比すべきものなし而して土木費と勸業費とは外國の分類に於て共に均しく積極的經濟行政に屬し其の内容の區分明確ならざるが故に寧ろ兩者を合計して彼我の比較を試むるを適當とす然るときは我が經濟的施設が尙ほ著しく遜色あるを認めざるべからず事實に於て我が地方團體が外國の地方團體の如く瓦斯電燈水力道路鐵道市場等の公營又は獎勵甚だ多からざるは争ふべからざるなり將來は此種經濟設備及救貧施設に於て我地方財政の膨脹すべく又た然かせざるべからざるを知るべきなり

第十四章 公共收入論

第一項 收入の意義及種類

公共收入とは公共經費に充當するを得べき經濟手段の謂にして公共團體が自己の計算に於て公共金庫に收得する一切の通貨額なり此の意義に於て彼の單に國庫が他人の爲め管理するに過ぎざる保管金及寄託金の如きは公共收入より除外せらるべし次に除外せらるべきものは實物、夫役及小切手の取得なり此等の取得は公共團體が自ら生産し又は徵收し若くは他より購入するを問はず公共團體が之を通貨に代ゆるの時に於て公共收入と稱すべきも然らずんば之を收入と稱すべからず是れ貨幣經濟の時代に於ける公私各經濟一般に共通する原則に基き曩きの公共經費の意義と對照して然らざるを得ざるに由るなり

公共收入の種類は先づ之を經常收入及臨時收入に分類するを適當とす此分類は同様なる經費の分類と相待つて財政計畫上最も重要なものなり

經常收入とは財政計畫上の目的を以て毎期規則正しく收得する収入の謂にして初度の決定に於て然かく豫定し得べき財源より生ずるものなり蓋し公共團體は永久に存続し永久に經費を要するものなること經費論に於て詳論したる所の如くなるが故に之に充當すべき収入として永久的の収入なかるべからざることを多言を要せざるなり

經常收入の種類に二種あり此の二種は性質上の分類にして其の經濟的性質の全く相異なるものなり其の第一種は公共團體が有する自己の財産又は企業より收得する収入にして其の收得の方法は各個經濟上の原則に依るものなるが故に法律家は私法上の収入と稱し經濟家は私經濟的収入と稱するもの多し然れども通俗的には寧ろ公共團體の自己收益と稱するの簡單なるに若かず何となれば公共團體に採りては自己財産又は自己企業の収益に外ならざればなり然るに此の収益の方法に二種あり其の一は公共團體が自己の収益財産を自己の企業に使用せず他に之を貸附し公共團體は單に純所有者として他より収益を受くるの方法にして其の二は公共團體が自己の財産を自己の企業に使

用し公共團體自己の企業として産物及行務の價格に依り其の収益を受くるの方法なり前者を財産上の収入と稱すれば後者を企業上の収入と稱して可なり既に企業と云ふときは單に公共團體が物件を産出する場合のみならず商工的の製造販賣乃至媒介をも含み又た時として信用及交通の業務をも含むことありと知らざるべからず斯くの如くして公共團體の収益は其の財産の所有より生ずると企業の經營より生ずるとを問はず其の方法に於て私人經濟の收入方法と異なる所なく又た従つて同様に個別經濟的の原則に依りて支配せらるゝものなるも公共團體本來の目的は私人經濟の目的と異りて一般經濟の公共幸福を擧ぐるに存するものなるが故に彼れは私經濟の如く單に自己金庫の側に於ける狭見の利益のみを目的とするを得ず常に公共團體として公經濟の見地に依り共同幸福の進歩に努めざるべからず之が爲めに金庫の利益を犠牲に供するの已むなき場合なしとせざるなり

經常收入の第二種は公課的収入なり何となれば公共團體は自己の有する財産及企業の収益を以て彼れが常規的の政費を支辨するに足らざるときは政費

其者を其儘に共同關係の團員に割賦し又は他の公共關係の團體に分擔せしむるの外なければなり蓋し此の場合に於て此等の政費は共同員と共同的利益に於て公共團體が遂行したる政務に要するものなること實に此の賦課及分擔の根本理由を爲し此の根本理由に於て政費と公課とは一般的に相互報償の性質を備ふることとなる而して公共團體が共同の政費を共同員(私法人をも含む)に分賦するに當りては其の分賦すべき政費の種類に依りて二種の方法に分かる一は一般的政務に要せる政費に係るものなり此等の政務は其の効果廣汎にして一般に普及し各件毎に評價し各人毎に分別し得ざるが故に一般的分賦の方法に訴へ各個の共同員が支拂ひ得べき負擔力より取立つるの外なきものなり是を租税と稱す之に反して其の二は公共團體が特定の團員の意思又は行爲に基き惹起されたる特別個々の政務に要せる政費に係るものなり斯る場合に於ては其効果を各個毎に評價し各人毎に費額を分別し得るのみならず特に其の特定團員に負擔せしむるにあらざれば却て政費分賦の公正を害するが爲め個々特別の報償として當該關係の個人より特別の標準に依り取立つべきものな

り之を手數料と稱す然るに此場合に於て若し其の政費が經濟的設備の投資に係り分賦の標準を此の經濟的設備に由りて受くる個人の利益に採るときは其の分賦を特別賦金と稱す右三種の公課は概して公共團體が其の共同員たる個人(私法人をも含む)より徵求するものなるが公共團體には此の外に共同關係を有する他の公共團體より共同關係に於て收得する收入あり其の上級團體より來るものを補助金と稱し下級團體より來るものを分賦金又は納付金と稱し兩者を總稱するときには單に補助金と云ふ此補助金は性質上の種別にあらず補助する團體に採りては經費にして一定の性質ある財源より來れるものに外ならず故に補助を受くる團體の計算に於てのみ稱し得べき計算上の收入に過ぎざるなり以上此等の公課收入は何れも公共團體が財政上の目的を以て豫定し得べき常規的収入なりと雖も前の収益的収入即ち私經濟收入と稱するものとは全く其の性質を異にし素と共同關係の政費を一般又は特別に共同員又は他の共同團體より取立つと云ふに在りて團體と團員又は上級團體と下級團體との從屬關係に基くものなるが故に學者之を稱して公經濟的收入と稱す公經濟的

収入とは其の収入方法が相互對立的の個別經濟間取引にあらずして共同從屬の關係間に於ける公共行爲に依る収入の謂なり然れども既に公共團體の財政全體が公經濟的のものなること疑なき所なるが故に其の中に亦た公經濟的収入なる特別のものありとするは用語上妥當なりと云ふべからず寧ろ簡單に公課又は公課的収入として收費の分賦に外ならざることを示すの優れるに若かずと思惟す

以上各種の經常的収入の外に公共團體は財政計畫上の目的に出でざる不豫定的の臨時収入を有す此の収入は主として各省の政治上又は行政上に於ける附隨事項より生ずるものにして素より財政上の目的を以て計畫し豫定せらるべきものにあらざるが故に一般に偶○爾○的○收○入○又は雜収入と稱するものなり例へば各省不用品拂下代、寄附金、罰金、沒收金、戰時償金、前年度剩餘金の如き是なり最後に斯くて尙ほ歲計收支の適合を得ざる場合に於て公共團體は臨時の補填手段を採らざるべからず此の臨時の補填手段として最も有效に行はるゝものは信用の利用たる起債に在り之を公債と稱す此の公債は公共團體が將來の

常規的収入を見越して現在に於ける巨額の需要を補填する信用手段なり之に依りて公共團體の取得する募集金は彼れが自己の計算に於ける通貨額となるが故に短期の計算に於て収入と看做し得べしと雖も將來は眞の収入を以て償還せざるべからざるものにして假収入と稱するを至當とすべく眞の収入と云ふべからず此の意義に於て公債は其の財政計畫上の目的に出づるものなるに拘らず眞の収入とせず單に臨時の補填手段として収入より之を區別するを可とす

以上の所論に依り公共収入の種類を簡略に表出すれば凡そ左の如くなるべし

第一、經常的収入（財政計畫上永久的のもの）

一、收益（謂ゆる私經濟的収入）

甲、財産上の收益

乙、企業上の收益

二、公課（謂ゆる公經濟的収入）

△個人より徵求するもの

- 甲、租税、一般費の爲め
 - 乙、手数料、特別費の爲め
 - 丙、特別賦金、特逸なる私益關係の爲め
 - △公共團體より收得するもの
 - 丁、分賦金、下級團體より
 - 戊、補助金、上級團體より
- 第二、臨時的收入（財政目的に屬せざる偶爾のもの）
- 一、政治上の偶爾收入
 - 二、行政上の偶爾收入
 - 三、司法上の偶爾收入
- 第三、補填手段
- 一、特別資金
 - 二、公債

專賣收入は其の方法に於て企業収益に屬すべきこと明かなるも其の發達及

目的に於ては課税方法の一種に外ならざるのみならず各國税制比較上の便宜に於て租税と共に論述するの至當なるを認むるが故に吾人は之を課税方法の一種として租税論中に論述せんとす

然れども吾人は茲に專賣收入の所屬に關して學者中種々の論あることを附言し置かざるべからず歐洲大陸の中東部に於ては中世の王侯特權なるものありて獨占官業及免許料の類之に屬し歷史上專賣收入は此の特權收入より發達し來れるの跡を存し今も尙ほ獨逸各邦の或るもの及露國の如きは特權收入の名の下に造幣、郵便、食鹽、酒精の獨占的官業收入を列記し居れり然るに此の特權收入の性質に關する今日の學説は甚しく一致せずワグナー氏の如きは此特權たるや公經濟制度の一要素にして之より生ずる收入は獨占的准租税なるが故に公經濟的收入に屬すべしと云ひ之に反してヘルド及ロツシエル氏の如きは此の特權たるは中世の公私混合時代に於ける君主所有權に伴ふ私法的收益權に過ぎざるが故に之より生ずる收入は公經濟的のものにあらずして收益的收入に屬すべしと論ず然るに此等兩派の中間にコンラード氏の如き一派ありて

特權收入は私經濟的收入にもあらず公經濟的收入にもあらず歴史上獨立に發達せる一制度なるが故に之に特別の地位を與ふべしと爲せり要するに專賣收入の所屬は此の特權收入の所屬によりて定まらんとするなり吾人を以て之を見るに特權收入の名の如きは露國及獨逸に於て或る必要を存すべきも多數の諸國に於ては何等の重要を感ずるものにあらず縱令へ特權收入に歴史上如何なる重要ありとするも今日は既に特權收入の内容瓦解して一部は手数料となり一部は消費税となり他の一部は官業収益となれるものなり此等諸收入の性質は其の收入方法に依りて既に財政學上の分類所屬を定めらる而して官業の収益は其の官業が自由設定たると獨占設定たるとを問はず公團體の自己企業より收得する以上は理論上に於て収益的收入又は謂ゆる私經濟的收入に屬せざるべからず唯だ獨占官業中專一に財政上の目的を以て經營する專賣官業は全く消費税の變體にして其収益は消費税徵課の一方法と看做ことを得るものなるが故に專賣の純益其者を以て租税と同視し租税論中に併論するは特に各國税制比較上便宜なりと爲すのみ

各國歲入增加表 (各國貨)

國名	千八百九十年	千九百年	千九百十年	人口割
日本	一〇六、四六九、三五四 ^圓	二九五、八〇〇、〇〇〇	五六八、九〇二、九一六	一一
英國	八九、四九〇、〇〇〇 ^鎊	一〇八、三三〇、〇〇〇	二〇五、六〇六、五〇六	四五
佛國	二、八九八、五〇〇、〇〇〇 ^法	三、八一四、九〇〇、〇〇〇	四、三八六、六九〇、六〇九 ^{十一年}	四四
獨逸	一、三〇四、八三一、七〇〇 ^馬	一、九九八、〇九六、〇〇〇	二、八七三、〇四五、五五〇	三三
普國	二、〇八六、四三五、〇〇〇 ^馬	二、四七三、二六六、〇〇〇	四、〇八五、三三四、七四九 ^{十一年}	五一
露國	一、〇四七、三七〇、〇〇〇 ^留	一、七三六、七〇〇、〇〇〇	二、八二九、五六七、一七五	一七
米國	四〇三、一〇〇、〇〇〇 ^非	五六七、二〇〇、〇〇〇	九九七、五六六、九三三	二二
奧國	一、一六三、六三八、〇〇〇 ^克	一、六五四、二三三、〇〇〇	三、〇〇一、八三〇、〇五〇	四三
伊國	一、五三三、七〇〇、〇〇〇 ^利	一、七三九、〇〇〇、〇〇〇	二、六四四、八七三、六八九	三〇

此の外に各國地方自治體の收入ありて其の額は各自の經費として既に記述せる所と殆ど均しきものなれば茲に之を再記せず

第二項 收入發達の順序

一五四
各國に於ける公共収入の發達が示めす所の變化は甚だ多種なりと雖も其中自ら或る共通點の存するありて文明諸國に關しては一定の劃色を以て主要時代を寫すことを得べし

歐洲文明國の公共團體は初め久しく自己の土地財産を以て一般に主要の財源と爲したること特に顯著なる事實なり是れ他なし實物經濟の時代に於て而かも發達初期の經濟需要に於て土地財産以外に重要な財源なかりしに由る次いで中世の國家に至り支配權を擁護するに土地財産を以てする特種の事情ありたるを以て王侯の經濟と國家の財政とは明別すべからざることとなり王侯の土地財産より生ずる收益を以て國家の財政を支持するの有様を成せり然るに土地財産の此の優逸なる位地は漸次に失墜し後ち更らに退きて他の財源の後へに落伍するに至れり然れども是れ殊に國家の財政に於て然るものにして自治體財政に於ては必ずしも然からざりき否な或る國の如きは今日尙ほ之に重要な位地を與へ居れり

此れと相前後して各國の財政上に經濟的企業の新方法發達し來り各國をし

て全收入中の主要なる部分を之に占めしむるに至れり就中國家は主として郵便、電信、鐵道の企業を採用し自治體は水車業、鋸工業、釀造業、石切業、燈火、給水、瓦斯及交通企業を經營したり

是より先き土地財産の優逸なる時代に於て之と共に王侯の支配權と關連せる一の他の財源を生ぜり特權收入なるものは是なり此の財源は王侯の土地所有權より生じたるものにして食鹽採收、鑛業物の利用、河海漁權、森林、野生物の獲得等の收入なり此等は所有主たる王侯の獨占的特權に屬し若し王侯自ら此等の事業を經營するときは王侯に企業の收益を生じ之に反して其の事業を他に特許するときは王侯に一定の特許料を收得せしめたり當に是のみならず司法高權、道路高權及護衛權等も亦た手数料類似の公課金を王侯に與へたり地方自治體に於ても多くの專有的特權ありて此の特權より自治體營造物に關し同様の手数料を生ぜり否な斯る專有特權に關係なき他の自治體營造物に關しても亦遂に手数料徵求の機會を與へたり

想ふに此等各種の手數料的公課金は後ちに顯著となれる租稅賦課の先驅た

りしなり勿論租税の起原は諸國共に甚だ古しと雖も初めは唯だ臨時的にして恒久の性質を有せず且つ財政上未だ著しき重要な位地を占めざりしなり殊に國家に於ける租税の發達は地方都市團體に於けるよりも遅かりしなり租税が都市團體に於て發達の早かりし所以は偶然にあらず其の人衆の増大し資本力の狹域に集中せること之に伴ふて共同利益擁護の需要頗る切なりしこと竝に貨幣經濟の急速に侵入したること等は確かに之が重要な原因なりしなり之に反して國家及國王の財政は課税權を常用するに適すべき諸般の事情遅く發達したるが爲め國家的租税徵課の第一歩も亦た自ら都市より後れたるなり國税が始めて一般に且つ恒久的に採用せられたるは實に專政君主制の時代なりしなり此の以前の租税は單に臨時に起り且つ特別の事業に對する目的税に過ぎざりしなり斯くて後ち近世の立憲國家制の時代となり茲に始めて租税は公共收入中の重要な位地を占有するに至れり

租税發達の初期即ち中世紀より現今の精妙なる系統組織に至るまでの長路を回望する者あらば彼れは直ちに往時税制の特色として無主義無系統の亂雜

なりしを認め得べし曰はく多數の地方的差違曰はく特免階級の甚しき租税義務の破壊曰はく弱き階級の強き負擔曰はく他一般の過重なる負擔等は其の最も著しきものなり而かも租税の形體は概して甚だ粗笨にして甚だ不公平に強制せられたるは勿論なり縦令へ既に直接税及間接税の區別はありたるも前者は主として不成績の財産税にして後者は概して甚だ煩瑣なる産物税なりしなり未熟練なる算定法を以て必要缺くべからざる需要物に課すること既に甚だ苛歛なるに内地關稅(入市税)通過税の制度によりて更に各地方の交通を遮ぎれるあり産業の妨害は苛歛よりも甚しかりしなり歐洲大陸諸國の狀況は皆な斯くの如くなりしが獨り此の時に於て英國のみは既に國境關稅の制度に發達し居れり

全租税制度を正當の形體に改造し且つ上記幾多の缺陷を救除し得たるは主として十九世紀に於ける各國努力の結果なるが歐洲文明國の總ては此の間に於て大なる進歩を顯はせるものなり然れども各國間に於ける發達は素より同様にあらざるのみならず又た未だ解決を告げざる難問を其の儘今日に保存す

一五八
るものも少なからず斯くの如くして各國が現今主要とする財源に關しては各國間甚だ異なるを免れず

普露、澳、匈諸國は土地、鑛業、交通業等の自己企業より生ずる収入を以て著しく其の財政を裨補すと雖も英國及佛國の如きは寧ろ手數料収入を以て財政上の需要に應ずる有様なり普、澳、匈に在りては直接税をして収入の大部分を爲さしむと雖も露、英、佛、伊の如きは間接税に重要な位地を與ふと云ふ現況に在り我租税制度に於ても二十七年以前に在りては直接税を以て主要の収入となしたりしが現今は間接税を以て収入の著大なる部分とするに至り手數料的収入は未だ甚だ振はずして寧ろ既に企業収入の優れるを見る

地方自治體に在つては特權收入を除くの外大體に於て國家の收入と其の種類を同ふす唯だ特別賦金及團體補助金は一般に國家の場合に於けるよりも地方財政に於て重しと爲せり殊に村落自治體に於て然りとす企業収入の新發達は主として都市自治體に現はれたるものにして村落自治體には殆んど存せざりしが近時は漸次村落自治體の自己企業として給水、燈火、動力供給竝に小交通

業の現はるゝに至れり且夫れ地方自治體の租税は國家の立法上嚴密の制限を受くるが故に此の法定制限に依りて自治體課税の形體は亦一層の複雑を來らし各國間著しく不同なり従つて今一々茲に詳論するを得ず唯だ一般に直接税殊に不動産税を以て主要なる収入とすと云ふことは誤まらざる所なり

第十五章 公共收益

(私經濟的收入)

一六〇

公共收益は公共團體が自己の財産又は企業に關する經濟的行爲より生ずる收入なり公共團體の行爲全體に關する範圍の問題は既に第八章第二項に於て其の梗概を論じたるも經濟的企業の公營に關しては其の細論を殘し置けるが故に吾人は今更此章に於て前論を補足せんと欲す

公共團體は自己收益の爲めに如何なる經濟的行爲を企圖し得べきか換言すれば公共團體の行ひ得べき公營企業の範圍如何の問題は民業の範圍と利害の緊密なる關係を有する事項にして頗る至難の問題なりとす

此の問題に關して獨逸學者の多數は此間性質上の區別あるにあらず單に便宜上の區分あるに過ぎずと輕々に論じ去らんとするも既に公共團體と私人經濟との兩立が一般經濟の進捗に必要なりとする以上は兩者の行ふべき行爲範圍に關して何等かの原則的區分なかるべからず否な公共團體間に於てすら上級下級の等位及管區に従ひ行爲の範圍に關する原則上の區分は存するなり況

んや公共團體と私人經濟との間に於ておや、少くとも私人生業の外に公共團體の存立を要する根本觀念に於て原則的の區分なかるべからざるなり

公共團體は私人事業の全部を奪つて之を自己の事業とすべからざるは、論甚だ極端に亘ると雖も、兩者の間何等かの根本的區分標準なかるべからざる第一の證據なり第二に公共團體の職分は公安及公益の維持進捗に存するものなるが故に事實公共全般の利益にあらざるものは縦令へ局部又は少數の爲め如何に有利のものとも雖も之を公營とすべからざること亦た既に明かなりとす

謂ゆる此の公共全般の利益と云ふ信條を公營企業の原則として其の適用を細別すれば第一に先づ技術上大企業に適せず又は特に機敏を要する事業は公營より除外すべし何んとなれば是れ却て一般經濟の發達を阻害すればなり例へば農業及商業の大部分の如き是れなり蓋し農業の事たる概して集約的經營を利とし粗策的畫一の大企業を不利とするが故に細心注意の周到なる個々自作の民業に委するを一般經濟の上乗とし地方村落自治體に於て或る程度迄之が公營を是認し得べきも大なる公共團體の事業としては最も不可なり但し

農耕の収益を目的とせず或る他の目的の爲めに公共團體が一定の土地を所有すること及び其の所有の結果として利用の爲め賃貸又は自ら耕作する場合は此の限りにあらざること勿論なり之に反して森林の經營は大規模に於てするを利なりとするものなるが故に公營に適すべし次に商業は如何と云ふに買入原價を秘密にし他を排して販路を競争し常に變化極りなき市場の關係に應じ最機敏を要するもの其の大部分を占むるが故に公明及秩序に支配せらるゝ官局風と相容れざるものあり是れ商業の大部分が公營に適せざる所以なりとす然れども商業中左程の機敏を要せず且つ比較的公明の計算及整然たる秩序を必要とするものなきにあらず例へば貯金及び或る貸附事業の如き是れなり是等は其の貯蓄者及借資者の目的に従ひ貯蓄を安全にし貸附を低利ならしむる點に於て民業に之を期するよりも却て公營に望むの有効なるを得べし其の〇は民業として自由競争の完全に行はるべき事業は之を公營すべからず例へば工業の大部分の如き是れなり蓋し工業の大部分は自由の競争に依り技術の改良發明を促がし資本の合同規模の擴張を進め多量低價の製品を社會に供給

し個人の利益を漸増しつゝ社會の幸福を進捗するに適するものなればなり然れども工業は創設に當りて巨費を要し而かも其の効果の往々冒険に亘るものありて必ずしも社會に必要な好時に於て民業の存するものにあらず又た工業中殊に交通業の如きは其の性質上始めより自由競争の完全に行はれざること明かなるものあり前者は人民の工業思想幼稚にして未だ必要の工業起るに由なきもの後者は性質上の獨占工業なりとす前者は一般經濟の進捗を抑止し後者は公益を阻害するの弊害なきを得ず此の場合に於て公共團體は先づ教育的に民智を啓發して企業を獎勵保護し又は獨占の弊を矯むるの監督に力むること勿論なりと雖も到底其の目的を完全に遂行する能はざるときは勢ひ公共團體に於て自ら模範的工業を起し又は獨占企業を公營とするの方法に出でざるを得ざるべし但し茲に注意すべきは性質上獨占的の事業と稱するもの必ずしも事實上の獨占事業にあらざること是れなり例へば鐵道に對する船舶及電車の如き電燈に對する瓦斯石油の如き相互に競争するの餘地あるのみならず此等の場合に於て果して獨占の弊あるや否やは主として事實上の境遇により決

せざるべからず、土地に固定する交通機關なるが故に皆な必ず獨占の弊ありとして直ちに公營の範圍に屬すと斷ずべからざるなり其の三は財政上の專賣なるが是れとても單に財政上の理由のみを以て之を公營すべからず、或製品の改良に於て或は價格の均一に於て將た又た醫藥用生産用等の特惠に於て之を民業に委するよりも一般經濟の進捗に裨補すること大なるものある場合ならざるべからず殊に專賣の爲め一般の生活上却て大なる苦痛を與ふるの結果を生ずる如きは最も避くべきことに屬すべし

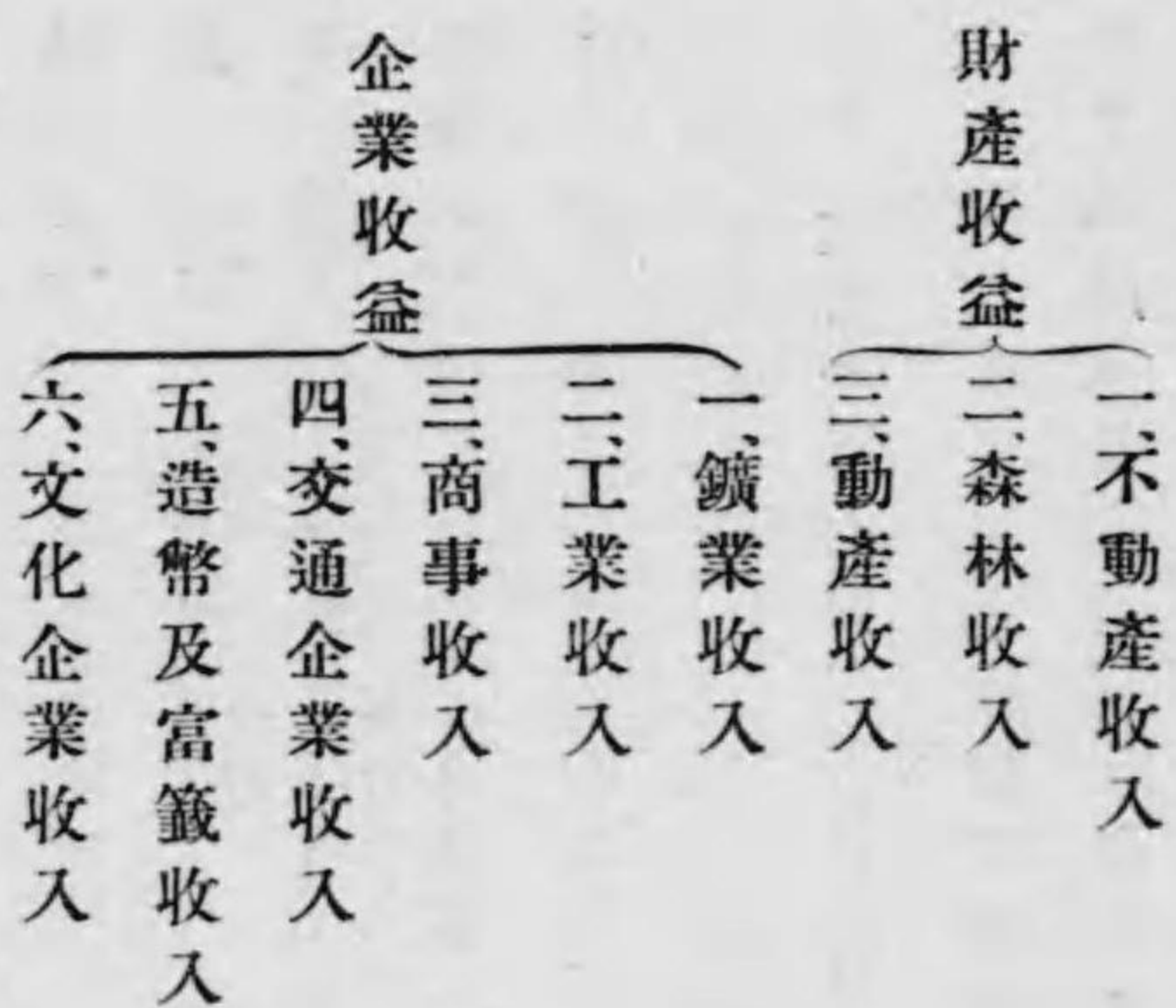
以上の如く或る土地の公有、森林經營、貯金及或る貸附及獨占の傾向ある交通企業は概して公營に適し且つ能く一般經濟上の利益を進捗するの利ありと雖も動もすれば亦た甚大の弊害を伴ふものあり人或は職員の不熱心監督の形式的なること、會計上の手續煩些なること等を以て公營に固着せる根本的の缺點なりとするものありと雖も此等は公、私の差別によりて生ずると云はんよりも寧ろ經營規模の大小によりて免るべからざるものにして斯る不便は私人の事業と雖も大規模の經營なる以上は必ず隨伴せざるべからず、公營なるか爲めに特

に弊害ありとして注意すべき重要な事項は先づ第一に事業の進捗甚だ遅々たることなり蓋し公共團體は大なる信用を以て公債を起し得るが故に資本充分にして事業の進捗迅速なるべき筈なるも事實は多く之に反し公共團體として爲すべき事業他にも甚だ滋きを常とす之に對し彼れが信用資力は常に充分なるを得ず却て私立株式會社が増資によりて資本を擴張するの迅速なるに若かざることあり我が鐵道及電車が公有後却て其延長及改良の遅々たる如き以て其の一例とすべきなり其の二は財權の集中に伴ふ政權の專横なり公營の事業増加するに従ひ之に賣込むべき材料供給者之に運送を依頼する荷主多數公署の附近に於ける住民、地主、旅店、労働者の類何れも公營當局者の權威に隸從し延いて政治上少からざる壓迫に遭遇することなしとせず其の三は公營の企業に概する民設の類似事業起らんとすれば往々其の企圖を拒否し又は類似事業の經營に競争を挑み民業を壓迫し一般の企業心を萎縮せしむること是れなり此等は概して公營制度自身の罪にあらずして當局者人物の適否より生ずるものなるが故に國家は此點に注意し之が監督の方法を講ぜざるべからず

然れども財政學が直接に關係すべき重要な點は公營私營の根本問題にあらずして收入を目的とする公共企業が如何にして永續的に且つ成るべく有利的に經營せらるべきやに存す而して此の場合に當り公共團體は私人經濟の如く法律上の制限を受くる迄もなく自ら一般の經濟上及社會上の需要に對し特別の注意を爲しつゝ其の收入の目的を逐はざるべからず否な場合に依らば全般の幸福に供せんが爲め收入上の目的をも犠牲とするの必要にも遭遇すべく事茲に至れば自己収益的の設備は漸次其の性質を變じて全般の幸福に裨補すべき營造物に移推せんとするものなり是れ公共團體の財政は全般の幸福を達するの本政務に對する副手段たるに過ぎざる當然の運命にして素より怪しむに足らざるなり

公共収益は其の財源の性質に従ひ之を公共財産収益及公共企業収益の二類に大別せざるべからざること既に説述せる所に依り自ら明かなるが財産を企業に使用して收入を生ずること通例なるを以て明晝に二類を區分するの困難なる場合なしとせず唯だ大體に従ひ主要の財源に着眼して適宜之を區分する

の外なし此の見解に於て吾人は公共収益を左の如く分類せんと欲す



吾人は概して此の順序に従ひ以下數項に詳述すべしと雖も茲に先づ各國の財政上此等の收入が如何なる位地を占むるやを察せん爲め左に之に關する一表を掲げん

各國財産及企業收入表

國名	種類	収入額	圓換算	總歳入に對する割合
日本	森林、郵電、鐵道、造幣、官物、印刷、配當金、	七四、〇〇〇、〇〇〇	七四、〇〇〇、〇〇〇	百分の二三
英國	郵電、官地、配當金、	二六、〇一七、〇〇〇	二六、〇一七、〇〇〇	三
佛國	官地、森林、郵電、造幣、鐵道等	四四、一七五、〇〇〇	一七、〇七〇、〇〇〇	一〇
獨逸	郵電、鐵道、印刷、銀行、	八四、五〇〇、〇〇〇	四三、五〇〇、〇〇〇	二九
普國	官地、森林、礦業、國鐵、造幣、銀行、富餘、	二、八〇四、五七六、〇〇〇	一、四〇三、二八八、〇〇〇	六九
露國	皇領、森林、礦山、郵電、國鐵、造幣、銀行、持分、	八六四、三六六、〇〇〇	八六四、三六六、〇〇〇	三〇
埃國	官地、森林、礦山、國鐵、郵電、等	五〇、三六三、〇〇〇	一六四、一四四、八〇〇	二七
伊國	財產、鐵道、郵電、富餘、 キニエ官業、	二九三、六七四、〇〇〇	二七、五九九、六〇〇	二

(備考)埃國の分は千九百六年度の計數により他は概して千九百十年、佛、普、伊の三國は千九百十一年の計數に依る

以上の表に依るに獨逸は帝國及普國とも財産及企業上の収入頗る多く普國の如きは總歳入の約七割を占むる至重の財源たるを示めせり是れ最も注意を要すべき所なりと雖ども以上の計數は素より純収入を示めしたるものにあらず

ず更らに次項以下説述する所に依り之れが管理及作業費も亦た頗る多大の費用を要し其の結果純収入としては必ずしも驚くべきものにあらずるを知るべし

地方自治體の財政に於ても財産及企業上の収入少からず殊に地方團體中小自治體に在りては細心集約の注意を加ふるの情況を具備するが故に耕地の自作亦た往々に能く行はれ公有市街地及建物の貸附亦た頗る得策なるものあり企業の種類に至りては地方財政の特色として燈火、給水、瓦斯等文化的企業に屬するもの最も能く行はる吾人は以下各項に於て更らに此の事も細説すべし

第一項 不動産收入

廣く公共團體の不動産と稱すれば行政上及収益上の土地及建物を包含すべしと雖も公共團體が財政上の意義に於て所有し管理する不動産は主として収益財産たる土地、森林、及び之に附屬する建物に外ならず就中實際上の重要を有するものは耕地、森林、含礦地なりとす各國の行政上に使用する官有地なるものは概して之を指稱せんとするものなるも各國の間必ずしも官有地なる意義一

致せず廣狹甚だしき懸隔を有するものあり例へば獨逸は官有地の名稱を農耕地に限りて使用し佛國は之に反して頗る廣く國有地全部を官有地と稱し其中に財政上の利用を爲さざる行政上公用中の營造物を包含せしむるが如し而して我國の官有地なる名稱も行政上殆んど佛國に均しく建物を除ける國家の所有地否な民有地に非ざる一切の土地を包含せり然れども吾人は財政學上の意義に従ひ公共團體の收益不動産を以て官有地に當るものと見做し其の重要な収入及収入方法に關し左に説述すべし

第一、土地收入

國有の土地は歐洲の歴史に依れば概して舊王侯領地より傳來したるものに係り昔時は皆な王侯の内廷費及び一般國費に對して此の收入を使用したりしが其後佛國は既に千七百九十年に於て普國は千七百十三年に於て其他は概して十九世紀に至り王侯の領地を舉げて國家の所有に移し稀れに二三の諸國が之を君主の有と國家の有とに兩分せるを見るのみ然るに此十九世紀の交に於て財政上の必要と當時流行せる學説の感化とに依り多數の國家は往々前後の

思慮もなく早計に之を賣却して官有地の減少を力めたりしが獨逸に於ては小邦の多かりし丈けに細心の注意を以て之を保存したるもの少からざりき之が爲め獨逸の小邦中今日尙ほ千九百六年の豫算に於て單に官有農耕地の收入のみを以て經常總收入の四割五歩三六を擧ぐるものありシユワルツブルグゾンドルスハウゼンの如き是れなり普國は之に反し賣却したる土地甚だ多かりしが爲め其後多少増加したるに拘はらず千九百八年に於て僅かに四萬四千町ヘクタールの農耕適地を有するに過ぎず而かも其の豫算上の收入は約千六百六十萬麻をヘクタール示めし之れに水車、漁業、葡萄園及鑛泉等々の政入七百三十萬麻を加へて同國歳入全額の百分の一に達せんとす然れども獨逸諸邦の有する農耕的官有地の數は千九百六年に於て七十二萬三千三百二十六町歩に當ると云ふ但し獨逸帝國及二三の小邦は全く一の農耕適地を有せざるなり佛國は官有地の賣却尤も多かりし國にして奧國は之に次げり英國も亦た財政上重要を認めらるゝ程の官有地を存せず千九百十年に於て收入僅かに五十一萬八千磅を擧ぐるに過ぎず之に反して匈、牙、利、及露國は今尙ほ著大なる面積を有し殊に露國は其收入も千

九百十年に於て三千二百八十四萬六千留を示めせり我國に在りては農耕適地の官有に屬するものなく唯だ國有原野と稱するもの四十二年に於て四十萬町歩を存するも概して農耕適地にあらず其の収入は樹皮、樹葉、紫草、菌、草、石土類等の副産代價及建物用、道路用水用、耕地用、栽樹、物置、學校、社寺用、牧場用、漁獵用並に養魚用等の有料貸下地に外なちずして合計約七萬圓の小額収入に過ぎず

地方財政は此點に於て國家財政よりも細心なるべき情況を具へり勿論一時は過度早計の賣地を爲したりしも細心的に土地を利用するの永遠に得策なるを理解し且つ之に適する情況を有せるを以て概して賣地の方針を變更したり舊都市は殆んど皆な巨大の土地を公有となし今尙ほ之を保存せり新都市も其の急激の勃興に應じ収入の増加を目的とし力めて公有地を買収せり獨逸に於けるバイエルンの市町村は千九百一年より千九百五年迄の間に於て公有の土地建物を二億九千五百萬麻より三億三千九百萬麻に増加し農耕地をも二億三千三百萬麻より二億七千八百萬麻に増加せり都市の公有地には市内地及市外地の別ありて自ら其の収益方法を異にせり市内地は概して家屋敷地の賃貸に

より収入を計り市外地は林野及菜園として利用するを例とす多數の地方に於て近時著しく公有の擴張を見たるは此市外地の方面に在り伯林の如き市内地は五百八十七町に過ぎざるも市區外の公有地は一萬五千二百八十九町餘の多きを示めせり是を以て之を觀るに土地の農耕利用は小自治體の公共企業として實驗上成功の望なきにあらざるを以て現存の公有地を賣却することは早計に失すべからず否な土地の價格は概して世の進歩と共に騰貴するものなるにより財政上の見地よりするも細心的に注意し得る自治體の如きに在りては成るべく之を公有に保存し置くを得策とす殊に都市に於ける社會政策的の需要を考へ又は國民經濟上、土地投機の弊害に顧慮を拂ふの必要を感ずる場合を察すれば時宜に依り更らに一層公有増地の得策なるを認めざるを得ず是れ吾人が土地は公共團體に於て直接農耕の用に供せざる迄も自ら一定の面積を公有し置くの必要ありとする所以なり而して既に公共團體が之を所有し保存するの必要ありとする以上は之を經濟的に管理利用する方法を講ぜざるべからざることを多言を要せざるべし

収入の目的を以て公有地を利用せんと欲せば單に之より永續せる純益を得んと期すべきのみならず地價騰貴に伴ふ利益をも失はざらんことを期すべきなり此の目的を實行するに關し種々の制度を生ず其の一は公共團體が自己の機關を以て企業を執行するの制度にして其の二は小作の方法を以て之を他に委附し他をして經營執行せしむるの制度なり前の方法に在りては企業に關する全部の危険と全部の利益とを公共團體の計算に於てし公共團體をして大農的自作地主たるの位地を有せしむるを通例とすと雖も稀れには此の危険を減省せんが爲め特別に管理者を置き彼をして一定の納付年額を約せしめ其の上を生ずる利益に對しても一定の範圍内に於て配當を受くることを得るの方法を採るものあり例へば獨逸のブランデンブルグ侯國が千六百六十年より千六百八十四年に至る間に於て其の官領地に行へるものゝ如き是れなり然れども侯國は利益配當を受けざりしのみならず實際に於て約定の納付金すら完納を缺き且つ地價騰貴の利益をも享有すること能はざりしを以て幾干もなく之を放棄したり之に反して全部の危険と利益とを併有すべき公共團體直接經營

の方法は原始的の制度なり今尙ほ之に依れるもの少からずと雖も頗ぶる衰頹の有様にして學說上に於ては格段有利の制度にあらずとして排斥せらるる是れ主として其の事務者が自己企業的の利益心を缺けるに由らざんばあらず

小作の方法には世襲小作及定期小作の二種あり世襲小作は毎年一定の小作料を納付せしむるの約に於て同一の小作者に世襲せしむるの制度なり之が爲め其の土地は永久に彼が家族の使用に遺さる從つて掠奪的耕作の弊に陥ることなきを得べし然れども之と同時に公共團體は土地の騰貴に相當する利益を收むることを得ざるの缺點あり斯くて此の世襲小作制度は歐洲大陸に於て十八世紀の頃頗ぶる廣く流行せしが近時に至りては著しく衰退せり但し獨逸のメクレンブルグ、シュウエリンに於ては千八百六十七年以來一般に之を施行し其の結果甚だ良好なりと稱せられて著名なり

理論及實際の情況斯の如し故に近時の文明國に於ては概して世襲小作制よりも定期小作制を以て得策なりとし再び定期小作制の流行を見るに至れり殊に近時は專制時代の專恣なる小作許可法を採らずして一定の標準に従ひ公開

入札法を以て改定するが故に能く地主たる公共團體をして地價騰貴の利益を受くるに適當なる方法に於て小作料を定めしむることを得るなり、小作期限の改定は短期なる丈け益々多く公共團體の利益なりと雖も之が爲めに小作人の濫耕を促がすの危険あるを以て餘りに短かき期限を以てするは不可なり要は小作人をして適當の利益を享受せしめ且つ稍々先見ある經營を爲さしむるに適當なる程度に於て比較的長期の契約を許すと同時に土地價格の變動に應じ小作料を増減し得るの條件を契約に於て留保するに在り、然れども此等の關係頗る微妙複雑なるが故に實際上の大勢を云へば小作期限は益々短縮せらるゝ傾向なり獨逸の如きすら昔時十八世紀の頃に於ては五十年乃至百年の小作期限なりしと雖も十九世紀の初期に至りては三十六年となり現今は平均十八年となれりと云ふ

定期小作に又た二種あり一は一般小作法と稱し一切の設備及一切の附屬工作物を包括して小作契約を設定するものにして他の一は各個小作法と稱し各個の土地又は附屬工作物毎に個々小作契約を附するものなり一般小作法は人

口稀薄の地に於て粗笨的農業に適用するに便利にして且つ適當なりと雖も各個小作法は概して高き小作料を得んとするに適當なる方法なるが如し

小作に依る土地の収入は純所有の収入に該當するものにして現今に於ける官有耕地の利用法は概して是れなり獨逸の普國に於ても官領地の小作に附せらるゝもの千九百八年に於て千五十七箇所の多きを占むるに拘はらず國家直營の企業に係るものは僅かに七箇所に過ぎずと云ふ

第二、森林收入

森林の所有及企業は公共團體の事業として適當なること理論上一般の承認する所なり是れ其の財政的考案に於けるよりも寧ろ一般經濟的需要に依りて然るが如し惟ふに國民經濟一般の公益より觀察して治水上衛生上養魚上一定の森林面積を國內に保存すること及び其の適當に經營せらるゝの必要なることは疑を容れざる所なり而して其の經營は私人の企業によらんよりも公營企業に保留するの適當なるべき理由あり如何なる事業と雖も播種と收穫との間に頗る長期を要すること森林業の如きはあらざるべく從て又た如何なる事業

も濫伐其他の誘惑に陥入り易きこと森林業の如きはなかるべし而して斯る誘惑に對し能く抵抗し得んものは公共團體就中國家を措いて他に存することなしと云ふも過言にあらず是れ一般經濟上森林企業が公營に適する所以なりとす況んや之れと同時に森林の所有及企業は財政上に於ても往々著大の收益を與ふるの實例あるに於ておや

歐洲大陸は十九世紀の初十年に於て殊に佛國の如き大に國有林を賣却し普國も奧國も亦た此例に洩れざりしと雖も多數の國家は其の農耕地を激減又は皆無に歸せしめたるに似ず頗ぶる廣汎の森林地を公有に保存し居たり更に十九世紀の中葉に逮びてや形勢一變し却て民林の買収に依り著しく國有森林を増加するの傾向を生じ今や普國、巴威倫其他の獨逸諸邦、獨逸帝國、露國、佛國、奧國及び匈牙利國の如き何れも巨大の森林を國有とするに至れり獨逸帝國は一九〇六年に於ける國有林の面積九十六萬町歩にして全國森林面積の三分の一を有し、普國、巴威倫其他の獨逸諸邦も亦た概して全森林面積の三分の一乃至五分の二を國有に屬せしむ斯くの如くして森林の公營は獨り國家の爲す所なるの

みならず地方自治體の所有及企業に屬するもの決して少しとせず獨逸の全市町村有森林は千九百年に於て總額約二百二十六萬町歩を算し實に同國森林全面積の六分の一に該當するを見る而して此の全市町村有森林面積の二分の一はエルザスの市町村有に係ると云ふ

本邦の森林總面積は二千九百九十九萬七千六百三十三町歩(原野を除く)にして國有の森林は千百六十九萬三千七百八十七町歩を示めし實に總森林面積の五割五分に當れり皇室御料林は二百二萬四千九百一十一町にして總森林面積の九歩に該り地方有に屬する森林は公私社寺有森林として八百二十七萬八千九百町歩の中に合算せられ其の區分明かならずと雖も其の約十分の三を占むと推定する公邊の計算に依れば二百四十八萬三千六百七十一町歩にして總森林面積の一割一步に該當すべし殘額五百七十九萬五千二百二十四町は社寺及民有林にして總森林面積の二割六歩となる算當なり(明治四十三年の調査)

森林利用の財政的利益は歐洲に於ても往時甚だ輕微なりき是れ他なし古昔は單に狩獵及牧場として利用したるに過ぎざるに因る而るるに十九世紀に迄